

第八十四回国会 参議院内閣委員会會議録第十六号

昭和五十三年六月六日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

六月二日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任

山中 郁子君

六月六日

辞任

竹内 潔君

加藤 武徳君

森田 重郎君

補欠選任

岩上 二郎君

鈴木 正一君

野末 陳平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

塚田十一郎君

原 文兵衛君

片岡 勝治君

井上 計君

岩上 二郎君

岡田 広君

源田 実君

斎藤栄三郎君

鈴木 正一君

林 寛子君

堀江 正夫君

野田 哲君

村田 秀三君

山崎 昇君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

国務大臣

農林大臣

国務大臣

(総理府総務長官)

国務大臣

(行政管理局長官)

野末 陳平君
秦 豊君

中川 一郎君

稲村佐近四郎君

荒松清十郎君

菅野 弘夫君

加地 夏雄君

辻 敬一君

佐倉 尚君

松本 作衛君

川田 則雄君

今村 宣夫君

大場 敏彦君

野崎 博之君

犬伏 孝治君

堀川 春彦君

戸塚 金郎君

藍原 義邦君

森 整治君

首藤 俊彦君

林 亨君

政府委員

総理府人事局長

行政管理局長官

官房審議官

行政管理局長

監理局長

農林大臣官房長

農林大臣官房技

術審議官

農林省農林経済

局長

農林省構造改善

局長

農林省農産園芸

局長

農林省食品流通

局長

農林水産技術会

議事務局長

食糧庁次長

林野庁長官

水産庁長官

常任委員会専門

説明員

環境庁水質保全

局水質管理課長

国土庁大都市圏整備局波研究学園都市建設推進室長 石川 允君
大蔵大臣官房地方課長 宮原 翠君
大蔵省理財局国有財産第一課長 秋山 雅保君
大蔵省理財局国有財産第二課長 山口 健治君
文部省大学局医学教育課長 五十嵐耕一君
厚生省環境衛生局乳肉衛生課長 岡部 祥治君
農林省畜産局審議官 佐野 宏哉君
水産庁研究開発部長 山内 静夫君
建設省計画局参事官 関口 洋君
会計検査院事務総局第二局上席調査官 沢井 泰君

本日の會議に付した案件
○国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案及び職員団体等に対する法人格の付与に關する法律案を便宜一括して議題といたします。
まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。
稲村総理府総務長官。
○国務大臣(稲村佐近四郎君) ただいま議題となりました国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
国家公務員及び地方公務員等の労働關係の基本につきましては、政府としてかねて慎重に配意してきたところでありますが、昭和四十八年九月に内閣總理大臣の諮問機關である公務員制度審議會から答申をいただきました。自來、政府としては、この答申の趣旨を実現すべく、検討を進めてきたのでありますが、制度改善を要する事項のうち成案を得たものにつき、このたび国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。
次に、この法律案の内容につきその概要を御説明申し上げます。
まず第一に、従來、国家公務員法及び地方公務員法におきまして一般の職員と同一の職員団体を組織することのできない管理職員等の範圍についての規定がきわめて簡潔でありましたが、これを労働組合法第二條の規定に準じて整備することとしたしております。
第二に、従來、職員団体の登録の取り消しは、直ちにその効力が発生することとなっていたのを改め、裁判所へ出訴できる期間内及び訴訟係属中は、効力を生じないものとするということとしております。
なお、この法律案は、公布の日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国家公務員及び地方公務員等の労働関係の基本につきましては、政府としてかねて慎重に配意してきたところでありますが、昭和四十八年九月に内閣総理大臣の諮問機関である公務員制度審議会から答申をいただきました。自來、政府としては、この答申の趣旨を実現すべく、検討を進めてきたのでありますが、制度改善を要する事項のうち、成案を得たものにつきこのたび職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案を提出した次第であります。

すなわち、この法律案は、公務員制度審議会の答申におきまして、職員団体の「法人格は、登録制度とは切り離して、付与するもの」とされておりますのを受け、現行国家公務員法または地方公務員法においては、登録を受けた職員団体のみに法人格付与の道が開かれておりますが、これ以外の職員団体等に対しても法人格を付与する制度を創設しようとするものであります。

次にこの法律案の内容につきその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案は、国家公務員、地方公務員を中心とする職員団体等に対し、これらの団体が財産を所有し、維持運用する等その目的達成のための業務運営に資するために法人格を付与することを目的としております。

第二に、この法律案で法人格を付与することのできる職員団体等は、現行国家公務員法または地方公務員法では、法人格が付与されない国家公務員または地方公務員が主体となって組織する非登録職員団体あるいは国家公務員職員団体と地方公務員職員団体との連合団体、さらにこれらの団体

に労働組合等が一部混合している団体といったしております。

第三に、法人格の取得の手続については、職員団体等がその規約につき認証機関の認証を受け、その主たる事務所の所在地において登記することにより法人となることのできることをいたしております。

第四に、認証の手続及び要件等についてであります。

認証を受けようとする職員団体等は、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならないこととし、認証機関は、認証の拒否事由がある場合を除き、規約が所定の要件に該当するときは、当該規約を認証しなければならないこととしたしております。

認証の要件については、規約に名称、目的、業務等所定の事項が記載されていること、規約に規約の変更等の重要事項が民主的な手続によつて決定される旨の規定が定められていること、規約に所定の会計報告の規定が定められていることを要するものとしたします。また、認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、または当該職員団体等が認証を取り消され、その取り消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならないこととしたしております。

なお、認証機関は、右の認証に関し、当該職員団体等が職員団体等でなくなったときその他認証の要件に適合しなくなったときには当該認証を取り消すことができることとしたしております。

第五に、認証機関は、職員団体等の区分に応じ、人事院、最高裁判所、人事委員会または公平委員会をいたしております。

その他、民法及び非訟事件手続法の準用等所要の規定を設けております。

なお、この法律案は、公布の日から起算して三カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概

要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

終わります。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で説明の聴取は終了。両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(塚田十一郎君) 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山中郁子君 三点にわたつてお伺いをいたします。

第一は、今回の法律改正で北海道の函館、旭川、釧路の行政監察局を廃止して、それぞれ分室を設けるといふものでありますが、まあいわゆる格下げといふことになると思ひます。そもそもが、地方行政監察局を置く趣旨といふのでしたら、目的といふのでしたら、そういうものはどのような規定されておりますか。

○政府委員(佐倉尚君) 監察局の仕事は、大きく言ひまして監察の仕事に行政相談の仕事、この二つというふうなことを考えていただいでよろしいかと思ひますが、地方局を置く趣旨は、やはり行政の運営の改善といふことをやるためには、現地の状況、実情を知らなくてはならない、調べなくてはならない、それから行政相談等につきましては、住民の行政に対する苦情、そういうものを直に把握するために、やはり地方局を置いておる、こういうことに考えております。

○山中郁子君 本法律案の審議に当たつて、衆議院での質疑も含めて政府が述べておられますことは、分室に格下げしたとしても、住民に対するサービス、行政内容について低下は来さないものであ

る、まあ御心配なく、こういうことを言われておりますけれども、まあお答えがありましたような趣旨で地方行政監察局が置かれていて、そのような業務がされていたら、それが分室になることによつて何らの変化もないといふことは一般的には考えられないし、私は、具体的にどういふことは考えられないので、したがつて、行政サービスの低下を来すおそれがあるといふことが何回か指摘をされてきたのだと考えます。私もそういう立場に立つて指摘を申し上げるわけですから、これは新しい制度で、いままで分室があつたといふわけではないと理解しておりますが、そのことも含めて御答弁をいただきたいのですが、新しいこの分室は、どういふ権限と、どういふ内容を所掌事務とするのかといふことのお考え、これはこれから訓令などのようなものでお決めることになる手続になるのかどうか、その辺も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君) 当庁の出先機関におきまして分室をつくるのは、御指摘のとおり今回が初めてでございます。

いま監察局長から申し上げましたように、現在の地方局でやつてゐる仕事を大きく分けまして、行政相談と、それから行政監察の問題です。分室設置を考へる一事大きな問題は行政相談でございます。住民の行政に対する苦情処理とか、きわめて住民サービスに關係があるものでございまして、今回の改正によりまして三局を廃止いたしましたも、分室という形で、どうしてもそういう行政サービスを下さしやないかといふこと、この分室は、御承知のように、組織法上のためまあから申し上げますと、たとえば支局とか出張所のあれと違ひます。点は、北海道の札幌にありまます管区のいわば内部組織になるわけでございます。そういう意味で、御承認をいただければ、設置形式は、これは訓令と、こういう形になるうか

と思っております。

○山中都子君　そうしますと、やはり地方行政監察局が持っている権限ないしはこれまでの、いま先ほど御答弁のあった業務内容に比べて変わることは事実であるし、住民サービスや行政改善について低下を来すという危険は少なくとも考えなければならぬ問題としてあるのではないですか。

○政府委員(加地夏雄君)　今回の改正に当たりまして、いま御指摘の点は十分考えたわけでございまして、行政監察の仕事は、御承知のように行政客体和申しますか、監察の対象になる機関は、これは国の出先機関でございまして、あるいは自治体でございまして、従来から北海道でやっております行政監察の実態を十分検討いたしまして、少なくともこれを札幌を中心にして道一体的にやってもいいという大きな問題はなからうと、こういう判断をしたわけでございまして、むしろ問題は行政相談の關係でございまして、これは、いま申し上げましたように、従来地方局でやっておりました行政相談の關係はそのまま残すわけでございまして、しかも、これを全体を管区の分室にいたしますので、従来地方局長がやっておりました権限の問題が実はこれは管区の局長に移るわけでございまして、そういう意味で、行政相談關係を北海道全域にわたって管区の局長がやります場合に、そういった意味のサービスの低下をしゃいけないというところで、実は管区に新しく行政相談部というのを設けていただきまして、管区の局長と行政相談部長が道内の行政相談關係を中心にしたような行政事務を処理していくと、こういう形にしておるわけでございまして。

○山中都子君　行政監察年報の五十一年度版によりまして、地方監察局での処理状況が出ておりまして、受理件数百八十四件中所見表示百六十七件というところで、行政改善について現地の一定の効果を上げているというところを行管庁自体が評価をする立場で報告も出されております。私は、いま御答弁がありましたこの監察業務に關しまして、結局北海道全体としてやるといふ形になるわけですわね、一元化というのですか。そうすると、その地域ごとのいままでの体制でできる細かい行政監察に基づく行政改善、こういう点については、より規模が一元化されて、どうしてもきめの細かさという点では問題が出てくるということとは常識的に考えられると思うんです。その権限が管区の局長のところに来るといふことになりまして、その地域ごとの、北海道的な共通したものではなくて、各地域の特別な、特殊な問題というものが十分あるわけですから、そういうことについてのきめの細かさの問題が出てきて、結局それは行政の硬直化をもたらす要因になるということとは十分言えるのではないかと感じておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君)　地方局がございすれば、地方局長の権限で地方監察というのを施行することができるとはございしますが、今回このような措置になるとすれば、これは全部管区局長の権限で地方監察をやることになるわけでございまして、それで、監察には、私も本庁の方で計画して出先に流す、中央計画と私も言っておりますけれども、そういうやり方と、いま申し上げました管区、地方で発意してやる地方監察というのがあるわけで、大体私どもは国の行政を見ていくというのが主眼でございまして、その国の行政がやはり委任事務あるいは補助事務等として都道府県等に行くわけでございまして、都道府県の単位でこういう行政が行われているというケースが非常に多いわけでございまして、でございまして、北海道の場合には、道が一つでございまして、地方局をもしなくしてしましてもその辺は十分やっています。それから、いま先生の御指摘の監察についても、きめの細かい点が欠けるのではないかと御指摘でございますけれども、分室にもやはり監察に關して情報を収集し調査をやる、必要に応じてはそういうことをやるというところを若干残すわけでございまして、そういうきめの細かさのなくなるように努力してやっていくというふうに申し上げたいと思いま

す。

○山中都子君　それはやっぱり理屈が通らないと思うんですね。行政監察年報の中でも、「基本方針」に關して「監察業務の重点事項」として、「地方監察は、現地において行政改善を必要とする具体的事項について積極的に実施し、その効果の確保に努めることとした。」と、こうなっております。そして北海道の場合には、都府県段階と比較してその地域的な広さその他も含めていまま

地方監察局を置いていたわけですね。そういう趣旨で置いていたわけですね。そして、それに基づいて地方行政監察を行ってきた、行政を行ってきたわけですから、いまこへ来て、いままですとではいはずですから、行管庁の報告でもちゃんとその実効を上げていこうというふうなやっていますという報告がされていっているわけですから、そういう点では必要にサービスの低下につながるということは私は明白だと思えます。これはいま読み上げました行管庁の監察業務の基本方針にもとるものであるし、多くの問題点を持っているというところを重ねて指摘せざるを得ませんけれども、この問題の最後に長官から一言この問題についての見解を伺っておきたいと思えます。

○政府委員(佐倉尚君)　いまま監察をやっております経験上、地方公共団体に流れていく国の行政、こういうものを把握する方法、いろいろ私どもも検討しているわけでございまして、けれども、それはやはり、その地方公共団体自身の行政のレベルの向上とか、あるいは交通機関の発達とかいう意味で、北海道の場合には、今後は地方監察というものは管区一本になるわけでございまして、もちろん先ほど申し上げましたように分室が置かれるわけ、そこで種々の情報を収集し、当然管区から出かけていって地方監察を部分的なものであればやるといふようなことになるわけでございまして、それで先生御指摘の監察の上においても十分遺漏のないように期しているわけでございまして、さらに、行政相談につきましては、これはその分

室にはほとんどいまままでの機能がそのまま残るわけでございますので、国民と密着した行政相談につきましてはサービスの低下はもたらさないように努めていくと、こういうふうに考えております。

○山中都子君　長官から御答弁をいただきたい。

○國務大臣(荒松清十郎君)　ただいま局長から御説明を申し上げたとおりでございます。

○委員長(塚田十一郎君)　質疑の途中ですが、委員の異動について御報告いたします。
本日、竹内泰君が委員を辞任され、その補欠として岩上二郎君が選任されました。

○山中都子君　問題点は指摘をいたしましたので、いまおっしゃっている内容が具体的に保証ができるのかというところは多分に問題があるところだと私は思っておりますので、その点からも指摘をしておきたいと思えます。

で、次の問題ですが、小樽財務部の廃止の問題についてこの機会を得て若干質疑をしたいと思えます。
これは昨年の十二月二十三日に閣議決定された「行政改革の推進について」の中で、北海道小樽財務部を廃止するということを決めております。若干の議論がすでにされているところですのでけれども、廃止の理由ですね、それからまた、廃止に当たって行政上地域住民に支障が生じないのか、この点に關して初めに伺います。

○説明員(宮原肇君)　お答え申し上げます。
昨年十二月の閣議決定の趣旨に従いまして、大蔵省といたしましては、五十三年度小樽財務部を廃止する方針を固めまして、ただいま準備を進めているところでございます。この小樽財務部を廃止するということの考えを定めますにつきましては、いろいろ総合的に考えまして、たとえば小樽が非常に交通の事情が札幌本局と便

利になりまして、車で四、五十分の距離であるというようにあります。また、管内の地方公共団体の数とか、あるいは人口、いろいろ行政対象の数等も勘案いたしまして、小樽財務部につきましては整理いたしてもそう特に重大な住民の利害に支障を及ぼすということはない、そういう考えに立ちましてこの整理を決定いたしましたわけでございます。ただ、この問題、非常に地元にもいろいろ反対の機運があることも存しておりますが、この住民の利便に支障を来さないという点に關しましては、これを仮に整理いたしましたとしても現地に何らかの形で事務処理機関を残すというふうな考えで、たゞいま対策を練り準備を進めておるところでございます。

○山中都子君 これも、先ほどの監察局と分室との関係と共通するんですけれども、財務部が出張所になって、当然業務の内容は違うわけですね、大蔵省自身が決めている出張所というのは何をやるのか、財務部は何をするのかということはおのずと違うわけね。違うようなものにしておいて自身が変わらないで済むということ、これは私はどうも強弁にすぎないという気がしておりますけれども、具体的に出張所と、それから財務部と業務の内容というものは、それぞれどのように規定をされており、それぞれどのように大蔵省としては理解をしておられますか。

○説明員(宮原翠君) 財務部と出張所の仕事の内容に關しましては、大蔵省設置法に基づきまして大蔵省組織規程に定めがございますが、財務部におきましては金融行政、それから地方公共団体に對する融資の行政、あるいは国有財産の管理運用の問題等々を所掌いたしております。次に、地方出張所につきましては、これは財務局の出張所、財務部の出張所と二通りございますけれども、主として国有財産の仕事を担当いたしておりますのが出張所でございます。

○山中都子君 だから同じじゃないわけですね、することがね。いまの御答弁の中身で申し上げます、組織規程によると、第七十五条で、出張所

においては第十條の十八、十九、二十、二十二、二十三、二十六に掲げるものを分掌すると、こうなっております。当然具体的に国有財産事務が主になるという御答弁のとおりだと思えますけれども、そうしますと、財務部は実際には金融、財政、會計法に基づく管理、地方債の許可、国有財産等そうした多岐にわたった業務内容を持つていて、このことになりまして、出張所にするによつて、いままで財務部でやっていたと同じような内容の仕事ができて、同じようなサービスが保持できるということにはならないんじゃないですか、どう考えますか。

○説明員(宮原翠君) 先生御指摘の点もとてもでございますが、私もその点は非常に重要に考へまして、先ほど御答弁申し上げました現地事務処理機関として仮に出張所を置きます場合にも、出張所の中身について相当密度の高いものを考えたいと思つておるわけであります。

具体的に申し上げますと、現在の制度のうち金融機関の検査等の事務につきまして、これは局に集中いたしたいと考へておりますけれども、たとえば金融機関に対する住民の苦情の受け付けであるとか、地方団体に対する融資の問題であるとか、それから、国有財産の問題は従来どおりというふうなことで一応考へております。したがって、金融機関の検査等の事務を除きましては、現在の状態がそのまま残るような仕組みで出張所の姿を考へたいというふうな考へて準備を進めておるわけでございます。

○山中都子君 法律をこういふふうに変えるときに、たとえばこの問題ならばサービスが低下するじゃないか、そういう危惧があるじゃないかということでたゞだしていきまして、必ずそのようにおっしゃるわけですね、政府はね。いやそういうふうにはしないようにいたしますと、同じ出張所でも密度を濃くして、だけれどもこれは何ら保証がないんですよ。密度を濃くしてしまつてと同一ことをやるといふなら同じだけの人数が要るんだし、だったら何も変えなかつた方がいいわけ、

何らかの形で合理化を図ろうとするからこうした提案をされるのであつて、そしてそのことによつて實際問題として中身は変えなかつて幾らこで何回おつしやつたつて、じゃどういふ保証があるのかと、いま本當に、たまたま答弁なさつていらっしゃるが誠心誠意おもう思つて、変えちゃまずいと思つて答弁されていらつしやるかもしれない。だけれども、これがだんだんだんだん月日がたつていけば、同じ人がおやりになつていくわけじゃないから、結局は出張所というのはそもそもどういふ仕事をするのだ、財務部というのはどういふ仕事をするのだ、こういうことに仕事がつたつていくことは、これは火を見るより明らかなんです。そういう趣旨で、これは労働組合の方たちも反対していらつしやるし、住民の方たちからもいろいろ意見が出てくる問題ですので、いま御答弁の中でも、主観的にはサービス低下はさせません、密度を濃くしてやりますというふうにおつしやつてゐることは、百歩譲つて認めるとしても、それはあくまでもいまの時点でのそういうことであつて、必ず行政サービスの低下につながる要素を含んでゐるものであるという点は私は否定できないと思ひますが、この点については行管庁いかがですか、行政改革の一環として出されていらつしやるわけですか。

○政府委員(辻敏一君) 今回、地方出先機関の整理統合を行うに当たりまして、社会経済情勢の変化でございますとか、交通事情でございますとか、そういうものを勘案をいたしましてケース・バイ・ケースに検討をして決定をいたしましたわけでございまして、その過程におきまして、行政サービスの低下をできるだけ来さないようにするということとは御指摘を待つまでもなく当然のことでございますので、先ほど来御答弁申し上げておりますように、私どもの出先の場合でございますと、分室を設けるとか、あるいは行政相談も設けるとかいう措置をとつておりますし、大蔵省の場合でございますと、大蔵当局からお答えを申し上げますように、現地に事務処理機関を置く、あるいはそ

の他いろいろ工夫をいたしておるわけでございします。ただ、全くそれでは行政水準が一部も低下しないかとおつしやれば、それは見方によつては必ずしもそう言えないところはあります。その点は行政改革による全体のメリットと総合いたしまして御判断をいただくほか問題ではないか、かように考えます。

○山中都子君 行政サービスを低下することもある程度やむを得ないと、こういう御所見のようですけれども、そもそも小樽財務部の管轄区域が、これは調べたところによりますと京都府と変わらない広さがあるんですね。それで全国の十五の府県よりも広いという、そういうかなり広大な地域で、だからこそ財務部ができていたわけですから、北海道にはまた国有地の問題だけとてみましても、全国の国有地の四〇％以上が北海道にはあるという状況で、国有地の仕事だけでもかなりな問題があるわけで、これらを管理しているのが財務部の仕事であるし、先ほど最初の御答弁の中に、なくしても、つまり出張所にしても余り支障はないという御趣旨がありましたけれども、私は実際としては決してそうではないと思ひます。だからこそいろいろな陳情も出されていまして、小樽市長とか小樽市議会の議長からとか、それから後志管内の十九町村長からも出ておりますし、信用金庫などからも出ていまして、先ほど申し上げました労働組合、全財務小樽支部からも陳情が出されていまして、こういう事態になつてゐるのだと思ひます。それで、当然私はこういう方々の意見を十分聞いて合意を得ておやりになるという姿勢でおられると思ひますが、そこは念のため伺つておきたいのですが、つまり五十三年度末まで一つ減らすという閣議の決定の延長として小樽財務部を廃止すると、こういうことをうたつておりますが、その点の基本的なお考えはいかがですか。私は五十三年度末というふうに決めたからといってこれを強行するということは避けるべきだし、十分な合意を得て、できるものならするんだけれども、そういう合意を前提にしなければならぬという強行をすべ

きではないと考えておりますが、その点はぜひひとつそれれ担当の方からの御意見いただいても結構ですけれども、長官からは最終的に御意見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒船清十郎君) お答えをいたします。

これはおっしゃることよくわかりますが、やっぱり行政改革ということば、いまのおっしゃるよう、総論では行政改革には皆さん賛成ですが、各論になるとみんないろいろの陳情もあるし、これをなくしちゃ困るというような意見等もあります。そういうことの判断を総合して、そしてこういう改革をするわけでございます。しかし、あくまでも国民のサービス機関でありますから、支障のないように全力を挙げてやろうと、こう考えておるわけでございます。

○山中都子君 関連しますが、先ほど幾つか申し上げましたその他にも多くの陳情、反対意見が出ていることは御承知のとおりだと思います。行管庁としましては、私はまず一つは、十分にこうした方々の意見も聞いて合意を得るような姿勢を行管庁として持つべきであるというのを申し上げました。その点についてははっきりした御見解を伺いたいと思ひます。

それからもう一つは、合意が得られない場合だつてあるわけですね、五十三年度末というふうな政府の方で決めていらつしやるけれども、私はそういう状況のもとでは強行すべきではないと思ひますが、その点についてもあわせて見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒船清十郎君) なるべくいろいろな御意見も承り、なるべく摩擦の起こらないように考えておりますが、行政改革というのは、しばしば私が申し上げるように、行政の簡素化をして、そうして税金のむだ遣いをしないように、行政のいわゆるコストダウンをしなければならぬ、こういうつもりでやっておるわけでございます。しかし意見、全然陳情があつたのを聞かない、何も反対が多いのを押し切つてやる、こういう姿勢でもございませぬ。十分承り、また支障のない限りなるべく改革を断行していくと、こういう姿勢でございまして、聞く耳は持たぬと、反対があつても構わずやっちゃうというようなことは絶体考えておりません。

○山中都子君 そのほかしっかりと堅持をしていただかなければならないと思ひます。

それで、いろいろやうやう問題が出てくるんだという一つの例としてもちよつとたゞしておきたいことがあるんですけれども、具体的な事例ですが、北海道の場合には特殊な国有地として、いわゆる脱落地と言つてゐる地域が非常に多くあると、同うところによりますと約八万ヘクタールあると理解しております。これはどのくらい調査されてゐるんですか、大分前から問題になってゐますよね。それで、三十七年の行政監察の結果及びその概要及び勧告という中に、この脱落地だけの問題ではありませぬけれども、行管庁としても指摘をしてゐる問題点の中に含まれてゐるわけでございれども、これはどのくらい調査がされてゐるか伺つておきたいと思ひます。

○説明員(山口健治君) お答え申し上げます。

北海道における脱落地、いわゆる国有脱落地と俗に呼んでゐるわけですが、それがどのくらい調査が行われてゐるかという御質問ですけれども、これは従来から国会等でも御指摘を受けまして一生懸命やつてきておるわけでございまして、最近における把握の状況、これは調査をいたしまして実際に国有地であるということを確定して国有財産として処理したものでありますが、これを申し上げますと、昭和四十五年から昭和五十一年度までの七年間ですけれども約六千件、面積をいたしまして約三千四百ヘクタールを把握して国有財産として処理してゐます。

○山中都子君 八万ヘクタールあるというふうな推察をされてゐるの推察は、当然財務部の推察としてすでに言われてゐるところですね。そういうものがまだ三千四百ヘクタールしか明らかにされてゐない、三十七年以降ですやね。それはすい

ぶん遅過ぎる、遅々として進んでいないということだと思ひますが、これは特別に対策が必要で、当然財務部の仕事としてもっと力を入れてやらなければいけない問題だと思つておりますけれども、どういふ対策をお持ちですか。

○説明員(山口健治君) 国有脱落地というのは、明治維新のとき日本の施政が北海道に及んだ際に、国有未開地というものが存してゐまして、それがいろいろの経緯を経て民間に払い下げられたりあるいはされなかつたりしたわけですが、その中で、農耕地として不適格であつて払い下げられなかつたものとか、あるいは道路予定地であつたけれども道路として使われなかつたものとか、一たん払い下げられたけれどもその後使えないということまで返つてきたものとか、いろんなものがあるわけでございまして。それで、その経緯が非常に古くかつ複雑であるということがありまして、なかなか調査をして把握するのは大変なものでございまして、いままでのやり方としては、だんだん北海道におきましても地域開発が進みまして、脱落地、へんびなところの国有地について、有効に活用すべきであるということになって、現に開発が行われた場合には、そのところを中心にして調査を進めてきて把握に努めてゐるわけでございまして。これは一生懸命もつとやらなければいかぬということをよく認識しております。今年度昭和五十三年度から、いままでの調査を一層拡充しまして鋭意努力していきたいと考えております。

○山中都子君 拡充してというのはいふ具体的にどういふふうになるんですか、なかなかいままでの調子でやつてゐたのじゃとでもできないですね。

それで三十七年、行管庁の先ほど申し上げました勧告、長官、ここには国有未利用地の運用について、十分確保について配慮すること、その他のいろいろ勧告しておられるわけですね。もうちよつと具体的な対策を聞かせてくださいませんか、あるならば。

○説明員(山口健治君) 五十三年からもう少し力を入れてやりますという内容ですけれども、これは先ほど申しましたように、従来は国有脱落地のある地域の中で地域開発が進んで、たとえば宅地になつたりあるいは工場用地になつたり、あるいはその他の用地として開発された場合に、そこを

使いたい、あるいはそこに関心を持つておられる方から届け出あるいは申し出があつた場合に、そこを中心にして調査をして国有地であることを確認した上処理をしてきたわけなんですけれども、こういうやり方は、今年度から簡易調査をやつて、全体を、とにかく十年間の中でどういふ状況になつてゐるかを簡単に把握しておこう、こういうことでは、具体的にどうやるかというところは、実際にいままでのように地域開発等によつての申し出がない地域についても、国土調査法に基づいて、国土庁が中心になつて、市町村が執行機関になるのですが、地籍調査を行った場合に、その各市町村で地籍簿とか地籍図が保管されることになりまして、それらを見せたいだいて、旧国有未開地と認められるものについて一応記録カードをつくつておく、一応、現地の調査まではできないけれども、いつでも問題があつたら着手できるようなそういう体制を整えておくというのを今年度から新たにやる予定にしております。

○山中都子君 行管庁にお伺ひしますけれども、こうした指摘した内容でもあることが遅々として進んでいないという状況ですけれども、こういう問題は行管庁としてどのように考えていらつしやいますか。

○政府委員(佐倉尚君) 脱落地の問題でございましてけれども、私ども、国有財産の管理とかその他について監察をやつたことは、御指摘のとおりでございまして。それで、国有財産の未利用地の利用を促進するやうなというふうなことも申し上げたことがあるわけでございまして、脱落地は脱落しておつてわからないわけではございまして、ここ

で指摘してゐるのは、どつちかという、はつき

りわかつている未利用地の利用がされてないものを勧告しているというのが従来の私どもの勧告のやり方だったわけでございます。ただ、脱落地といえどもこれは国有財産であることは確かだと考えております。でございますので、そういうものは鋭意把握して、さらにその利用を考えていくということが国有財産をいかに生かす道であると考えておりますので、大蔵省の方で、一時的に脱落地をいろいろ把握なさる、その推移を見て、必要とあれば私の方でもいろいろと検討したい、こういうふうに思います。

○山中都子君 たえば、未利用地の問題として、行管が、直接私が知る範囲で監察されて提起をされてから十年以上たっているわけですから、そういうことについて問題意識を持たれて調べた結果、大まかな推定でしようけれども八万ヘクタール北海道には脱落地があると推定されるというのが出されて、十年以上の経過を経てなお三万四千百ヘクタールしかそれが発見されていないという状況は、私は大変問題があると思っておりますが、この点については、会計検査院がお見え制になっていましたらちょっと見解を伺いたいと思います。

○説明員(沢井泰君) お答えいたします。北海道の脱落地につきましては、八万ヘクタールあつてということも私も存じております。そして、それらの脱落地の実態につきましては、大蔵省の方では、先ほど説明がありましたように、最近では大体年間千ヘクタールといったようなペースでもって実態を調査しまして、国有財産台帳に載せ、そして貸し付け、処分等の措置をとっているということも私も存じております。

で、この点につきましては、一昨年の国会でも御指摘がありましたようなことから、私も、北海道財務局及びその管内の財務部の検査におきましては、脱落地の台帳記載あるいはその後の処理といったような問題につきましては、重大な関心を持って検査を実施してきているところであります。しかし、脱落地という問題は北海道全域におつたっておりまして、それから、八万ヘクタールと

申しまして、その中には相当未開の山林や原野もございます。それから、先ほど私が話がありましたように、調査といたしましては相当の時間と経費がかかります。この点をあわせ考えまして、現在までのところ、私どもの検査報告には、この脱落地の問題について掲記したような事態はございません。以上でございます。

○山中都子君 結局、大蔵省にも伺いますけれども、いま会計検査院も同情的に言われておられるような気もしたのですけれども、お金もかかるしいろいろ人もかかると、こういうことでしよう。で、今年度から鋭意本格的にやっています。このおっしゃるわけだから、当然必要な予算や人員を適切に配置して対策を強化しなければならぬというふうに私は考えておりますけれども、大蔵省としてもそういうふうに考えていらっしゃるわけですか。

○説明員(山口健治君) 国有脱落地についてその処理体制が十分でないではないかと、大蔵省どう思うかということですが、まあ率直に申しまして、現在のようない体制では、短期間内にこの国有脱落地の調査を終えて国有地であることを確認して国有財産台帳に載けて登記をするということとは、ちょっと現体制のもとではもうほぼ不可能に近いと言っていると思います。ただ、御指摘のように、行管庁が中心となつて行政改革ということが進められておる折からでもあり、大蔵省としては限られた人員、予算を効率的に使つてできるだけ御期待に沿うようにやるつもりなんですけれども、ここで予算についてちょっと申し上げますと、五十二年度は大体約九百万円ぐらいこのための予算をいただいているわけですが、先ほど申しましたように、五十三年度から新たに力を入れてやるということで、これの三倍以上、約三千万円今度は今年度予算をいただきました。予算面ではかなり配慮をいただいていると、こういうふうな考えております。

○山中都子君 長官、お聞きいただけたと思うんですが、この脱落地の問題一つとてみて

も、北海道の財務部にはやっぱり特別な任務があるわけですね。これは国の全体の利益にかかわる問題なわけですよ。国有地の発見、確定、その利用ということ。それも膨大な国有地です。そういう点から、私は財務部を五十三年末に一つ廃止するからというところで小樽を廃止するということを強行すべきではないかというのを、一つの例としてもまたあわせて申し上げておきたいわけですか。

で、先ほど国民の意見がある中で、合意が得られないのに強行をするという考えはないかという御答弁がございましたので、その上に立ちまして、この財務部、いま私が具体的に提起をいたしました脱落地の問題一つとてみて、財務部の仕事が大変大きなものとしてあるんだということをぜひ理解をされたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

〔委員長退席、理事原文兵衛君着席〕
○國務大臣(荒松清十郎君) 理解をしてないわけじゃない、十分理解はしております。

○山中都子君 じゃ、実情としてもそういう大きな仕事があると、また現地の住民あるいは労働組合、関係者の方々も反対し、切実な陳情をされている上に立つて、閣議で決めたからといって強行するというのは姿勢をとれないように重ねて私は指摘と要望をしておきたいと思ひます。

三点目の問題でございますけれども、同じく閣議決定、行政改革の中で提起をされております宅開公団の問題です。で、これも建設委員会等で宅開公団法成立時点以来いろいろ問題になってきたわけですが、まず、なぜ「日本住宅公団及び宅地開発公団については、できるだけ速やかに所要の条件整備を行つた上、日本住宅公団の宅地開発部門を宅地開発公団に移管する」と、こういう閣議決定になったのか、ここをちょっとひとつ初めにお伺いしておきます。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘でございますように、今回の行政改革におきまして、「できるだけ速やかに所要の条件整備を行つた上、日本住宅公団の宅地開発部門を宅地開発公団に移管する」ということについては、現在住宅公団の供給につきましては、住宅公団と宅地開発公団と両公団双方で行っているわけですが、いろいろと検討いたしました結果、日本住宅公団には主として住宅建設を行わせる、宅地開発公団には大規模な宅地の開発を行わせる、このように機能分担をいたしまして両公団を専門化してまいり、それによりまして業務の効率的執行を図っていく、このような趣旨で、先ほど申し上げたような行政改革の一環といたしまして住宅公団の宅地開発部門を宅地開発公団に移管するという決定を見た次第でございます。

住宅公団の宅地開発部門を宅地開発公団に移管する」ということについては、現在住宅公団の供給につきましては、住宅公団と宅地開発公団と両公団双方で行っているわけですが、いろいろと検討いたしました結果、日本住宅公団には主として住宅建設を行わせる、宅地開発公団には大規模な宅地の開発を行わせる、このように機能分担をいたしまして両公団を専門化してまいり、それによりまして業務の効率的執行を図っていく、このような趣旨で、先ほど申し上げたような行政改革の一環といたしまして住宅公団の宅地開発部門を宅地開発公団に移管するという決定を見た次第でございます。

○山中都子君 私は宅開公団法が成立した時点からのいろいろな議論の上に立つてみると、なおさらいまいけい痛感するんですけれども、まだ二年と数カ月しかたつていない時点で、もうそれが機構改革の整備の対象になるということ自体大変問題があると思つておりますけれども、なぜ宅開公団に土地部門を吸収することが機能的なのか、それはどういふことかと言えらるんですか。つまり、宅開公団に土地の方を吸収すれば土地は安く供給できるんですか、實際上。

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

○政府委員(辻敏一君) ただいま申し上げましたように、要するに大都市圏におきます宅地開発の効率化と申しますか、そういうようなためには宅地開発の一元化を図つた方が適当ではないか、したがって、宅地開発公団に大規模な宅地開発をもつて行わせるというような体制の方が効率的ではないか、このように判断をいたしましたわけでございます。

○山中都子君 それの私根拠を伺っているんです。なぜ一元化した方が、どういふふうに効率的になるんですか、どういふ根拠で。宅開公団が土地を買つた方が安く買えるんですか、そういうことを伺っているんです。

○政府委員(辻敏一君) 先ほど申し上げましたよ

うに、いまの体制でございますと、両公園でそれぞれ住宅地の供給を行っているわけでございすけれども、機能的に見まして、業務を効率的に行いますためには一元化した方が適當ではないかと考えたわけでございます。それから、もちろん一元化に伴ういろいろな節約効果というのもし生じてくるわけでございます。先ほども申し上げましたように、条件整備をいたした上で移管するわけでございます。これから条件整備の過程におきまして具体的な措置を詰めてまいるのでございすので、ただいま具体的な節約効果がどのようなことであるかというのを申し上げる段階にはございせんけれども、一元化いたしますならば、当然それに伴いますものも経費の節約効果も出てくるのではないかと考えております。

○山中都子君 だから私は最初にこの閣議決定の文章を読み上げてお尋ねしたんです。なぜ一元化するのに宅開公園の方へ一元化することが効率的であるし、いいんだというふうに判断されたんですかというのを伺っているんです。宅開公園法の成立のときに私も反対いたしました。屋上屋を重ねるものではないかということで反対をいたしました。だから、いまそういうことで反対をいたしました。だから、いまそういうことで行政改革の一つとしてこれを認識するならば、むしろ日本住宅公園に吸収するということの方が道理もあるしはつきりしていると思うんですよ。それでなくて、宅開公園に土地部門をわざわざ切り離して吸収するというのは、同じ一元化ということの中でなぜそのようにした方がいいという根拠があるのですかというのを伺っているんです。

○政府委員(辻敏一君) 先ほども申し上げましたけれども、要するに両公園それぞれ専門化した方が仕事として効率的にいくのではないかと。住宅公園のたまたまの機構なり業務を見ましても相当膨大になっているわけでございすので、再三申し上げるようでございすけれども、住宅の建設については住宅公園、大規模な宅地の開発につきましましては宅地開発公園と、こういうふうに分化をいたしました方が適當であると考えたわけでございす。

す。
○山中都子君 だから、なぜその分化をした方が適當なのかというのを私聞いています。そういふふうにした方が土地が安く買えるんですか、いい土地が提供できるんですかということをお願いしているんです。

○説明員(関口洋君) 閣議決定は先生たびたび引用されておりますので内容については触れませんが、ただ、実際の問題として、大規模な宅地開発を担当してある者の立場から御答弁をさせていただきます。

大規模な宅地開発をする場合に一番私どもの念頭にありますことは、とにかく宅地開発をする、予定されている地方公共団体との折衝を非常に精力的にかつ具体的に詰めておかないと、後でいろいろ問題が生ずるということでございす。その点の一つ、それからまた、先生も御案内と思いますが、大規模な宅地開発をするところは、いわゆる社会資本が整備されてないところが多々ございす。その社会資本の中には、道路とか川とか水道、公園、こういう建設省所管のものもはもとよりございすけれども、私ども特に足の問題と呼んでおりますけれども、交通輸送機関の整備とあわせて行うことが一番必要でございす。それで宅開公園の場合には、そういうことを考えまして、それ相應のメリットがあるように法制度上も御配慮をいただいているような次第でございす。先ほど来辻局長から御答弁がございすのは、その辺の実態を踏まえた上での御答弁かと、こういうふうに解釈しております。

○山中都子君 やはり、なぜその部分を切り離して宅開公園の方に吸収するのがよいのかという点について御答弁にはなっていないんです。私は、それじゃもう一度具体的に伺いますけれども、「条件整備を行つた上」となっておりますが、先ほど辻局長が条件整備の内容についてはまだ不分明なところがあるという趣旨の答弁があったように伺いましたけれども、もう一度この

点をはつきりしておきたいんですが、条件整備というのとはどういう内容のものが想定されるのでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 当然のことでございますけれども、移管の対象となります業務範囲を具体的に確定する必要があるわけでございす。それから、行われております宅地開発事業につきましても地元の関係の調整と申しますか、そういう問題もあらうかと思ひますし、また住宅公園の宅地開発部門の職員の身分上の取り扱いの問題もあるかと存じます。それから、御承知のように住宅公園につきましましては、ただいま家賃問題あるいはいわゆる空き家問題という基本問題がございすので、そういう基本問題との関連も考えられるわけでございす。そういう具体的な条件整備を行つた上で移管という措置を行いたい、こう考えておるところでございす。

○山中都子君 一点目におっしゃいました業務の範囲というの、ちょっともう少し具体的に教えてください。たとえば土地、宅地の部分をということは業務の範囲をわけよう。それがもう少しさらに条件整備をしなきゃいけないというの、もう少し細かく決める必要があるという趣旨なのかどうかを教えてください。これは、余り法律の方はよくわからないんですが、これは私は、法改正というのは必要でないんですか。

○説明員(関口洋君) 法律の改正は、ただいままでの検討では必要なからうというふうに私も考えています。

それから業務の範囲についての条件整備とは具体的に何を指すのかということでございますが、まあ実は住宅公園も多摩、この近くですね、多摩ニュータウンのように非常に大規模な宅地開発と申しますか、いわゆるニュータウンの整備を行つておるわけでございす。それで、仮に多摩ニュータウンを宅開公園が引き継ぐことがいいのか悪いのか、こういう問題もございす。というのは、かなりな程度住宅公園の手で整備を進めておる

すので、そういうものを主体的に宅開公園に引き継ぐということについては、私ももう少しいかな必要があるかどうか、これはもう少し詰めていかなければならぬだろうと。また一方、まことにいろいろ諸先生方に御心配をおかけしておる問題といたしまして、ただいま辻局長がお話しございました、要するに家賃の格差は正と相並んで、住宅公園が保有しております未利用地の問題がございす。この未利用地の現状等については説明を省略させていただきますが、そういう問題等については一体どうすればいいのかと、その中間にいろいろの過程がございす。そういうわけで、住宅公園の進めております個々の団地の開発条件、さらに先ほど来たびたびお答えをいただいております地元の折衝状況、地元の御意向、こういうようないろいろな問題を多角的に詰めてまいらなければならぬのであります。もう少し時間をかしていただきたいと思います、かように考えておるような次第でございす。

○山中都子君 私は余り時間がなかったもので、この点は具体的に質問はしなかったんですけども、宅開公園ができてからした仕事というものはほとんど見るべきものがないんですよ。電ヶ崎と千葉といふ厚木の問題が出ていたということとそれ以外ないです。それはそれぞれ内容は私も知つています。だから、時間の関係もありまして一つ一つ問いただしませんけれども、その宅開公園が、もうすでにいま行政改革の中の一つの問題として認識されているということ自体、当時屋上屋ではないかということと議論されたことをまさに事実をもって示していると思ひます。宅開公園は理事が十一人おられるわけですね、たしかそうだと思います。十一人の理事を抱えている。日本住宅公園の宅地部門の関係の理事は二人です。で、理事の給料が七七年、去年で六十九万、総裁が百万五千元、そういう事態のもとで一人も理事を抱えて、一千万を超える年間給与を支払うという結果に私はなると思ひますよ、正

確に計算したわけじゃありませんが、それは本当に経費のむだ遣いもいいところだと思います。そういう内容の宅開公団が、まさに行政改革の対象として議論されるならば、当然のことながら、むしろ日本住宅公団にその部分は吸収されるということの方が本来の趣旨に照らして正しいし、だれもが納得できる問題だということは当然のことではないでしょうか。行管庁いかがお考えですか。

話に聞きますと、最初の案は宅開公団を日本住宅公団の宅地部門に吸収すると、こういう考え方もあったということは漏れ聞いているところですが、けれども、それは私はむしろ素直な当然な考え方だとは思いますが、いかがですか。

○説明員(関口洋君) 初めに、失礼でございますが建設省の担当者としての御答弁をさせていただきます。

宅開公団、仕事をしてないじゃないかと、それから具体的にいま三カ所の名前を挙げられました。私どもからあえて弁解をさせていただければ、先ほど冒頭に先生も申されましたように、宅開公団は設立後わずか二年九カ月でございます。その間に三カ所ということは、このことはまた考えようによつては、先ほど申しましたように、地元との折衝その他複雑な問題を比較的短期間の間にこなしてきたのではないかと思います。この点はいかならない問題でないかと思ひます。この点は御意見のいろいろ分かれるところでございます。あえて固執はいしません。

ただここで申し上げたいことは、宅開公団法をいろいろ御審議いただきます場合に、現実の大規模な宅地開発を円滑に進めるための制度としては、どういふ制度が一番いいのかという観点からは、非常に御審議をいただいております。したがって、先ほど申し上げましたように、大規模な宅地開発が、たとえば交通輸送機関との同時施工が必要でございまして、いままで、たとえば多摩ニュータウン等につきましては、それがうまくいかないということでおしかりを受けたわけでございます。そういう経験に徴しまして、宅開公団の

場合には、公団みずからの手で鉄道部門等も同時に整備できるようにして、大規模な宅地開発の円滑な進行を図るように制度として仕組んでおります。また、公共施設の整備につきましても、現在のいわゆる日本住宅公団等で行っております一般的な立てかえ制度、これではやはり限界がございます。そういうところもよく御審議をいただきまして、宅開公団法では、必要の公団施設につきまして公団みずからが直接施行ができるように相なっております。そういう意味から見しても、一つの制度、仕組みとしては、宅開公団というものは、私も担当しておるからそう申し上げるんじやございせんが、よくお考えをいただいて非常によくできた公団だというふうに考えております。こういう考えでおるといふことだけ御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(辻敬一君) たいま建設省からお答えを申し上げますように、宅地開発公団の設立されたのが五十年でございます。何分にも行います事業が大規模でございます。事業着手までに相当期間がかかるということもございまして、発足当初は余り活動が活発ではないのではないかと、いう御批判のございましたことは承知いたしましたしておりますが、ただいま建設省から申し上げましたように、最近ではいろいろな事業を相当活発に行っているわけでございます。行政改革として取り上げるに当たりまして、もちろんいろいろな各方面の御意見、御議論がございましたし、政府内でもいろんな点につきまして検討いたしたわけでございますが、その結果、先ほど来申し上げておりますような結論に達したわけでございます。

なお、役員についての御指摘もございましたけれども、御承知のように五十一年の閣議了解によりまして、特殊法人の役員の縮減措置についても実行を進めている段階でございます。給与につきましても、いろいろと御批判のあることにもかかみまして、今回の行政改革の一環といたしまして、全体的に五十二年度の役員給与の改正を抑

制ぎみに行うということにもいたした次第でございます。

○山中郁子君　最後になりますけれども、当然条件整備の中の主要な問題として職員の問題があります。この職員の方たちが意見を持って、いろいろ意見もそちらに出していращしやることはよく御存じだと思ひますけれども、これは大変大きな重要な問題です。この点についても労働組合の意見を十分に聞くということは当然のことだと思ひますし、それは否定なさらないと思ひますけれども、それだけでなくて、先ほどから申し上げておりますように、いま辻局長からお答えがありまして、建設省のお答えがあつましたけれども、に

もかわらず、私はやはり宅閣公団それ自体の問題として、いまここで行政改革の対象として何らかの検討を加えるならば、当然のことながら、い

ままでの経緯から見ても、それから実態から見ても日本住宅公団に吸収するという方向の方がより正当であるし、道理もあるし、必然性もあるということは否定できないと思いますので、きょうはもう時間がありませんからこれで終わりますけれども、この点は引き続き説明することはいたしませんが、その点は十分にお覚えになった上で、この閣議決定そのものを見直し、方向の転換を図るということをするべきだということを強く主張いたしますして質問を終わります。

○委員長 塚田十一郎君 他に御発言もなければ、両案の質疑は終局したものと認めて御異議な

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（塚田十一郎君） 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより討論に入ります。討論は本案を一括して行ないます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに本案の採決に入ります。

まず、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願

います。

○委員長（塚田十一郎君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(塚田十一郎君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

この際、荒船行政管理庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。荒船行政管理庁長官。

○國務大臣(荒瀬清十郎君)　ただいま行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件の兩案を、それぞれ可決、承認をいただきましたこととはまことにありがとうございます。御審議の間におきまして貴重な御意見を拜聴いたしました。われわれ行政管理庁の業務運営につきましても一層御趣旨の点を努力いたします。まことにありがとうございます。御激励感謝申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君)　なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ございませんか
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

午前の審査はこの程度にとどめます。
午後は一時から再開することにし、休憩いたします。
午前十一時四十五分休憩
午後一時三十分開会

○委員長 塚田十一郎君 ただいまから内閣委員会を再開いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村田秀三君 私は、ただいま提案になっております農林省設置法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

本法の改正案は、行政管理庁がよく言う定員増を抑えるための簡素化、そう私にとってはおるわけでありますが、そういう意味よりも、二百海里時代を迎えてそれに対応する日本水産の再建、あるいは山を守るために事業の拡充強化が必要であるという、積極的な意味と目的が存在すると思うのでありますが、中川農林大臣はいかがお考えになっておりますか。

○國務大臣(中川一郎君) 今回の改正は、最近における国有林野事業が非常にピンチである、これに対して改善計画を立てます法律を設定いたしますと同時に、これに見合った機構に改善したいというところが第一点でございます。また、水産行政が、御承知のように二百海里時代を迎えまして大きく転換をしなければいけない、その場合、内部部局の設置もさることながら、農林省では水産外交をやるに当たりまして非常に迫力に乏しい、あるいは説得力に欠けるところが多いということで、この際農林水産省ということで、長年続きました省名の変更をお願いする。そのほか、試験場等々多くの細かい部分にわたっておりまして、それらについてもこの際強化すべきものは強化し、統廃合すべきものは統廃合する、こういうことで、全体として水産、林業その他全般の改正をお願いしたのであります。今度の設置法の改正案でございます。

○村田秀三君 昨年の七月に本会議で、総理質問の中で、私も漁業省を主張した経過がございます。関心があるわけでもございまして、それにも触れておられますけれども、きょうは時間が限られておりますから、主として林野行政について質問をいたしてまいります。

今度の改正の要点は、北海道の五営林局を一つにまとめて他を支局にすること、それから、予算上九つの営林署を廃止すること、このようでありまして、しかし、これだけを見る限り、どうも、改善と言いますけれども、その改善の意味は、省の考案の改善とわれわれが考える改善と、改善という表現の限りにおいては差があるかもしれない。私が先ほど積極的な意味と申し上げましたのは、今日の山を守るという課題は地球的な規模で物事を考えなければならぬし、とりわけ日本における山の荒廃というものはまさに目に余るものがある。子々孫々に優良な山を残さねばならぬという立場に立つ、山を守るといふ積極的な意味の改善を私はもとより考えておるわけでありまして、しかし、この機構だけを見てまいりますと、むしろ後退の方向をとっているというふう

に受け取れるのであります。その点いかがでございますか、農林大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 林野関係の今度の法案でお願いしておりますのは、北海道における営林局が五つございまして、道行政あるいは他の行政とのバランスにおきまして、五つあることが今日いかにかと。むしろ、統一的な営林局を北海道に一つ置きまして、事業実施の支局としての四つを設置するならば、むしろ林野経営を行なう上において前進ではないか、こういうことから、北海道における営林局五つのうち札幌を北海道営林局とし、他の四つの営林局を支局とすることにしたいわけでございます。

なお、御指摘のございました、営林署を九つというところでございますが、これは改善計画において、現在たしか三百五十一ございまして営林署を約一割ぐらひは、今日通信あるいは交通網が非常に発達した段階においては整理統合することが事業運営上いにはあるまいか、こういう考えから、十一年で約一割を目標にして統合をしてみたい、その初年度として、北海道を除く九つの営林局について、一営林局一署をひとつ整理でき

まいかなということではまいお願いをしておるというものでございます。

○村田秀三君 いまの答弁を聞いていますと、北海道の局を支局にすることが何かしら前進だといふような理解の仕方をしていられるようです。それから、三百五十一営林署を十一年で一割を削減するといふようなことですね、まあお聞きもしないものを御答弁になったようでありますけれども、いづれにいたしまして、その方が事業運営に好ましい結果をもたらすんだという理解、これは全くもってけしからぬ考え方、どうしてもわれわれ理解できません。とにかく後退の方向に行っているわけでありまして、いづれにいたしまして、その点についてはいまここで積極的な議論はするつもりでございます。いづれ日を改めて、あるいは場所を変えてでもやらねばならぬと思ひます。その中身はどうなんですか、中身は、事業の中身です。だから、その事業の中身をいろいろとお伺いして、その計画を見て、そしてその上に機構をどうするといふ話になるならば、あるいは反対といえどもときやむを得ざるものと、こういうことになりかねないけれども、機構の改革だけが、つまりは他の機構とのバランス上という、そういう表現で前につつと出てきているところにやっぱ今回の改正の一番問題があると、こう私は見ておるわけではございません。

しかし、その議論はさておきまして、その事業の内容について伺ってみたいと思ひますが、いまここで事業計画、対応してどうするかというお話をしますと、これはまた延々として多角的な議論をしないでならぬからその時間もありません。ただ、これまでの経過の中で、やはり事業推進の上になかなか疑問がある、そういう点について幾つ質問をしてみたいと思ひます。

三十八年策定の木材増産計画を見ますと、五十年代の計画伐採量は単一な数字ではございまして、けれども、二千四百五十二立方と計画されておる、

しかし五十一年度の伐採量は実績千五百四十八立方、かなりこれは計画よりも下回っておりますね、かなりな数字という表現では言い尽くせないと思ひます数字でございます。五十二年も予定いたしましたのは千五百六十立方、そして、四十年代を見ましても、四十年、四十一年ころはほぼ計画どおりではあったけれども、それ以降急激に減少しておる、これはどういう理由なのか、これを一つお伺いいたします。

○政府委員(藍原義邦君) 冒頭、先ほど大臣からお答えいただきましたけれども、私どももこれから国有林の改善計画を改善をするに当たりまして、改善しなければならぬ問題が多々あるというふうに考えております。その内容としては、仕事

のあり方その他もあると思ひますけれども、その中には、やはり組織の改善合理化という問題も入っております。ございまして、そういう改善計画の一連として組織の問題、ただいま御審議いただいておりますことを御提案申し上げておるわけでございます。そういう意味で、組織問題につきましましては改善計画の一環であるというふう

いう事態が出、それ以来徐々に外材が入ってきたわけでございますけれども、そういう過程がございます。その当時やはり国有林野、木があるではないか、国有林はもっと増産しろ、非常に批判を受けたわけでございます。それに対応する中で国有林の将来の管理、経営を考え、なおかつ国民の要望にこたえられるための国有林の生産計画はどうしたらいいかということで木材増産計画というものを計画したわけでございます。これによりまして数年実行してはいたわけでございますけれども、その後外材も大分入ってまいりまして、日本の国内におきます木材の需給関係もある程度だんだんと緩和傾向になったわけでございますが、一方御存じのように、昭和四十年代の中期以降になりまして、国土保全なり自然環境保全なり生活環境保全ということで、森林の持ちますいろいろな公益的機能を発揮する要請が非常に強くなつてまいりました。そういうこともございまして、従来やってまいりました増産計画というものを、やはり国有林はこの辺で、木材需給についても外材が入ってくるために国有林が背伸びをしてがんばらなくても一応国民の期待にこたえられるというような観点から、国有林といたしましては、昭和四十四年度から経営基本計画というものを樹立いたしました。それによって経営をいたすことにしておりますけれども、そういう経営基本計画の中で、特に昭和四十八年、御存じかと思ひますけれども、そういう自然保護の非常に空気が強かったころ、そうしてまた、あわせてまして国土利用というふうな問題から乱開発規制というふうな問題も出ております。そういうような時期に、いま申し上げました経営基本計画の中におきまして新たな森林施策というものを取り入れたわけでございます。これは、増産するためにどうしてでもできるだけ皆伐、全部切りまして材を出すことが増産に非常に手近なわけでございますけれども、森林の公益的機能を発揮するという面から考えますと、余り大きな面積を一挙に切るといふことは非常に問題があるわけでございます。さらにはま

た、高山地帯の森林につきましてはできるだけ保存してほしいという国民の要望もございします。そういうようなことから、大きな皆伐というものをやめまして、できるだけ小さな皆伐を取り入れる、あるいは、従来皆伐でやっておりましたところを択伐に切りかえる、こういうふうな形で新しい森林施策というものを取り入れまして、森林のこれからの伐採計画というものを見直したわけでございます。その見直しによりまして国有林の伐採といふものが大幅に変わってきたということでございます。すし、あわせて、一時に余り大幅に下げますと問題ございしますので、徐々に下げるといふ方向でこの計画を立て、現在それにのっとりて国有林の伐採計画を運営しておる次第でございます。

○村田秀三君 これは外材の問題が一つ出てまいりました。それから、あと自然保護の要求が非常に強くなり、主としてそれに影響されているというふうな聞きなされた。そうしますと、四十四年に基本計画を策定したといふことも、その際には三十八年の増産計画といふものは根本的に変更になっておるといふことですか。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生御指摘になりましたように、増産計画といふものは、まずその基本計画を立てた時点からこれに乗り移ってきたと、そういう形で経営をいたしております。

○村田秀三君 その基本計画なるもの、私も見る機会がなかったわけですが、そうすると、ではそれに基づいて伐採は今後どういう計画でいくということは明らかにされておるわけでありませうか。

○政府委員(藍原義邦君) 数字を申し上げますと、経営基本計画によりまして、昭和四十四年度から四十七年度までは一応二千五百万立方という計画になっておりまして、それから四十八年から五十一年度までは千五百万立方という形で経営基本計画では伐採量を決めております。

○村田秀三君 自然保護の要求が強いので伐採量を減少させねばならぬ、あるいは択伐という方針

に変更したと、こう言うのでありますが、三十八年の増産計画の際には、つまり五十年代二千四百から二千五百切つても山は循環されていくという計画といふのは明らかだったわけですか。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘になりましたように、その当時、そういう形で造林地を今後つくってまいりますので、その時点ではそういう計画で将来とも国有林が経営できるといふ計画を立てております。

○村田秀三君 そういう詳細な資料を見ることはなかなかわれわれにはできないわけでありすが、まあ機会ありましたらもう少し突っ込んでいろいろと検討させてもらいたいと思ひますけれども、それに関連いたしましてお伺いいたしますけれども、このたびいただいた資料の中で、林齢別蓄積の状態、この資料をちょうだいいたしました。それを見ますと、十年単位の林齢階層別の面積と蓄積、まあ人工林に限ってありますが、それを見てみますと、一年から十年、これが八十万ヘクタール、十一年から二十年が七十八万ヘクタール、二十一年から三十年二十五万ヘクタール、それ以上の経年はごくわずかな面積と、こういうことになっておりますから、いまのお話とあわせて考えましてかなり理解できるわけです。しかし、いま基本計画に基づいて千五百万立方ですか、そういうような計数でいきますと、今後人工林の新植面積といふのはこれは減少されると思ひますか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま数字を申し上げたあれでございますけれども、国有林の場合は伐採計画とそれから伐採の仕方、たとえば従前でございますましたら、皆伐の面積をどのくらいにしておるか、それを、皆伐の面積を今回どのくらいにしようというふうな形、そういうこと、それからそれに伴ひまして造林面積をどうするかという形、そういうものを全部計画として盛り込んでおります。たとえば皆伐につきましても、昭和四十四年前は皆伐面積約四百七十万ヘクタールをやつていこうという計画を立てておりましたけれども、ただ

いまではこれを二百八十五万という形で考えております。こういうふうにしてそれぞれ伐採の仕方、それからそれに伴ひましての切る量、それからそれに伴ひましての造林量、こういうものも計画を組んでおりまして、当然造林につきましても将来、造林面積、いわゆる新植の造林面積といふのは減つてくるという数字になるわけでございます。

○村田秀三君 この中で天然林ですね、面積四百八十万ヘクタールで蓄積は六億四千四百立方、こう出ておりますが、この面積と蓄積の比率を見ますと、大体三十一年から四十年程度のものと概見したわけですが、私は、そうしますと、この天然林の面積、四百八十万ヘクタール、この中で切つてはならない保安林であるとか、そういうような面積であるとか、それからいまおっしゃいました、つまりは択伐方式にしたと、こういうようなことで蓄積六億四千四百立方のうち伐木可能な蓄積量といふのはどれくらいあるのかということなんですがね。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど御説明申し上げました経営基本計画に基づきます計画の数字をちょっと申し上げますと、人工造林面積は五十一年度で二百六十四万ヘクタール、国有林七百六十五万ございしますけれども、そのうち二百六十四万ヘクタールを人工の造林地にしようというふうに考えております。したがって、これに従つた造林計画を立てるわけでございます。それから伐採量でございますが、伐採量につきましては、一応千四百二十万立方メートル、これを基準にいたしております。

そういうことで考えますと、人工造林面積については年に大体四万九千ヘクタールぐらい造林地を仕立てていくという形になるわけでございますが、そういうことで考えておりました、いま先生が御指摘になりました経済林としてのどのくらいあるかという御質問だと思ひますけれども、面積的にちょっと申し上げますと、先ほど申し上げましたように、皆伐の面積は二百八十五万ヘクタール、それから択伐、いわゆる抜き切りでございま

すが、これをやるところが二百八十一万ヘクタール、それから禁伐のところ百三十五万ヘクタール、それから除地でございますが、これは木が生えてないところも一部ございまして、草地的な、山の高いところに行きますとそういうところもございしますが、そういうものが五十八万ヘクタールという形で、大体全体七百六十五万ございますけれども、そのうちの三分の一強がいわゆる皆伐で仕事をするとところというふうに御理解いただければいいんではなからうかと思ひます。

○村田秀三君 もう少し詳しい資料に基づいていろいろと検討してみたいと、こう思ふんですがね。まあ実際に切つてみないといふことになるのか、私自身それは検討してみないとわかりませんが、いまここで特に言及いたしませんけれども、この計画、これだけの資料に基づいていろいろと思つてみますことは、とにかく外部の圧力といひますか、外部の要因によつてこれほど大きく変化されるものなのかどうかといふことが一つ疑問に私は思つております。細かな資料で、やむを得ないといふことに判断できるのかどうか、これは後日に検討させていただきたいと、こう思ひますが、いづれにいたしましても、山といふのは私が申し上げるまでもなく五十年、六十年の仕事であるわけでありまして、たとするならば、伐採、新植、保育、そして蓄積、伐採、これが循環されていくといふのが素人でもわかるわけですが、たとすれば、国有林の中でどういふ角度から検討されるかは別にして、毎年そう大きな変更といふのはあり得ない、こう思つております。だから四十四年にさかのぼつていろいろと議論をするといふのはあるいはおかしいかもしれせんけれども、これは、外部の要因があったからといふて急激に変更させねばならないといふ要因といふのは、いや率直に申し上げまして、私も二岐山の木を切るななどと要求をいたしまして、かなり実現した経過はありますけれども、いづれにいたしましても、そう大きく変化されるといふふうには事実上できないです。だとすれば、これは計画的に、それこそ安

定的に健全な事業遂行が可能であるといふ、そういう前提が必要であり、そのことをなさねばならぬと思つておるわけですが、そういう点から見まして、この四十四年に策定した基本計画、この変更といふのは将来あり得ないといふことではどうか。

○政府委員(藍原義邦君) 国有林につきましては、御存じのとおり森林法に基づきます全国森林計画に即しまして国有林なりのそれぞれの施業計画を立てております。これはそれぞれの地域によりまして五年に一遍めぐつてまいりまして、五年ごとに検討し、立てておるわけでございますが、基本的な考え方につきましては、いま先生が御指摘になりましたように、ただいま現在、われわれ経営基本計画に基づいて実行いたしておりますが、これもそれぞれの年度が来ますと、一応見直しはいたしますけれども、大きな狂ひは私はないといふふうに考えております。そこで一例を申し上げますと、たとえば禁伐の面積でございますけれども、冒頭申し上げました増強計画時代には大体七十四万ヘクタール程度のものを禁伐といふふうに考へて、相当標高が高いところにつきましても伐採していこう、あるいは川に沿つたところ、海に沿つたところも、利用できるものは国民の期待にこたへるようによつてだけ利用していきたいといふことから、禁伐面積を約七十四万ヘクタールに抑えておりましたものを、先ほど申し上げましたように、今度の基本計画、昭和五十一年に立てたわけでございますが、これではその約倍に近い百三十五万ヘクタールという形で禁伐の面積を非常にふやした。これは非常に大きくやはり伐採量に影響するわけでございます。これからは国有林が、従来外国から材が入つてこなかったときには、やはり国有林が中心になつて何とか国民の木材需要にこたへたいという気持ちがあつた時点と、それから、外材が大分入つてまいります、さらには国民から公益的企業の要請が強いという時代では、これからの国有林の経営のあり方はこうであるべきだといふ観点から、いま申し上げましたよ

うな形で、伐採の仕方、経営の仕方を変えて対応したわけでございます。そういう意味から、その考え方は、こういう安定経済なり外材が相当入つてまいります時代については、私もどもこれから国有林の経営についてはそう変わるものではないと思つておりますし、国有林の使命をいたしましても、一応計画的、安定的に材を供給するという大きな使命がございます。そういう意味から、安定した形で今後国有林の経営がなされるように努力してまいりたいといふふうに考へております。

○村田秀三君 この問題は別途また議論をしていきたいと思ひますが、非常に不良造林地が多いといふことを聞くわけでありまして、私自身も実態調査に赴いたこともございしますが、いままでの衆議院等の議論の経過を聞きますと、われわれの調査と林野庁の調査ではかなり違いがあるように思ひますけれども、林野庁は不良造林地といふものについてどう認識されておりますか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御指摘になりましたように、ただいまわれわれが造林いたしております造林地につきまして、必ずしも成績が十分でない箇所があるといふことは私も十分理解いたしております。林野庁が昭和五十二年四月一日現在で押さえております面積をいたしましては、生育が不十分な造林地は一万五千ヘクタールあるといふふうに把握いたしております。これは、ただいま造林地が約二百三十三万ヘクタールございしますから、そのうちの約〇・七%というふうな割合でおります。それから、造林いたしたその後、保育が必ずしも十分でなかつたために、早く保育をしませんが造林地が悪くなるというふうな考えられる面積が約三万ヘクタールございします。これは全造林地面積の約一・五%でございまして、これといふものにつきましてはできるだけ早く対応するべくその計画を立てまして、逐一実行中でございます。

○村田秀三君 いろいろとそれだけの答弁じやまことに私は不満足であります。不満足ではあります。いま長官がおっしゃった数字をもとにして議論す

ませんから推計といふことになりましようが、いま長官がおっしゃつたような数字とはかなりかけ離れておるわけでありまして、一口で四十万ヘクタールあるのではないかと、こう指摘をするのであります。これはどのくらい違ひといふのは、これは議論になりませんので、不良造林地と、こう言ひましても、観念的に物を考える場合と、それから基準を設けていこうといふものは不良なんだといふ場合と、さまたまありましようけれども、これをもう少し徹底的にひとつおやりになつてみませんか、いかがでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど申し上げましたように、私も、これは五十二年四月一日で一応把握したわけでございますが、先生も御存じのとおり、国有林では毎年、五年に一遍地域を全部区切つておりますけれども、それぞれその地域の造林地がどうなつてゐるか、それから、これからの収獲計画をどうしたらいいかといふ調査が、毎年、五年に一遍それぞれの地域別に回つてまいります。そういう時点でも十分この問題を把握していかなければいけないと思ひますし、いままでも把握してまいりましたけれども、さらに精度高く把握していく必要があるといふふうに考へております。

また一方、国有林を管理するために営林署担当区がございします。担当区は相当の面積の中に配置されまして、自分の受け持ち区域の森林を、造林地を含めまして管理している責任があるわけでございますから、そういう担当区の経常業務の中におきましても十分把握できる問題でもございします。私もども国有林が、いい造林地をつくり上げることが一番大きな使命であるといふふうに認識もいたしておりますので、造林地を適格な造林地に仕立てるような努力につきましては、今後とも十分対応してまいりたいといふふうに考へております。

○村田秀三君 どうもそれだけの答弁じやまことに私は不満足であります。不満足ではあります。いま長官がおっしゃった数字をもとにして議論す

るほかないわけですが、なぜ不良造林地が多いかという問題であります。不良造林地というのは、民間の方であればすぐに改植をするとか補てんをするとか、ほうつてはおかないと思うんですね。そういうことをやらないから、ということと同時に、植えては見たけれども、きわめて重要な初期の段階における保育というのが不十分である。松でも杉でも、大きくなれば余り灌木は生えませんが、むしろ灌木とか、カヤとかつるとかに絡まれて幼木が枯死するという例が多いわけですが、私も昔下刈りなんかやったことがありますが、そういうことを考えてみますと、農林省の林家経済調査報告書に造林保育に要する労働投下量、これが出ております。民有林の場合は最近の統計で一ヘクタール当たり百八十二人日と、こうなっておりますわけですが、林野庁では平均どの程度に見ておられますか。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生が御指摘になりました林家経済調査報告でございすけれども、これは御存じのように、林地と申しますのが樹種が違ひますとそれなりに投下の仕方違ひてまいります。それから、林道からの距離あるいは地形、傾斜等々によりまして、また民有林の経営目的から来ます植えつけ本数が、たとえば北山杉というようなどころは非常に密植をいたしますし、そういう関係からくる仕事のあり方の違ひ、そういう問題もございす。したがって、私どものこの林家経済調査報告、これも一つの参考資料ではございすけれども、これがどんぴしゃり国有林そのものとはなかなか比較にならないんではなからうかというふうに考えておりますけれども、国有林の実績を本当の直接作業だけで計算してみますと、ヘクタール当たりでは大体八十二人ぐらいいなるといふふうに考えております。ただ、これはいま申し上げましたのは直接経費ということでございすので、さらにこの林家経済調査を見ますと、その内容といたしましては立木調査とか保護管理その他の問題も入っておりますので、そういうものを含めて計算してみますと、大

体国有林の場合、ヘクタール当たり百十人ぐらいいなるといふふうに考えております。片やいま先生御指摘になりました百八十二人日でございす。これは全国を一本にして計数整理をいたしておりますので、御存じのとおり、杉あるいはヒノキ、エゾマツ、こういうものの、樹種別によりまして相違ひがあるわけでございす。したがって、民有林のいまの調査を、国有林が杉、ヒノキ、松あるいはカラマツとございすので、それと同じ比率で分けてみますと、その労働投下量は百十人ぐらいいなるといふので大体似たところではなからうかというふうに理解しておる次第でございす。

○村田秀三君 まあ百八十人と百十人、大した違ひはないじゃないかと、これは考え方の問題にしては、いふんじやないかと思ひます。こゝう思ひます。やっぱり人をかけてないというふう

に言わざるを得ないと思ひます。これは、せんだって私の方の猪苗代営林署の職員が持ってきて見せてくれた資料ですが、恐らく長官ごらんになっておるんじゃないかと思ひますが、もうこういふ草の多いはチガヤ、灌木に絡まれて放置されているという、そういう地域と、この福島県でも数限りなく存してあります。だから、そういう意味から言へば、国有林と民有林は違ひがあると、こゝおっしゃいますけれども、その違ひが不良造林地を生んでおるし、一万五千と、つまり〇・七%とこゝう言ってみても、かなりな面積です。これを放置しておくところの問題があると思ひます。とにかく、学生のころ私なんか年寄から聞いたことがありますが、けれども、さなきだにうっそうとした自然林であつても山奉行を置いて樹木はよく管理したといふことを聞いております。林野庁はこれは山奉行です。ね、はつきり言へば、その山奉行が、とにかく木を育てよう、育てることが治山治水に十分な効果をあらわし、国土の保全につながるが国民経済を潤すという、そういう観点に立つて、本当にこれは保育というよりも撫育です。な、なで育てると

いうような感情でやつておつた私は思ふのでありますが、民間じゃ、早く育てたい、早く売つてもらうたいという、それもありませんからであります。が、とにかく、余りにもいまの林野の山のつくり方というのは、本来民間林業の指導をすべき立場にある国有林野に、もう留るものは何もないと、こゝういふようなことを林家が言わざるを得ないといふふうな、そういう状態だと思ひます。だから、人手をかけるのが問題である、こゝう言わざるを得ないと思ひます。こゝで、それを民間並みにやつたら幾ら人手を要するかなどという問題は、これはいま申し上げません。いずれにしても人がかかることは間違ひない。私どもが指摘をして四十万ヘクタールもあるんだという前提に立つならば、これはもう営林署を十年間で一割減らしますよなどという理屈は、中川大臣、こゝれ出てくるはずはないと思ひます。別にきょうは答弁もらつておきません。

そこで、次の問題ですが、一言で言つて、今度の機構をいじるといふのは赤字だから機構を縮小せざるを得ないといふふうには私は受け取つております。あるいは議論になるところかもしれないけれども、あるいは議論になるところかもしれないけれども、そういう前提に立つて物を申し上げるわけでありすけれども、今年度、確かに治山事業にかなり一般会計からも繰り入れられるといふことにはなつておりますけれども、国立公園、あるいは保安林であるとか、そういう公益機能を有するところの森林、国有林で管理をしなくてはならぬという、そういう山といふのはかなりあると思ひます。この間妙高に行つてまいりましたが、妙高なんかあれば管理をしておるはずであります。しかし収益はございせん。そういう経費といふのはどのくらいあるものでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生御指摘になりましたような、いわゆる、俗に言へば経済林でないところというところにならうかと思ひますけれども、国有林の場合、保安林など法令で指定されております公益的な機能をよけい発揮しなければいけない、重視される森林でございすけれども、

これを第一種林地という形で押さえておりますけれども、それが大体国有林野面積の約五三%に当たります。四百四十万ヘクタールございす。これが保安林だとか、その他国土保全上の問題を重視する森林でございす。その中身といたしまして、いま申し上げました保安林が約三百五十三万ヘクタール、あるいは自然公園法に基づきます自然公園でございす。これが約二百四十万ヘクタール、そのほかレクリエーションの分といふものが約五十九万ヘクタール、こゝういふ形で公益的機能をより発揮するような使命を持っております森林があるわけでございます。

それで、いま先生がおっしゃいましたように、それではそういうものに対してどの程度のいゝんな経費があるかといふことでございすけれども、森林のこゝういふ公益的機能といふものが、やはり経済機能とある意味では一体になって発揮されるという点がございす。これは、たとえば普通林地でありまして、むやみやたらに切ればやはり水資源の涵養が非常に不十分になるし、環境保全も悪くなるというふうな問題で、やはり森林そのものにそういう木材生産機能とあわせて公益的機能、両面を持つておりますので、森林経営といふのはどうしてもその両方の調和を図らなければいけないといふことがございす。いま申し上げましたような森林につきましても、重点としては確かに公益的機能のものを発揮する面が強いわけでございますけれども、その中にも一部やはり経済林として利用できる面もございすので、当然択伐等森林施業をやる場合もございす。したがって、これを経費的に分けるというの是非常に技術的に困難であるといふようにわれわれ考えております。

○村田秀三君 世の中、厳しくなつてきておるわけでございます。特別会計ですね、金がないから、これを率直に言つて、行政管理局や大蔵省の言うことを聞かないと金を出してくれないと、まあ物の言い方は適切かどうかは別にしまして、おたくはそういう言い方はできなからうと思ひます。しか

し、そう厳しく考えてまいりますと、何も山がつくって空気にまでひとつ予算化すると、こういうことは言いません。しかし、現実問題として妙高高原に地すべりがありました。治山の経費は、建造物代ぐらひはあるいは出るのかもしれないけれども、これだつて一〇〇％ではございません。設計はする、工事の監督はする、現に三次崩壊を警戒をして徹宵無線連絡をしてみたりやっています。しかしあそこからは収益はございせん。あそこに登山した方から登山料を取るなどというでもないわけでありまして当然管理費はかかっているわけですよ。そういう管理費を計算することはむずかしいと、こう言つてみても、妙高一つをとつてみても、私はあそこが営林職員が何人いるかわかりませんが、そのうちの割はそこにかかっているとかという概括的なことは出るはずですよ。そういうところまでやはり物を言わなくちゃならぬ時期に来ておる、私はこう思うんですよ。つまりは、人をかける、よい山ができる、よい山をつくるためには金がかかる。その金ですから、金がないからいよいよ施業一部切り捨てをしてやらざるを得ないという発想になってくるはずでありますから、それはもうきちんと整理をして、この際は一応計算をしてみませんか、いかがですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生から、いま妙高の地すべり等のお話ございましたけれども、治山事業につきましても、本年度におきまして約六八％の経費が一般会計から導入される形になっておりまして、これは民有林の治山事業のあり方と大体似たような形になっております。さらに、たゞいま国有林野改善特別措置法案を農水で御審議いただいておりますけれども、その内容といたしまして、保安林内の造林事業あるいは公共的な性格の強い林道の開設事業、こういうものには一般会計から導入していただくという中で、いま御審議を農水の方でいただいておりますので、御審議が、私どもも、そういうふうにはやはりある面で国有林そのものがそういう性格もございしますので、

公益的な機能も發揮しなければいけないし、さらには公共的な性格もあるという観点から、いま申し上げましたようなものにつきまして一般会計からの導入を図っていただいて、国有林の経営の健全性、そして国民の期待にこたえる国有林の山づくりをしていこうという姿勢をとっておりますので、そういう意味からは先生のおっしゃることと同じような形で私どもも国有林の経営をやる考え方であるというふうには私どもも考えております。

○村田秀三君 私の言っているのは、治山とか治水とか目に見えるところはいいですよ。目に見えないもの、理論上そうだけれども計算はかなりむずかしい、これはわかりました。わかりましたけれども、わかるものもありますよ、いまは妙高の例を申し上げました。ということで、一度それを試算してみませんか、こういうことを言っているのです。

○政府委員(藍原義邦君) 先生の御指摘のような問題も検討すべき問題かと思ひます。ただ、国有林の場合には非常に現在財政事情も厳しい問題がございまして、これからの国有林をより健全なものに導くためには、まず私どももやらなければいけないことは、国有林自身の身の引き締めであるかと考えております。そういう意味では、いろいろな面の自主的な経営努力、こういうことをやりますして、なおかつ、いろいろな問題が出た場合にはさらにまた検討する事態がくるのかもしれませんし、あるいは自主的な努力によりまして国有林が本来に健全な方向に向かうのかもしれません、これはこれからの私どもも国有林経営に対する姿勢によるというふうにも考えております。そういう意味から、自主的な努力といふ申し上げましたような国有林の改善特別措置法案に基づきます改善計画によりまして、私どもも二十年間の改善計画を立てることについておられますので、そういう経営の考え方の中で国有林のこれからの改善合理化を図つてまいりたいというふうには考えている次第でございまして。

○村田秀三君 経営努力もわかりました。言つて

いることはわかるんですよ。しかし、私が申し上げている意味もわかるわけでしょう。ここではないかなか答えにくいということなんです。その妙高、収益事業じゃない、山を管理するためにしかかっている経費、幾らなんだか出ないといふ、こう言われている、それをわからないとか、計算がむずかしいといふことは、これはもうだれが見たってちよつと変ですよ。だから試算をして、それを要求するかどうかは別にしても、それを出してみないと、ただ単に赤字だと言われながら働いている職員はこれはどんな気持ちでありますか。

林野庁がヘリコプターくらい持つて、いざ山火事という山を守るくらい機能を持つても一向差し支えないわけですよ。だからそういうことを考えれば、つまり純然たる意味の木を切つて、売つて、その経費で生活をするという、単にそれだけのものではなくて、それ以外に国家的、社会的な目的のために必要な役割、その役割を果たすための諸経費というものは当然出るはずだと、土どめをするとか、護岸をするとか、目に見えてはいる話ばかりじゃございせんよ、これは、それを私は言っているんですよ。だから試算ができませんというのではないと思ひます。試算するかどうかは別にして、中川大臣、どうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生御指摘のような、どのくらいそういうものに経費がかかっているのかかというところは非常にむずかしいと思ひますけれども、森林がどういう機能を持っているかというところにございまして、過去におきまして森林の持ちます公益的な機能というものを計量化いたしまして出した例がございまして、十二兆八千億という全国的な数字が出ておまして、それは当然国有林も入つておるわけございまして、そういう考え方からいけば、森林全体としては大体そのくらいの機能を森林が一年間に果たしておるといふ森林の機能としては把握いたしておりますけれども、

も、実際の費用として、いま先生が御指摘になつたような問題について、それを資料としてつくるというところは非常に私どもも困難ではなからうかというふうには考えております。

○村田秀三君 どうもおかしいですよ。その森林の持つ機能の経済的換算、これは私も聞きまして。言つてみれば、国有林野がどの程度役割を果たしているかは別にして、一年間に十二兆も働いているんだから、七百億や九百億、メじやないんじゃないかという気持ちになつてもいいんじゃないかと思ひます。はつきり言へば、それは少し飛躍し過ぎています。いまして、私の言っている意味がよくわからないんです。私はずいぶんわかるように言っているつもりなんです。いいですか、妙高の山崩れがありました。行つてよくわかりました。国有林であります。その国有林の林分は何かといったら、これシラカバくらいなものですね。これは売つても大したことはないです。だから山自体経済性はないわけだ。しかし、その山を守るために地すべり防止を行い、まあ地すべりが起きましたら、その防止工事をするわけですね。だから、その治山のための工事費は六八％出るようになったと、これはだんだんふえていくのは結構でございましょう。まるまるもらつていいんですよ、これは一般会計から。林道をつくる。これも林道全部じゃなくて、これまた特定の林道の六八％、これもいいでしょう。だけれども、そこに管理のために張りつけられる職員の経費はだれが持つていらっしゃるんですか、一般会計から出るんですか、これ。どうですか。身近な話をしてもいいと思ひます。いま何人、徹夜であそこを監視に行つていますか。仮に、一昼夜二人交代、こういうことはなからうと思ひますね、恐らく昼夜交代であれば七、八人じゃないかと想像しますが、その七、八人、じゃいつからやっていますか、先月の十七日ですか、もうすでに二十日経過しているわけだ。そうすると、八人分の二十日分の賃金といったら幾らになりますか、すぐ計算できるでしょう。まことに卑近な例でわかり

やすい例で、その経費をどこが負担するのかと、
 こう言っているわけです。だから、それは試算す
 れば出るじゃないかと。何も妙高、突発的であり
 ますから、常態としてそういうことがあるわけ
 じゃございませんでしようけれども、そういう例
 が全国かなりあるはずです。まあ防衛林なんか、
 山があるためにやはりその営林署の定員は二、三
 人必要とされて配置される。しかしそこからは何
 の収益もないわけです。ということをやつと
 トータルしてみたら、かなりの額に私はなるん
 じゃないかと思うんですよ。だから、それをすべ
 ていま一般会計から出せということは無理であつ
 たとしても、その経費は当然やはり今日のような
 厳しい状態の中では、計算をして、そして措置を
 しなければならぬ。山を守れという国民の要求が
 あるとするならば、国民はそのための負担は当然
 すべきである。そういう観点に立つて試算はでき
 ませんかと言っているんですよ。試算してみます
 と言いますが、それはど何か遠慮しなくちゃなら
 ぬことなんでしょうか。話はこんなにわかっていると
 私は思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生のおっしゃることは私もよくわかるわけでございます。たとえば、治山事業につきましては、現在約千五百人分について是一般会計からいただいております。そういうふうな、私どもも数量的にわかるものについてはそのような考え方をとっておりますし、それから先ほど申し上げましたような造林事業、林道事業、こういうものも保安林内の造林だとか、あるいは公共的性格の非常に強い民間の林道あるいは国道と結びような基幹林道、こういうものについても補助をいただこうということで、現在御検討いただいておりますわけでございまして、はっきり計量できるものについてはいま申し上げましたような形で考えておりますが、たとえばいまおっしゃいましたような、そこで管理している人間ということになりますと、そこにいる人間は常時その仕事ばかりやっているわけでございまして、やはり一般的な国有林の経営、たとえば担当区であれば、

治山事業も場合によればやりますし、それから造林事業もやるし、場所によりましては林道の監督もやるというような形になりまして、非常にくるくる回るような形になります。そういうことで、なかなか計量的につかみがたい問題でございますが、私どもも将来の問題としては、こういうものについて、十分その手法等については研究してまいりたいというふうに思っています。

○村田秀三君 どうもまだびんときませんね。大分遠慮なさっておるようでありますが、いずれにいたしまして、同一の人間が造林にも当たる、運搬にも当たる、管理、巡視にも当たる、これはわかりますよ。ではもう少し砕いて言いますよ。わかっていても恐らく答えたくないんじゃないかと、こう思うんですが、妙高のいま第三次崩壊をと、警戒するために臨時に人をあそこに雇ったとしますか、その経費は林野庁で出すわけでしょ。臨時で雇ったと仮定する、それは林野庁で出すわけでしょ。それは収益事業じゃないんですよ、収益事業じゃない。つまり妙高という観光地帯を守る、観光客、登山客に危害を加えないように守る、崩壊をすれば下流の住民に被害を与えるからこれを守る、こういう目的なんですよ。木を切つて、売つて、売つたお金で生活をするというのが違ひわけですから、だからそこは、何も同じ人が造林もする、あるいは巡視もする、運送もする、そんなことはわかっていますよ。しかし時間区分すれば明らかに別なものがあるはずなだから、そのものを経済的に見て、これはいわゆる公益事業に奉仕する経費じゃないかと、それを積算しなさいと、こう言っているんですからね、わからないうけないですよ。検討に値する——本当に検討してみますというなら、きょうはそれまでとどめておきますよ。しかし、話がわからないからというんじや、これはまだ続ける以外にないんですよ。

○政府委員(藍原義邦君) 先生おっしゃること、よく私もわかるわけでございまして、いまおっしゃいましたように、たとえば治山事業の場合で

でございますと、いま現実には定員内の職員が張りついてやっておりますから、現実問題はそういう形になりますが、もしいまおっしゃったように、臨時に何人かの人を何日間か雇えば、それは治山事業の中で経費整理できるわけでございまして、治山事業については、先ほど申し上げましたように一般会計から金をいただいでやる面があるわけでございますから、そういう対応はできるといふことになります。

それから、一般論、全般の問題でございしますが、先ほど申し上げましたように、いろいろむずかしい問題なりがございますけれども、その辺どういう手法でやったらいいかということについては、十分私ども検討してまいりたいというふうに思っております。

○村田秀三君　しつこいようですがね、いま臨時を頼めば治山事業費からもらえる、こういうことですな。そうすると、治山費の中に臨時費が入っている、その六八％くれると、こういうことでしょう。これは一般会計からくれるということでしょう。正規の職員を使つたから、林野庁で賃金を払っているから、だからその分は一般会計からもらわないと、こういう意味ですか。やはり職員の分も、職員が監視をしていたその分も治山事業費の中に入れて請求もし、その六八％を一般会計から繰り入れられる、こういう意味なんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生非常に、個々の妙高のことを御質問でございますけれども、そういう経費整理については、全般的な問題として国有林全体で六八％という形でいたしておりますので、そういう全体経理の中で、今回の場合はどういう経理をするか、それはその営林署なり営林局の対応で考える問題だと思ひますし、全体としての経理の整理としては、六八％という金を一般会計からいただいておりますわけでございまして、今回の妙高のやつをどういう整理にするかについては、ちょっと私もいま細かいことは存じ上げない次第でございます。

○村田秀三君 妙高の話は一つの例として出した

わけでありますが、ひとつどういうことになるのか検討してみると、こういうことでありますから、その結果を待つ以外にありませんが、私はどう考えてみても、その額というのはかなりの額になると、こう思っているわけでありまして、今後とも言及をしていきたいと、こう思います。

それから、まことに簡単に結構でございますけれども、やはり販売方法ですね、これはいままでもずいぶん議論されてきておるところであります。とにかく一般競売と、それから随意契約、大別すればこれが主体でありますけれども、いろいろ細かい議論はなくて、ここで結論が出る問題でもないと思いますけれども、随意契約を一般競売にした場合にどれだけの増収になるかということ、これは関係者が試算をした目の子でありますけれども、とにかく一年間に百七十三億増収になると、こう言っております。だから随意契約、これを一度に転換しなさいという話も無理があるのかと思いますけれども、本当に改善計画ということであるならば、とにかく予算は入るをはかって出るを制すと、こういうわけでありますから、入ることを第一に考えなければならぬわけでしよう。ということからするならば、この随意契約を一般競売に転換をしていくという一つの考え方に、立つ必要があると、こう思いますし、同時にまた、まことにこれ異なことを聞くわけではありますが、販売委託というのがあるそうであります。販売委託されている地域というのは九州が主であらうと、こう言われておりますし、その販売委託の材積も五年間で約二十万立方、委託料が八億円だといふんですね。営林署が直接販売すれば、これはいいんです。営林署が市場に入って販売することによってと市場に出すんだそうでありまして、聞いてみるとと市場に入ると販売することによっていいくないということに法律でもあるならば別でありますけれども、営林署が直に市場に行ってもいいんじゃないかという感じがいたします。何も八億円も払っている必要はないと思うんですね。

それと同時に、もう一つ聞きますけれども、委

託販売が行われておる年というのが、毎年一定数量、一定程度なされておるのかどうかわかりませんが、私の聞くところによれば、特設的に四十五年、四十八年、五十年、五十一年にはこれは偏っている、こう言うんですね。これはどういふわけなんだろう、こう思うのでその点お伺いいたします。

○政府委員(藍原義邦君) いま三点御指摘になったと思しますので、順々に御説明申し上げたいと思います。

まず冒頭、国有林の販売でございますけれども、これにつきましては公売あるいは隨意契約という形で売り払っておりますが、考え方とすれば、できるだけそれは一般公売、競争入札でやった方がいいという考え方もあろうかと思えます。ただそこで、反面、先般来の不況事態には一般公売で売り出したものがほとんど不落になつてしまつて、この事態も出るわけでございます。そういう時点も考えますと、やはりある意味での地元を中心いたしました、地元の中小企業等々を中心いたしました国有林材を使う業界の方々、そういうものを安定的にやはり育てるということも国有林の売り払いの中には必要ではなからうかという問題もございします。それやこれや考えまして、いま林野庁で考えております大きな分け方でございしますけれども、銘木等の高品質材あるいはバルブ用材等の原材料については、原則として一般競争入札でやる。それから一般材につきましては、これは製材工場で使いますような一般材でございますが、これは国有林材の依存度等地域的な特性を考慮しながら、一般競争契約による販売割合の拡大に努める。地元の工場でございますから、全部公売でやりますと地方の人が持つてつてしまふ、そういう場合に地元が材が落ちないということもございします。そういうことを考慮しながら、できるだけ一般競争契約ができるようなことは考えております。それから、これから需要を開発しなければいけない材、間伐材あるいはカラマツ等々の問題については、主として隨意契約でやるように

いうふうな基本的な考え方で対応いたしております。たとえば立木販売でございますけれども、これは四十七年に一般競争契約が一九％でございましたが、五十一年には二九％に伸ばしております。それから丸太の販売でございますが、これは四十七年に三七％でございましたのを五十一年には六二％という形で、大幅な一般競争入札の増加を図つておる次第でございます。

それから、委託販売の問題で御指摘になりましたけれども、主として熊本方面につきましては、民間の杉、ヒノキを中心いたしました林業が非常に盛んでございます。そういうものの売買という形で市場というものが非常にたくさんできておりまして、こういう市場に国有林材もあわせて材を出しまして委託して売るといふことが、売り方においても非常に有利な場合がございします。また逆に市場価格を把握するという面からも非常に役に立つという点があるわけでございます。そういう関係で、まずどのくらいの数量を出しているかというところでございします。熊本管林局でつくつております素材のうちから、いま先生は年次別に御指摘になりましたけれども、私もともそういう形でこの販売をある意味ではふやそうという姿勢もございまして、昭和四十六年二万三千立方、四十七年二万一千立方、四十八年三万五千、四十九年二万六千、五十年三万三千、五十一年四万一千と、傾向としてはだんだんふやす傾向で対応しておりますわけでございますが、年別に数字はありませうけれども、傾向としてはそういう形で考えております。これは熊本管林局が売り払いいたしております素材量の大体四十六年が三％、四十七年三％、四十八年七％、四十九年七％、五十年八％、五十一年一〇％と、大体そういう形で年間の売り払い量に對しての比率というものをしながら対応しておるというものが実態でございます。

それから、そういう形でございしますので、いま八億ぐらいの手数料を払っているではないかというお話でございましたけれども、これは一般の民間の方々が出される場合も大体六ないし八％の手

数料を出してその市場で売つてもらうという習慣になつておりました。国有林もその一般の商取引の例になつておるわけでございますが、これを売り払いいたした量が、いま申し上げましたように材積にいたしまして約六％でございしますけれども、今度はこの販売いたした結果上げ得ました収入は、全体の収入の一五％になつております。したがって、確かに七億八千万の手数料を払つておりますけれども、売り方としては決して不当な売り方ではないし、私もとすれば、やはりこれからのこういう木材の売り払いには、国有林が独立してやるという問題もございしますけれども、その地方に民有林があれば、民有林も売り方になかなかむずかしい問題もございします。お互いにタイアップしながらやっていくという姿勢もあつていいんではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○村田秀三君 いまお答えをいただきましたが、私の申し上げることがそのまま通りそうもないのはわかりました。いづれにいたしまして、別途機会を改めて詳細に検討してみたいと思ひます。それだけの答弁では素直にそうでかと言ふわけにもなかなかまいらぬ節もあるわけでありまして、いづれにいたしまして、私が、つまり、公益森林の管理に要する経費の負担の問題、それからあと販売の方法等にも多少触れたわけでありませう。専門的に同じ一つの問題を二時間、二時間かけてもいづれにいたしまして、どうやって収入を上げるか、赤字だと言ひますが、収入を上げる方法をもっと細かに検討を加えて、そして増収をする、この改善も当然考えてよからうという立場で実は申し上げたわけでありませう。それから、前段申し上げましたのは、とにかく施業方法でも言ひますが、事業計画、本場に細かな点について申し上げることはできなかったわけでありませう。また私もいろいろ知らない面があつたやうであります。いづれにいたしまして、手をかけねばならぬ、非常に国有林はいま荒

れておることが一般にも言われているし、私自身もそう思う。だとすれば、その事業を拡充強化するということは、収支の面だけをとりえてそして予算上この程度きりできないんだなというふうな物の考え方ではなくて、とにかく山を大切に十分なる保育もする、よい森林をつくる、そして経済性を高めるということと同時に、つまり収入を図つてやっていくという、そういう方向が確認されないままに、何となく赤字で、大蔵省から金をもらつたためにどうも管林署の十や十五はつぶしても仕方ないんだというようなことが先行しているように見られていた方がないわけでありまして、そういう意味で、いままで一連のものを申し上げてきたつもりでありますけれども、中川農林大臣、どうですか。

○國務大臣(中川一郎君) まず、国有林は国有林の持つ使命というものがあつたわけでございます。それは、一にしっかりと国土保全ということ、国民に必要な木材の生産を上げていく、その経営のあり方は、これは特別会計をもつてやるという仕組みになつておるのでございます。ところが、最近御承知のように、木材価格の低迷等、林野を取り巻く情勢は非常に厳しいものがある。しかも、国鉄のように運賃値上げ等によつて改善できるという安易なものではなくして、非常に厄介なものがございます。そこで、体質をしっかりとものにすると同時に、合理化もできるものはないか、いづれにいたしまして、同時にまた、公的機能でもございしますから、治山等については一般会計から入っておりますけれども、さらにこの際、財投資金等の融資の措置のみならず、林道あるいは造林等についても一般会計から入れていかなければならぬ、こういうことだろうと存じます。ただ、その場合収入等についてももう少ししっかりとものにせよ等々の御意見、あるいは公的機能についてももっとしっかりとしたものと考え、国有林の持つ意義というものをしっかりと、そこに一般会計から直接入れる入れないは別とし

でもという御指摘もございましたが、そういう点については十分検討してみたい、こう思う次第でございます、十分の案とは思いませんけれども、できるだけのあらゆるところに工夫を使つて、国有林の再出発には林業の再出発とも言えるくらい非常に厳しいところがございますので、御指摘の点は十分承りまして、ぎりぎりの努力をして国有林野を再建をさせたい、こう思っております。この上とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

○村田秀三君 一番地域住民が気にしておりますのは、この営林署の廃止問題ですね。北海道へ私も冬行つてまいりましたが、農林大臣の地元にも行つてまいりましたが、とにかく、局を支局にするという事は、よほど勉強してなさる方ではないと理解が不十分な面があります。しかし、営林署がなくなるといふ話になりますと、これは町を挙げて大騒ぎというのが現実ですね。これはもう本当に、騒動が起るのじゃないかと思うくらいです。営林署が、職員が何ぼいる、これの収入が何ぼだ、山で働く賃金が何ぼだ、木を売ったのが幾らだ、こういうのを全部細かに資料をとりまして、それは町の経済の何割に当たる、もしも営林署をなくされたならばそれこそこの町はますます過疎化してしまう、こういうことであります。それから、私の福島県でも一カ所、猪苗代というところがありますが、何か前橋の局長が町長を訪問したというやうなことで、もうおれのとこに目を付けられたんじゃないかということ、これまた町じゅう大騒ぎの状態ですね。これはそう簡単になくすべきじゃないかろうと思ひますし、この廃止の問題は、予算上計上されたからこれ実行しないというやうなことではなくて、まさに、その地域の実態を踏まえて、その管内の事業計画というものを詳細に検討して、仕事をやればやれるわけですから、やるところはたくさんあるわけですから、何も切るのばかりが能くはないのですから、大体国有林ずつとこれまでは山をつくと、というよりも切る方に精力を注いできた傾向と

いうのがあるわけですから、山をつくるのが主体だという觀念に立つならば、これはそうそう営林署廃止などという議論は出てこないし、地域住民が本当に納得しなければこれを廃止をしてはならぬ、こう実は思つておられるわけですが、その点について中川農林大臣ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

同時にまた、事業計画ですね、新たなものが出てくると思ひますが、これは国民の関心は相当高いと思ひますが、そうしてその衝に当たつては皆さんともよりでありまして、自分達の衝に当たつて現場を預かつては皆さん、自分の管轄の領域の中での判断かどうかは別に、現場を見ては手にして、こうしたならばよろしいのではないかという意見というのはいくらも持っているやうであります。そういう意味から言ひますならば、これは地元の人々の意見を十分に聞く、あるいは組合の意見は十分に尊重する、こういう立場が必要ではなからうか、そんなふうにも思ひますので、その要望も、また皆さん方の対応について所信を伺つて私の質問を終わります。

○国務大臣(中川一郎君) 営林署の統廃合につきましては、決して単に一割切つてというやうなことではなくして、やはり国有林も合理化、特に最近交通網なり通信網なり、他の省庁においても広域行政ということが行われているところでございまして、それに対応すべきものでございまして、御指摘のように、従来は伐採が中心であつたやうに思われまして、特に施業造林地等もありまして、これは育て、つくるといふことも力点を置かなければなりません。そういう点も配慮しながら、いかに統廃合があるべきかということについては慎重を期してまいりたいと思ひます。中でも、町村の過疎と直接結びつきますので、町村においては非常に強いことは私も承知をいたしておりますので、十分われわれの意のあるところを御説明申し上げ、そしてまた相手の大方

の納得を得た上でするやうにしていきたい、こう思つております。何が何でも、もう決まつたんだからいかなる反対があつても押し切つてやるんだというやうな強圧的なことでこれは対処すべきではないと、こう思つております。また労働組合の皆さんに対しても、これは協議決定するやうな事項ではありませぬけれども、十分また組合の皆さんの理解も得たいといふことで話し合いを十分にいたしたいと、こう思つております。どうか、われわれも厳しい国有林の前途、働く皆さんの将来も考えながら、ましてや国家の大事なるこの国有林というものをしっかりと守つていきたい、こういう意味で対処してまいりたいと思ひますので、御理解をいただきたいと存ずる次第でございます。

○野田哲君 ただいま村田委員の質問に対して、山の問題でそれぞれ質問があり、最後に労使間の問題に、あるいは地域との関係についても大臣から見解の表明があつたわけですが、重ねて二点ばかり山の問題に関連して伺ひたいと思ひます。

今度の農林省設置法、これは農林省の所管事項について、言うならばスクラップ・アンド・ビルド、こういう方式でやらせようとしてるわけでありまして、いわゆる山のスクラップ、そして海の方のビルド、こういう印象を受けるわけです。山の問題について言うならば、先ほど村田委員の質問、やりとりで触れられてはいるように、いわゆる国有林野事業の独立採算制、ここから一つの考え方が出てくるように思ふわけでありまして、そこで私は、この問題について北海道に行きまして関係の職員あるいは営林局の管理職の皆さん、そして地域の市町村長あるいは議会の皆さん、あるいは林業関係事業をやつてゐる方、多くの方とお会いをしてたわけですが、その中で感じたのは、一つは、農林大臣は今年対象になつてゐるこの北海道の方にかなり力を入れている方なんです、林野庁の職員で構成してゐる労働組合について、かなり予断と偏見を持つていらつしやるんじゃないか、こういう印象を受けたわけです。それを言葉

どおりここで表現すると血の気の多い農林大臣を挑発をして、また私も血の気が多いわけですから、やりとりがほかの方へ、派生的な問題を起こす懸念もありますので、私も抑えて質問をするわけですが、先ほど来のやりとりでありましたように、この国有林野事業というものは、国民の非常に貴重な財産であります、それは単に山に植林をし、育てて、それを切つて売る、こういう形の独立採算制による経営を維持していくという役割りだけではないで、治山とか、あるいは治水とか、あるいは貴重な緑のレクリエーションの場を提供する、環境の保全、それからさらに、僻地における林道とか、あるいは森林鉄道等による国民に対する交通の手段を提供する、これらの維持等についての非常に大きな役割りを果たしておるわけでありまして、この役割りというものは、これからますますと重要になつてくると思ふんです。そのやうな役割りをあわせて持つてゐる林野庁のところで働いてゐる職員で構成されてゐる全林野労働組合に対して、大臣あるいは林野当局が、予断や偏見を持つて対応をする、そして独立採算制ということに固執をして労働問題に対処していく、こういうことでは、山の荒廃とあわせて林野庁における労使関係もやはり荒廃をしていくという懸念を私は持つわけなんです。

そこでまず第一に、先ほど村田委員の質問にお答えがございましたけれども、この林野庁の職員で構成されてゐる全林野労働組合、ほかの組合もあるわけですが、この林野庁にある労働組合との団体交渉、これを尊重していく、労使関係の改善を図っていく、こういう点について農林大臣の見解を伺つておきたいと思ふんです。特に、いま先ほど村田委員の質問を最後に聞きますと、事業のあり方とか機構のあり方等については交渉事項ではないが意見は十分聞くと、こういうふうなお答えがあつたわけでありまして、機構の問題ということになると、これは恐らく当局の方、政府の方では、管理運営事項だから交渉事項ではないんだという認識を持つておられて先ほど

の発言があったんじゃないかと思うんですけれども、やはりこの機構ということが変わっていかば、そこに勤務をしている職員、労働者の勤務の態様も変わってくる場合が往々にしてあるわけでありますから、

〔委員長退席、理事原文兵衛君着席〕

そういう面ではやはり交渉事項でもある分野として考えなければいけないと思うんです。そういう点をどういうふうに考えておられるのか、私はこのことも含めて農林大臣の基本的な考え方をまず伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 全林野労働組合に対する私の基本的な考え方というものの御質問でございますが、私は農林大臣になる前から、決して全林野労働組合に偏見や予断は持っておるつもりではないので、こよなく山も愛すれば、人間であります労働組合の皆さんに対して愛情を持っております。ついでには、しっかりと互いにやっていきまさんと、やがて国有林がなくなつたときには、これは労働組合もなくなつてしまふことであるので、団体交渉、労働条件の改善ということも当然の権利でございますから結構でありますけれども、たとえば交渉能力のない営林署長と単に交渉のための交渉をするようなことが間々ありがちであつたと、そういうことでは署長もかわいそうだし労働組合もかわいそうなんじゃないか。もつと、私で言うなら農林大臣のところに、基本的にこういう誤りがあるというようなことは、堂々と毎日でも言つてらっしゃいというぐらゐに門戸を開いて実のある交渉をしたらいかでですかというやうな気持ちでの意見を申し上げたことがありますが、これを敵対視して、予断と偏見によつてこれに對抗しようという姿勢でないことだけは、もうはっきり申し上げておく次第でございます。私も役人をやつて労働組合やつたこともありますから、皆さんの気持ち、働く苦しみ、また希望等、またあるいは生きがいというやうなものを総合して職場で働くことにまた生きがいがあるんだらうと、こう思ひますので、そういう予断のないこと

を申し上げておきたいと存じます。

したがいまして、今回の国有林野の改善計画、農水の方でお願いしておりますもの、働く皆さんの職場を失わないということからいつても避けて通れないことだと思ひまして、まあ大蔵省と財政当局が一般会計から入れるのはなじまないという抵抗もありましたが、公益的な機能も大いに果たしておるんだということから今回改善計画というものを立てることになりました。中身はいろいろありますけれども、目玉としては一般会計から資金を導入すると、こういうことになつてございします。そのほか交通手段の提供であるとかいろいろございします。したがいまして、国有林は今後健全に発展していくことが資源を大事にするだけじゃなくて治山治水の国土保全あるいは環境保全、国民へのサービスと、これはもうまさに国家の大事な事業だと存じます。したがいまして、今後とも労働組合の皆さんにも、そういう認識に立つて御協力いただくとところは御協力いただくし、また皆さんの御要望があるならばこれには十分こたえていくように門戸を開いて十分話し合うというふうにしていきたいと思ひております。

先ほど御答弁申し上げました、労働組合との協議決定事項でないと言つたのは、組織の改廃について、営林署をやるときにどうしようということじゃなくて、それに関連をして労働条件その他については十分納得のいく話し合ひはいたさなければなりませんという基本的なことを申し上げたものであります。もちろん生活の場が変わるわけでございますから、十分皆さんの意向も聞くこと、そしてまた話し合つていくと、こういう姿勢は守り続けていきたい、こう思ふ次第でございます。

○野田哲君 この今回の法案については、私どもも当初の政府の原案ではいかなることになるかなり懸念を持つていたわけですが、幸い提案をされた後、与野党の話し合ひによつて一定の修正が行われることによつて、林野庁の労使間の問題につきましても対立的な場面は一応回避をすることができた、こういうふうな考へてゐるわけですが、

しかし、考へてみるとこれから先、先ほど来の議論にもありましたように営林署の統廃合という問題が予定をされております。先ほど来の議論にありましたが、国有林野事業というのは、私も北海道へ行つて認識を新たにしたいわけですが、特に行きましたのには農林大臣の選挙区の方大分回りましたが、やはり地域の社会経済関係と非常に大きなかわり合ひを持つてゐるという認識を新たにしたいわけですが、そういう点から、やはり営林署の所在する自治体の関係者あるいは経済界、非常に関心が強いということを感じたわけですが、さらにまた、先ほど村田委員からも指摘がありましたように、林野事業に働いてゐる労働者は、それぞれの当該地域の人が働いておるわけでありまして、親の代、おじいさんの代からそこにずっと家を持つて住んでゐた人が山で働いてゐる。こういう関係にあるわけでありまして、それらの地域でもうずっと定着をしてゐる。だから、一般の商社のサラリーマンが大阪から東京に転勤になる、社宅を簡単にかわるといふやうな状態にはいかないという実情も私はつぶさに承つてきたわけですが、そういう点からして、やはり国有林野事業が果たしてゐるそのやうな僻地における雇用の確保という点でも、非常に大きな経済的な、あるいは社会的な役割りを果たしてゐると思ふんです。

そういう面から重ねて、先ほど来村田委員の質問もありましたけれども、営林署の統廃合について、やはり地域の住民の意向、経済界の意向等を十分に勘案をして、事前にそれぞれの関係地域のコンセンサスを得るやうに、あるいはまた、当然統廃合ということになると、そこに働いてゐる労働者の勤務条件についても大きな変更を生ずるといふことになるわけでありまして、そういう点について十分な配慮を払われるべきであると考えますけれども、重ねて農林大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 野田委員御指摘のやうに、営林局の統廃合につきましてもいろいろ議論はありましたが、衆議院における野党の皆さん方

との話し合ひにおいて、営林局をさらになくしてしまうのではないかと、まさに予断と偏見であつたやうでございしますので、そういうことではないという御修正もいただきまして、支局としての地位と任務を明らかにするということ、まずまず地元の方々も、あるいは働く皆さんも御納得十分ではないにしても、まあまあ御理解をいただいたのではないかと存じます。営林署につきましてもまだまだ心配される向きがあることは私も十分承知をいたしております。御指摘のやうに特に北海道のやうなところでは、もう営林署が町の中心の役所である。しかも、これは役所というだけではなくて経済行為が非常に多岐にわたつておると、これはもう食堂経営者にもあるいは文房具屋さんにも、あらゆるところに関係をしてゐます。特に御指摘のやうに働く労働者の皆さんが地元の方々であるといふところから、非常に関係は密接になつております。したがいまして、この統廃合については、これは最大の関心を持つことはもう当然のことだと思ひます。したがいまして、これらを行ふに当たりましては、十分地元の皆さん、各界、町役場とか議会とか町長とかといふだけではなくして、全般的な皆さんの話し合ひも得て、そして大方それならばというやうなところまで持つていってやりたいと、こう思つております。もちろん労働者の皆さんとも御納得のいく十分な話し合ひをしてこれは進めなければ、ただこれを権力だとか、力づくでやり得るものではないといふことは十分認識いたしておりますので、営林署のあり方についてはかなり時間をかけてやることにいたしておりますし、十分意のあるところをくんで対処していきたいと、こう思つておりますので、またわれわれの意のあるところも、ただもう統廃合には一切耳はかきないといふことではなくして、考へておるところはどこであるかぐらゐのことでもまた関係の皆さんに御協力いただきたいなと、こう思つておる次第でございます。

○野田哲君 私も公務員の生活を長くやってきておりまして、そういう面から感じただけですけれども、本当に、この営林署の問題について北海道へ行つて各地域を回つて、官公庁、官公署の存在についてこれはどの関心を地域の人が持たれたということは私も初めて経験をしたわけで、ぜひひとつ、先ほど米の説明のように十分配慮いただきたいと思ひます。

海の問題について伺いたいと思ひます。これは主に水産庁の方に伺いたいと思ひますので、大臣最後に所見を伺いたいと思ひますが、昨年東京都の消費生活モニターのアンケートの結果が発表されているわけですが、魚の購買行動等について、こういう統計が手元にあるわけです。それからまた、水産庁でも昨年動物性たん白質の摂取量についての調査をやつておられるわけですが、国民一人当たり、一日当たりの水産たん白食糧の摂取量は、昭和五十一年には十七・九グラム、畜産物は十八・四グラム、こういう形で、昭和五十一年からついに水産物によるたん白の摂取よりも畜産物による摂取量が上回つた、こういうような状態が発表されているわけですし、先ほどの東京都の消費生活モニターのアンケートによる「魚の購買行動等について」の状態を見ましても魚離れという傾向があらわれているんじゃないかと思ひます。農林大臣はことしの予算委員会、国民の米離れという問題について、どうか皆さん米を食べてください、酒も飲んでくださいと、こういうことで議會を通じてお願いがあつたわけなんです、今度はまたこの状態ですと、皆さん魚を食べてくださいと、こういうふうなことを言わないかと思ひますが、さりとて畜産の方も、これも少なうていいというわけにいかないし、農林大臣もことはアメリカとの交渉でかなり畜産の問題で奮闘されている経過もあるわけですが、魚離れという傾向について、現状を水産庁ではどういうふうに認識をされていらっしゃるのか、またそれに対して対応策としてどんなことを考えてお

られるのか、まずその点を伺いたいと思ひます。○政府委員(森重治君) 確かに先生御指摘のように、五十一年に国民の食生活におきます動物たん白質、これの畜産物と水産物が大体半々というのが常識でございますが、厳密に言ひまして五十一年に逆転をした、要するに畜産物の方が、若干ですが多くなつたというところは御指摘のとおりでございます。これがしかし、たまたま昨年の、いろいろ二百海里の水域に端を伸ばした魚価の高騰という、そういう事態が発生いたしました、それがどのようになつたか、現象に影響を与えているかというところにつきましては判定が非常にむづかしいでございます。確かに、そういう問題につきましても私も大変意識をしておりますが、概して申し上げますと、昭和の四十年代の前半までは非常に畜産物の割合が急激に増加しております、四十年代の後半に至りまして、水産から畜産への変化というのはかなり鈍化をしております。たまたま昨年の、五十一年に先ほどのような事態になつたというところでございます。そこで私も、これは白書にも出ておりますけれども、需要面ではわが国の伝統的な魚の嗜好がまだ依然強いという私ども認識は持っております。そういうことと、それから水産物の供給面におきまして、わが国の周辺の水域におきまして水産資源の開発なり増殖といふことを推進していく、あるいは海外の漁場をいふような手段で確保していくというふうなことで、食糧水産物の確保、これにつきましても最大の努力をするというところを考慮しております。こういうことを考へてまいりますが、こういうことを考へてまいりますと、今後とも動物たん白質に占める水産物と畜産物の比率というものは大体現状どおり、まあ半々というところを見えていて、そうこれ以上大きな変化はないのではないかと、うふううに私も予測をしておるわけでございます。

○野田哲君 わりに水産庁の方では、そうこれから大きな変化はないんだというふうな楽観的な気

持ちを持っていられようと思いますが、これは魚価の問題とかだけではないと思ひます、魚離れというものは、これはいろいろ背景があると思ひます。まず言われるのは、一つは国民の食生活の洋風化という傾向がだんだん進んできております。それから学校の給食問題についていろいろ議論があります。中川農林大臣も学校の給食に米を食べてくれというふうな話をされたこともあるし、何かいま日教組が北海道で大会をやつている中で、学校の給食のあり方についての検討を始めるというふうなこともあるわけですが、いまの学校の給食の状態を見ておると、これも一つはやはり魚離れの要因になつておるんです。これは話は余談になりますが、学校の給食では非常に手間がかかるから先割れスプーンというのを使つておられるわけです。スプーンの先が割れたようなもの、それだけで食べるわけです。ああいう道具を使つていたんでは魚は食べられないんですよ、サラダとかスプーンとか、ああいうものしか食べられないんですよ。学校給食で、幼稚園、小学校を通じて十年近くも、そういうことから、動物性たん白質と言へばハムとかソーセージとかいうようなものしか使われないような仕掛けになつておるから、そのことがやはり嗜好をだんだん変化させておる、こういう状態を起していらっしゃるんです。それから、やはり石油ショックのときの魚価の高騰、それから二百海里のときの魚価の高騰、こういう背景もあると思ひます。それだけではなくて、やはり国民の嗜好の変化、このことをやはり考へてみなければならぬんじゃないかと思ひます。

そこで、私はもう一つ、余り時間もありませんから見解を承りたいと思ひますけれども、最近非常に海外からの輸入の水産物が急増している。そして、本来輸入水産物の急増の中で魚価安定対策として建設された冷蔵庫が逆の作用を果たしているんじゃないか。つまり、冷蔵庫に格納することによって魚価がしに利用され、価格の操作に利用されている。そういう面での魚価の高騰が心理的に消費者の魚離れを誘発しているんじゃないか。このことについては、ある冷蔵庫の業界の大手の代表の方もそのことに触れられているわけでありまして、いま水産庁の方で答へになつた魚離れの原因について、私は少し楽観的じゃないか。いまの状態が横ばいで続くんじゃないかと言われたんだけれども、一つは、これから戦後に育つた国民がもう日本の総人口の中では多数を占めるような状態になり、それがだんだん比率がふえていく、こういう人口構造の変化、こういう面での嗜好の変化の増進、こういう面と、もう一つは、やはり魚の、特に冷凍品についてかなり投機的な動きが出ておるんじゃないか、そういう認識は水産庁では全然持つておられませんか。

○政府委員(森重治君) 私先ほど、水産と畜産のウェイトが半々くらいでいきたいと、いきなり一つ入つておりました、一応そういう確かに嗜好的な面あるいは手間のかかるものが敬遠されておるといふか、あるいは非常に若い世帯で魚の消費が少なくなつて、米と同じですが、そういうふうなデータがございます。しかし、それらが本質的に、何かここで今後変わっていくという要素になるかどうかという判定は非常にむづかしいでございますが、私もどなたもいたしましては、そういういろいろいろいろな魚の消費形態を変えていく、あるいはいろいろな調理等につきましての解説普及を図るとか、そういう努力をした上で、ともかく魚の従来の地位というものを確保していききたいというふうに申し上げたつもりでございます。

それから、先ほど輸入水産物の増加に絡みまして、いろいろ冷凍技術がそれに影響を及ぼし、魚価がし等になつておつて、それが先ほどの原因になつておるのではないかと御指摘がございまして、確かに冷凍の技術の向上によりまして、非常に豊漁による貧乏といひますが、産地の魚価の暴落、暴騰、こういうことを避けることができて、安定的に季節物を周年的に供給できる、そういう体制が一応全国的に整備されたということが事実でございます、そういうことを通して何か

価格にいろいろ操作が可能になった、そういう御指摘だと思いますが、昨年のそういう一時の現象というふうなもの、実は振り返ってみますと、全体の何といいますが、需要と供給、そういうものに結局左右されてくるということではないかと、基本的には、価格は生産なり需要の状況によって最終的には決定される。したがって、昨年一時高騰いたしました、その後鎮静化されました、現在はむしろ非常に冷え込んだ状況が続いている。逆の問題が起きておるといのが現状である。そういう意味から申しますと、私はその冷凍という問題は、やはり価格の安定化というものに役立つおるわけでございまして、一時、先生が御指摘のようなそういう悪い方に使われるという問題につきましては、私も十分監視もし、また消費者も、消費者といいますが、業界も昨年非常に痛い目に逆におおるわけでございします。私も今後ともそういうことのないように十分指導してまいりたいというふうに思ふ次第でございます。

○野田哲君 時間が来ましたから終わります。

○和泉照雄君 私は農林大臣に、アメリカの農産物の輸入の問題、これに関連して質問をいたしたいと思ひます。質問したいことがいろいろあるわけでございしますが、時間の関係がございしますので簡潔にいたします。

まず初めに、アメリカ農産物の輸入が大きな問題となっておりますが、近年、日本の対米貿易収支の大幅黒字ということが問題になって、日米間のこの大幅黒字を解消するという事で、一月にストラス米大統領通商交渉特別代表が来日をされて、政府首脳と協議をされたことは御承知のとおりでございますが、また、先般の福田総理訪米の際にも、米國議會から日本の対米貿易の黒字拡大が強く批判をされて、対日保護貿易立法の提案も辞さない、このような強い姿勢が打ち出されていることは御承知のとおりでございます。特に最近、米側から日本に対して牛肉及びジュース各三千トン、生オレンジ四万二千トンというふうに、

従来の実績の三倍に相当する農産物の輸入拡大を要請されたようでございしますが、政府は、農林水産物関係の輸入についてはどのようなことを協議をしておられるのか、現在懸案となっているものはどんなことがあるのか、その内容を担当官庁として把握していらつしやると思ひますので、御説明をお願いいたします。

○國務大臣(中川一郎君) 私が昨年暮れ農林大臣に就任しました際、ただいま御指摘のアメリカとのドルの関係において、もつと農産物を輸入してもらいたいという宿題があったわけでございします。そこで一月、ストラス米大統領と大臣との間で話し合いをし、向こうの関心でありました牛肉については約一万吨を目標にして需要開発を行うという約束をいたしました。ミカンにつきましても、関心のありますオレンジについては、季節枠を二万二千五百トン、向こうは季節自由化ということをお願いしてきたのでありますが、季節自由化も、これは温州ミカンに、あるいはタンカン類に影響があるというので、これをお断り申し上げて、六、七、八月の三カ月に二万二千五百トンを入れて、通年分と合わせて四万五千トンの輸入を行う。ジュースについては千トンであったものを三千トンという事で、それにグレープフルーツ千トンを含ませまして四千トンということで調整を終えたわけでございします。そしていまその実行段階に入っておりますわけでございしますが、その後、東京ラウンドの解決がありまして、この七月には国際的に解決をしたい、ついでにはアメリカから、またさらに牛肉なりあるいはオレンジなり、あるいはジュースなり木林等について前向きなことができないかという宿題が来ていることは事実でございます。

そのほか関税の引き下げ等があることは御承知のとおりでございますが、関税の引き下げ等はまあまあ何とか対処できますけれども、いまお話し申し上げました牛肉、オレンジ、果汁につきましては、わが国にとっていま非常に大事な農産品でございます。これ以上農村に影響を与えるよう

な調整はできかねるということで、わが国としてはこれを大きく変えることはできないということでお断り申し上げておるところであります。向こうは向こうとして、できるだけのことをしてもらいたい。今後、対米あるいは対EC全体会議を通じてどう決着するか、非常にむずかしい問題でもありますが、私としては、米からは農産物、畜産物に変更している時期でもありますが、あるいは農産物に大きく影響を与えるようなことはしたくないということで、いま鋭意話し合いを進めておる次第でありまして、先ほど御指摘のように何千トン、三倍のような数字の要求は、いまのところ向こう側からは出ておらないわけでございしますが、前向きにという要望があることは事実でございます。

○和泉照雄君 今回のアメリカの農産物の輸入要請ということは、結局アメリカの石油とか、再軍備のいろいろなことで生じた赤字の打開に、日本にそういう要請をしてきたというのが真相のようでございますが、私も昨日は郷里の鹿児島で、新聞等を見たわけでございしますけれども、店頭には生のオレンジがはらんをして、もう相当に安売りをされて、しかもオレンジというのは温州ミカンみたいな属するものじゃないので、これが貯蔵されると相当に影響があるんじゃないか、こういうようなことを心配しておる向きが報道もなされておるようでございしますが、今回のアメリカの農産物の攻勢が、わが国の脆弱な畜産農家あるいはミカン農家に与える影響は大きいものがあると思ひますが、今後、いま御答弁があったとおり、いろいろとまた向こうから要望があると思ひますけれども、今後どのくらい向こうからの要請があるんじゃないかと、そういうふうな情勢の把握というのとはどういふふうにしていらつしやいますか。

○國務大臣(中川一郎君) オレンジが鹿児島にはらんしてゐるという話でございますが、確かに関税率の関係もあつて、この六月相当入ってきた

ようでございます。しかし、総枠は決まっておりますから青天井で入るわけではございません。しかしかなり入つてきていることは事実でございます。ただ、言えることは、もう温州ミカンは一粒もないということで、一番問題になりますミカン農家に影響を与えない時期に入れたということが一つ。それから、貯蔵がききますから、相当先々までもつんではないかということでございします。これも貯蔵をするような人に入らない、正規の販売ルートに乗せるということの条件つきでございますので、店頭にありますものはそれほど長くもつことはないのではないか、こういう点からも、ミカン農家には影響を与えないという配慮を加えての調整を行ったところでございします。

そういうことで、牛肉につきましても、総枠をストリートでこのためにふやすというのではなくして、アメリカの関心の深い良質といふか、高級牛肉についてできるだけ努力しようという調整を行ったものでありまして、これまた畜産農家に影響を与えませんが、特に牛肉については、御承知のように価格安定法がありまして、卸売価格というものをきちんと決める、そして、畜産振興事業団が放出したり、あるいは輸入したり、放出を制限したり等によって価格をコントロールする仕組みになっておりますので、畜産農家には影響を与えない。また、ジュースについても、ブレンド用として、国産のもの消費の拡大ということに限定をしての輸入でございします。先回行いました調整は、農家に影響を与えないぎりぎりの配慮をしながらやつたつもりでございます。しかし、今後もうこういった線を貫かなければならぬと思ひます。いま向こうから具体的な何をどうしろといふことは来ておりません。また、前向きに何とかならないかと、オレンジについて言うならば、長期的に自由化ができないだらうかと、長期的に季節自由化が研究できないだらうかと、ことし何ほどどうしろといふようなことではなく、いま向こうとにらみ合ひつことをしているところで、向こ

うが何が何ば、こっちが何が何ばというところまではいつておられない。いずれにしても、わが方としては農家に不安を与えたり、水田利用再編成に支障を与えるような調整はしたくないという方針で臨みたい、こう思う次第でございます。

○和泉照雄君 特にミカン、ハウスミカンとか、あるいはわが国の場合はあと二カ月もしたら国産が出てくるわけでございますので、そこあたりはよく配慮して、ひとつ打撃を与えないように要望しておきます。

次は、牛肉のことでございますが、この牛肉の問題については、農林省は、国内においては消費者あるいはまた大蔵、通産、外務といった輸入派といいますが、輸入促進派に孤立無援な状態で、非常に御苦勞されていることはよくわかっておりますけれども、いまの現状と今後の見通しということについては、知っておる範囲で結構でございますが、御説明願いたいと思います。

○國務大臣(中川一朗君) 先ほどは魚の話もありましたが、肉についても国際的にも非常に消費量が少ない。主にこれは値段の問題であらうと。ヨーロッパの三倍、アメリカの四倍、豪州の五倍と言われるような面もありますので、価格についてできるだけ安くする仕組みを考え、そして消費の拡大を図る、よって消費者にきたえると同時に、外国のそういう希望にもきたえたいということを中心としておるわけでございます。その場合、そのことによって国内畜産農家に影響を与えてはならないということもこれまた忘れてはならない大事なことでございます。

そこで、そういったことをまず第一の問題は、輸送コストが高いということが言われておりますので、輸送なり、流通コストですか、流通コストを下げるという意味で産地流通センターあるいは部分肉センターというような流通コストの改革を行うというところで、消費者にも生産者にも恩恵のある仕組みをひとつ考えたい、こういうようなこと、あるいは肉については生産対策費、子牛に対する手当等ことし肉の値段決定に対しまして

いろいろな配慮をいたしたところでございませう。こういったことで、生産費を安くする仕組み、こういうものも十分考えたい、こういうようなことを通じて消費の拡大が行われ、そのことがわが国の国内生産者に希望を与えるということが一つ、それでなおかつ足りない分については外国から輸入をする。こういうことをやっていくならば、生産者にも消費者にも、また外国の期待にもこたえられるのではないかと。こういうことを基本として万般の施策を講じていきたい、また講じつつある、こういうことでございませう。

○和泉照雄君 今回の円高で相当に輸入肉の円高差益といいますが、それが生じておるんじゃないかと、このように言われておるんですが、ホテル用の輸入肉にはこれが還元をなされておるようでございますけれども、一般の消費者まではこれが差益の還元がなされていない、これが実情のようでございますが、一体農林省は、円高による輸入肉の為替差益というのは幾らぐらい生じておるといふように把握していらっしゃるのか、そしてこれを消費者の方まで還元をしようという、そういうお考えがあるのかどうか、お答え願います。

○説明員(佐野宏哉君) お答えいたします。昭和五十二年で、これはまあ最終の決算の締めをいたしておりますが、畜産振興事業団で牛肉の輸入差益が発生する金額は恐らく三百九十億ぐらいではないかというふうに見込まれております。それでこの三百九十億につきまして、仮に、たとえば昨年の三月ごろの為替相場であったとすればという金額と、現実に発生した差益の額というのを円高差益であるというふうにかえまして、約三十億程度でございます。

それで、この円高の差益を消費者に還元できないかという問題でございますが、御高承のとおり、畜産振興事業団は国内価格の安定のために輸入牛肉を安定価格帯と見合った水準で売り出すということとその本来の任務といたしておりますので、畜産振興事業団が放出をいたします牛肉の価格を通じて差益を消費者に還元するというのが、どう

も制度の本旨とそぐわないということになっておるわけでございます。そこで、私ももいたしましては、この畜産振興事業団で発生をいたしました輸入差益の使い方の中で、これは生産者ももちろんのことでございますが、消費者の皆様方にもその効果が及ぶような方法で差益を使うということとをできるだけ努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○和泉照雄君 民間の方では、その差益の把握の仕方は約二百億、こういうふう聞いておるわけでございますが、やはり消費者の方にもその差益の還元がいくような努力はひとつ惜しまないでやっていたらいい、こういうふうな思いがあります。また、先ほど大臣の方から答弁がございましたが、日本の肉の安いということは流通機構に非常に問題点があるという御指摘がございました。牛肉が生産者から消費者の手に渡るまでの価格は、アメリカが二倍であるのに対して日本ではその約四倍にはな上がっている。その原因は迷路のような流通の重層構造によるものが主であって、これが近代化、機械化のそういうおくれが牛肉の価値を増幅しているというのが実態である。その一例を取り上げますと、一般の流通経費マージンは、枝肉から小売店に届くまでに百グラム約百円かかることとされているけれども、しかし生協あたりではその六分の一以下の十五円程度と、こういうふうになつておるようであります。だからといって、生協やアメリカの流通機構に急に改革をせよということとは難題でございますが、しかし、困難であることもこの流通機構は、何とかして農林省や畜産振興事業団あるいは審議会において検討をされなければならぬ問題ではないかと、このように思うわけでございますが、この牛肉価格機構の改善策、今後の価格の推移等についてはどのような御見解をお持ちなのかお答え願います。

○説明員(佐野宏哉君) お答えいたします。牛肉の流通機構の問題につきましては、私もかねてよりいろいろ努力をしておるところでございますが、確かに先生御指摘のとおり、まだ今

後に待つべきところは多いと存じております。それで、私もがいま食肉の流通改善に取り組んでおります主要な課題は、一つは、産地における食肉流通の合理化を推進するために基幹となるべき食肉センターの整備を大幅に促進することによりまして、生産者団体を中心とした集出荷体制の整備、それを通じて消費地への枝肉、部分肉の出荷を促進するという事業に取り組んでおります。それから、もう一つの問題は、枝肉と精肉との間をつなぐ部分肉の流通について、その拠点となります部分肉の流通センターを設置して、部分肉の価格形成を明確化することによって卸売価格と小売価格が連動するようにすると、そういうところに重点を置いておるところでございます。さらに小売段階におきましては、標準食肉販売店の育成事業、これによりまして、部位別等の表示の適正化を進める、あるいは牛肉の小売価格の引き下げのために値下げルート新設事業という食肉の小売店の共同組織によりまして、流通段階を短絡化して、しかも安定的な価格で売り出していくという仕組みをつくっております。それから、国産の大衆肉を一定の値引き価格で販売する特別販売事業、あるいは食肉小売店の共同処理加工施設に対する助成、こういうことをやっておりますところでございます。

それで、先生お話しくださいました畜産振興審議会におきまして、こういう措置につきましては昨年末以来御議論を賜って、エンドースしていただながら進めてまいっておりますところでございます。

それで、私もとしてはその効果が決して十分なものではないというふうにはまだ思っておりませんが、しかしながら、逐次その効果はあらわれてきておるわけでございまして、たとえばことしの五月の東京都部の消費者物価指数におきまして、一般物価が前年同月比四・三%上昇しております。牛肉だけは百グラム当たり前年同月比七円でございますけれども値下がりをしているということになっておりまして、それなりの効果は逐次上

がつてきておるといふふうに考えております。

○和泉照雄君 大臣にお尋ねをしますが、同じ福田内閣の中で牛場無任所大臣というのですか、輸入拡大を非常に叫んでおられるんですが、同じ内閣の中において、中川農林大臣はその拡大を阻止するといふような立場にお立ちになると、何となく同じ内閣で意思の統一が乱れておるように感ずるわけですが、ここらあたりの御見解いかがでしょう。

○國務大臣(中川一郎君) 牛場大臣も決して輸入拡大の論者ではございません。ただ、対外折衝をやっておりますから、向こうの言い分なり気持ちを国内で説明する場合があります。ありますけれども、積極的に輸入した方がいんだという議論は持っております。私の立場を十分理解してくれて、あるいは日本の農業の実態を十分勉強して、彼は彼なりに日本の事情を説明して、余り無理なことを言わないようにということ最大の努力を払って、私にしろものとは私にしろ評価をしております。と、ましてや意見の不一致というところではない、こう思っております。でございます。

○和泉照雄君 これも大臣にお聞きをしますが、本年度の畜産物の価格を凍結をするというのは、これは大臣の所論のようでございますが、上げない。これ以上畜産農家に犠牲を求めるとはできない、こういうふうにおっしゃっておられることはもう承知しておりますけれども、民間では、現在の水準の生産量と農家所得を完全に保障するという不足払い制度、これの導入論があるわけでございますが、これに対して農林省の方では、そんなことはできない相談だと、こういうふうに一蹴しておられるようでございますが、これは検討にも値しないようなものなのかどうか、大臣の御所見をお聞かせ願いたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) ことしの牛肉の生産費価格を据え置きましたのは、据え置くために据え置いたのではなくして、飼料作物、飼料作物といふか飼料価格が非常に下がったところから、むしろ昨年並みの計算をいたしますと若干で

はありますけれども引き下がっても、若干下がっても生産意欲は落ちないという数字が出ましたの据え置きまで引き上げた、と言つたら言い過ぎかも知れませんが、据え置いても生産意欲は落ちない、生産は償えらる、こういうことで据え置いたわけでございます。同時に、生産農家が意欲を持つてやれるようにということで、畜産導入資金に対する手当であるとか、あるいは子牛育成に對する手当であるとか、あるいはかなり前向きな、若干値上げするよりはむしろ有利な手当もいたしまして生産農家に對処したわけでありませう。

なお、御指摘の不足払い制度はどうかというところでございますが、不足払いをやりますに当たりましてはなかなか技術的に困難がある。肉の値段というものはほかの農産物、いまやっております不足払いのものに比べて非常に品質、種類等々に差がありまして、どの部分を不足払いするかという技術的な問題もありましてなかなかないみ得ないものであるといふので苦勞をいたしておりますところでございます。

○和泉照雄君 大臣も最近の話で御承知と思ひますが、オーストラリア、この牧畜業者組合という、CUAというものが日本などへ生きた牛の輸出を認めるという方針を決めて、今後一年間に毎月千六百頭の輸出を認めるという協定を結んだようでございますが、一部日本の経済界ではこれを受け入れて推進する動きもあるやに聞いておりますが、実施の予定地域、受け入れ計画、いままでの生きた子牛を輸入をするといふこの経緯、農協、特に子牛の生産農家に与える影響等についての御所見をお聞かせ願いたいと思ひます。

○説明員(佐野宏哉君) 先生お話のございましたCUAが、従来生体での牛の輸出は、これは家畜処理場の労働者の就業確保という見地から対日輸出を行わないことにしておりましたものを、お話のございました月間千六百頭に限り輸出禁止を解除すると、そういうことにいたしましたというところは承知をいたしております。しかしながら、その牛を日本で受け入れて肥育するといふ計画が進ん

でおるといふ話は私どもの方ではいまのところ承知いたしておりません。

○和泉照雄君 たしかこの提唱者は、九州の方で一応提唱をしてそれを受け入れたといふような形になつておるようでございます。たしか宮崎県が長崎県あたりでは、すでに何千頭か導入をしたといふような話もあるようですが、私のところの鹿児島県は過去にもそういう導入をして失敗をした経験があるわけで、まあ六カ月、あるいは七カ月まで広い原っぱで、それこそ草だけで飼育をして二百キロから二百四十キロぐらいにまでなつた、そういう子牛を日本に輸入をして、狭い畜舎で濃厚飼料でというふうなことで、非常に牛が精神状態のアンバランスを起こしまして暴れる、と、そういうようなことがあつて失敗をして、それから、急に濃厚飼料をもつて養うといふことで眼病、目の病、あるいは皮膚病を起こすと、こういうようなことがあつたように聞いておりますけれども、その辺の事情、非常に子牛の値段は安い、それで飼育される農家は残るといふようなことになるんですが、果たしてそれがそのとおりになるのかどうか。政府としてはこういう案を支持をされ、推進をされるおつもりであるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願ひます。

○説明員(佐野宏哉君) 子牛の輸入につきまして、農業団体を通じて国内の農民が肥育をするために子牛を輸入するといふ場合には、六千頭を限つて無税のタリフクォータを設けておるわけでございます。ですから、その範囲では生産者団体がやるわけですから、生産者団体がおやりになるんならまあよろしかろうといふことにしておるわけでございますが、しかしながら、従来の実績を見ますと、先生お話のございましたように、どうも広々とした大自然の中で育てておりましたもので、すから、どうしても性質が荒っぽくて管理に多大の勞力を要する、あるいは環境の急変によつて事故、疾病が発生しやすい、あるいは日本式の飼養方式になじみがたいといふふうな、そういういろ

んな難点がございまして、現実には生産者から余り歓迎をされておらないといふのが実情でございます。そのために、たとえば五十二年について申しますと、六千頭の無税のタリフクォータを設けておりますけれども、実際に入つてまいりましたのが百二十一頭といふことでございます。それで、そういう事情でございますので、先生お話のオーストラリアの動きに呼応して、いつときそういう動きは確かに国内にもございましたけれども、どうも生産者団体の方が乗り気でないものでございまして、生産者団体が乗り気でないときに無理やりやるとしますと、非常に高い関税がかかる。その場合にはそろばん上もとても合いくいといふ形で立ち消えになつていゝといふふうには私は承知しております。

○和泉照雄君 そういう問題は、實際商業ベースでいろいろやりますと、簡単にもうかるんだといふようなことで、話が突拍子もない方向に進むようでございますので、ひとつ情報をよくキャッチをして農家の方々に実害が及ばないように、よくひとつ指導していただきたいとお願ひしておきます。

次は、わが国の食糧の自給体制について大臣の御所見をお伺いをいたしたいと思ひます。
農業は民族の生存の基盤産業として見直して、将来の世界の食糧事情の不安定に備えて農産物の自給率の向上を図るべきであるといふことは最近とみに言われたことでございますが、特に最近のわが国の食糧自給率は非常に低く、食糧の約半分は海外からの輸入食糧で賄われているのが実情でございます。食糧の安定確保なくして国の自由、独立、平和と安全が守られない。したがつて、たとえ長期間を要しても国民生活の安全保障を確立するため新しい日本農業の再構築を著実に進めなければならぬ、このように思ひます。しかるに、現在わが国には国民食糧を将来にわたつてどう安定的に確保するかといふ確固たる計画もなければ法律もないのが現状でございます。政府は昭和五十年五月に農産物の需要と供給の長期見通し

ということを開議決定いたしました。これによりまして、昭和六十一年を目標として総合自給率を七五％に、穀物自給率を三七％と、現状は四十数％でございますが、現状よりさらに低い自給率に、このように抑えておるのが現状でございます。しかし、このような安易な目標では国民は安心はできません。政府を初め、一般にわが国は国土が狭小で自給率向上は困難という、こういう先入観があるようでございますけれども、わが国は太陽エネルギーや、光量においては欧米よりはるかに恵まれた自然条件を持っております。しかも、現在ですら多くの遊休農地が散在をしております。そしてまた国民は他国に類を見ない勤勉さがございします。そういうことから、努力をすればこの食糧の自給率は上げられると考えるのが当然ではないかと思つてございしますが、政府のわが国の食糧自給策についてどのような御見解をお持ちなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 御指摘のとおり、現在わが国の総合食糧自給率というのは、現在大体七三ぐらいで、七〇％でございます。六十一年の長期見通しにおいてはこれを七五％程度へ持っていく。その場合、穀物の自給率が下がっておりますのではないかとございしますが、これは何と云つても濃厚飼料、肉類の自給率が上がつてまいりますから、その分はどうしても海外に依存せざるを得ないということではあります。が、全体としては七五％になりますし、私としては、これだけ国土の狭いわが国においてはかなり自給率はよくなつておるのではないかと。まず主食のお米が十分にある、あり過ぎるぐらいあるわけでございますし、それに野菜、果物、魚といったものを見れば、ますますそう心配は基本的にはないのではないかと。しかし自給率というものは、これはもうわが国の平和と安全を確保する上において欠けてはならない重大な問題でございますから、少々コストが高くて未利用地をできるだけ利用するのみならず、生産性を上げるということについて最大の努力をし、図つていこうというわけ

でございます。決して食糧の自給率について等閑視してはならない。特に福田総理がアメリカへ行つて申し上げましたように、単なる農業というものが、食糧自給率ではなくして一定の農村人口を確保するという点においても非常に大事なことでございします。農政の基本としてこういう自給率の向上と、そして農村人口の確保と、そしてまた農家経済の安定、そして生きがいと誇りを持つ若手の担い手を育成していく。こういう基本方向でやっております。食糧自給率の向上は農政の大きな柱であるということを申し上げる次第でございます。

○和泉照雄君 やはり食糧の自給というのは、世界的に不足になつたときに、わが国ではどうしても、たとへて言ひますと終戦当時のあのカロリーぐらひはどうしても確保するといふためには、主要な穀類、大豆、牛乳ですね、こういうところの自給率はとりえず確保するやうな施策が大事ではないかと思ひます。そういう意味合いからいきましますと、閣議決定の昭和六十一年目標のこれをも少し上げていく必要があるのではなからうか。世界的に食糧は足らない状態になるわけでございますから、どうしても足りないときにはその国といふわけにいきませんので、自前でやつぱりある骨幹になるものだけは確保するといふ、そういうふうな施策が必要じゃないか。特に牛乳の場合は、乳牛等は山間酪農といふのをわが党がいつも提案をしておるわけでございますが、山はだのそういう国有林等の間を利用して、山間酪農といふことも大いにひとつお考え願ひたいかと思ひます。いかがでございますか。

○国務大臣(中川一郎君) まさにそのとおりでございます。今度の水田利用再編成もそういう方向でやっております。第一は大豆であり、もう一つ、穀類に入りますか、麦、それから飼料作物、これは穀類までいけるかどうか、これはなかなかわが国のこの狭い土地柄で穀類まではいきませんが、穀類の代替飼料でございます。いわゆる牧草類の飼料作物といふものを最重点を置

いて転換せしめるように、奨励金も上乗せするといふやうなことをやっております。いま御指摘があつたやうな点に着目したからでありますし、さらには山間僻地等におきまして、こういう方面に重点を置いて、自給率の低い、いま御指摘のあつたやうなものについては自給率を高めるために最善の努力を払つていきたい。穀類——トウモロコシとかウリヤンといふたやうなものをわが国で自給率を高めるまでにはどうも土地の余裕がないのではないかと。しかし、その点も大事な点ではありますから、可能な限りはやりたいたいと思ひますが、思ひ切つたことをやれと言われてもなかなかでき得ない現状でございます。

○和泉照雄君 次は、減反政策についてお尋ねをしますが、昭和四十五年以来六・六％の幅で続けてこられたわけでございますが、その後における消費の減退や生産の伸びに対して、われわれにしましては何ら農林省としては手をお打ちになつた形跡がないと、このように指摘をしても間違ひではないと思ひますが、今回急遽一三％という大幅な減反を、二千億円という膨大な国費を代償に今後十年間実施しようとしておられますが、この農政は、農業政策というよりは、世間では、英語のノーという、農業の政策がないというノーではないかと、こういうやうな皮肉たつぷりなことも言われるやうなことでございしますが、余りにも無策ではないかと、こういうやうな感じがいたします。私もアメリカに行かしていただいたときに、あの広大な土地をやはり有効に使うといふことで、休ましたところに休耕の補償をする、そういうやうな政策を打ち出しておられましたけれども、その政策の結局輸入版ではないかと、こういうやうな感じがするわけで、もう少しこういうやうな一三％という大きな減反をする前に手を打つべきじゃなかったかと思ひますが、御所見いかがでしょうか。

○国務大臣(中川一郎君) 結果的に言われてみれば政策はなかった、ノーだと言われてもいたし方ないと思ひますが、一つは、弁解ではありませんけれども、消費が非常にわが国の高度経済成長とともに減退をしたといふことが一つでありますし、二番目は、やはりほかの農産物に比べて米価が非常に割が高であるといふところから、

「理事原文兵衛君退席、委員長着席」
せつかく昭和四十四、五年ごろ据え置きといふやうなことで他に転換する政策をやつておりましたが、その後需給のバランスがとれたといふところからまた価格に非常な熱が入つてかなり高いものとなり、国際価格の数倍、他の国内農産物に比べても割が高だつたといふところから生産意欲も非常に強い。特にまた、米は省力化といふことが進みまして、非常につくりやすいといふやうな幾つかのことが重なつて過剰傾向となつたわけでございます。もう少し早くやればよかつたといふことについては率直に認めますが、なかなか米の問題というのはむずかしい問題であると、おくれはせながら今度水田利用再編成によつて一三％といふものではありましたが、幸い農家の皆様と関係機関、農業団体、都道府県知事、市町村、各界の皆様方の理解と協力によつて、初年度であります今年度は、まずまず一〇〇％の生産調整ができさうであるといふことでございします。これを土台にして過剰傾向が起らないように、今後ともこの土台を十分育てていきたいと、こう思つておるわけでございます。

○和泉照雄君 もう一点お尋ねをしておきますが、この百七十万トンに相当する大幅な減反と、それから消費拡大のためにパン業者とか、あるいはめん業者が反対をし、あるいは婦人団体も反対しているやうでございしますが、小麦粉の中に米の粉をまぜるといふことですね、これもやはり実行される予定なんですか、減反と、この二点だけどうされる予定なのか。

○国務大臣(中川一郎君) 初めはたしか二％ほど入れていただいて十万吨程度の米をそちらで代替したいといふ計画でありましたが、消費者の皆さんから強制的に入れるのは困ると、割が高であつたり品質が悪くなつたりしては困るといふこ

とでございましたので、消費者やあるいは生産メーカーの方々が納得のいく分については御協力をいたしたく、こういう姿勢で、それぞれ玄米ペーンであるとか、あるいはまたライスワインであるとかいうようなものとともに、できるだけの御協力を願うと、こういうことでやっておるわけでございます。

○和泉照雄君 次は、有機農業の取り組み姿勢についてお尋ねをいたしますが、現在の農法というのは、増産や省力化を重んずる余り、農業や化学肥料を非常に重視をして依存度が非常に高いようでございますが、地力の減退、自然破壊、食品汚染、農作業中における農薬中毒事故の続発と、こういうようないろいろな問題を起こしておりますが、最近国民の中では、この有機農業、無農薬という農法を尊重する、そういう運動がはうはいとして起こっておりますが、これについての経営の可能性について、経済的あるいは技術的な観点から、農林省の方ではこういうふうな検討を進めていらっしゃるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(川田則雄君) いま先生からお話がございましたが、やはり土地の生産力を高めて反収を上げるといことは農業の基本だと思っております。そのときには、やはり有機物というのはどうしても欠かすことのできない重要な資材でございます。特に畑においてはその効果が大きいといふことから重視しなければいけないというように考えております。そういうことで、経営の中で有機物が回転するような農業の仕組みをつくるか、あるいは地域として有機物が回転するような農業の仕組みをつくるのが非常に重要でないかと思っております。

ただ、先生御承知のように、日本の農業は非常に経営面積が狭いものでございますから、どうしても反収を上げるということになりますと、やはり化学肥料というものの相当の位置づけを持ってやらないといけないのではないか。それから、それから、特にもう一つの問題は、日本はモンスーン地

帯でございますので、温度の高いときに雨が降り、したがって、病気、害虫の発生が恐らく世界的に見てもこれほど多いところはないのではないかと、いうふうな気がいたしております。そういうことで、やはり農業というものは、農業万端というところではなくて、最近では生態的な防除だとか、いろいろのなことを考えており、そういうことでございまして、現在も土づくり運動というふうなことを全国的にやっておりますが、やはり有機物と化学肥料、農業というものの調和のある使い方をするというのが農業の基本であって、そのような方向に向いて指導もいたしたいと思っております。

○和泉照雄君 最近の新聞で、淡路島のモンキーセンターのサルが依然として、少なくなるのじゃなくて多くなつておるといふことの原因も、農業、あるいはその新聞の記事によりますと、マツクイムシの防除の空中散布による農薬の被害等、そういうようなことも強く言われておるようでございますので、やはり人間の体力をつくるためには有機農業が大事であるという医者の提言などございまして、そこらあたりを研究していただいて、やはり助成をして進めていくようによろしくお願いをしておきたいと思っております。

次は、法案の中で、今回農林省の省名を農林水産省に変更するということになっておりますが、この理由についてでございますが、省名についての過去の経過を見てみますと、明治十八年には農商務省でスタートをしておるようでありまして、大正十四年に農林省へ変更しております。しかし、昭和十八年には農商省に改められ、二十年八月に再び農林省に変更して今日に及んでいるわけでございますが、そこでその当時、省名を変更した背景と理由を参考までにひとつ伺わしていただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘ございましたように、農林省の省名は従来四度ほど変わっております。最初の明治十四年に農商省が設

置されました時点におきましては、伊藤博文、大隈重信等の建議に基づきまして、殖産興業に資するため大蔵、民部の両省にまたがっておりました農林商工関係の事務を統一いたしまして農林商工行政専管の中央官庁を創設したのもこのように承知をいたしております。それが大正十四年になりました農林省として商工省と分離をいたしました経過につきましては、第一次世界大戦を経ましてわが国の産業、経済が飛躍的に発展する中で、農業、商工業関係の事務内容も非常に広範かつ複雑なものになりましたので、農林水産業を一本にまとめた行政機関が必要であるというところで商工行政担当者との分離をしまして、いわゆる農林省を設置をいたしました。戦時中の昭和十八年に農商省という形で商工省と統合いたしましたのは、この時点で軍需関係を担当する役所といたしまして軍需省を設置いたしましたので、このような戦時体制下におきまして一つの行政機関として処理をしたというふうな承知をしております。最後に、昭和二十年に再び農林省として商工省と分離をいたしましたのは、これは戦後、軍需省が廃止されました、いわゆる戦後の状態において商工行政と農林行政を分離し、農林行政を再び単一の役所として推進をするということでのような措置をとったものというふうな承知をしております。

○和泉照雄君 今回の省名の変更に至る経緯の中では、農林水産省というよりは農林漁業省という発想も出てきておるようでございます。一般的に使われ方からすると、水産庁という所がございまして、また、国会においては農林水産委員会、民間においても大日本水産会という水産の名前を使っておるところが多いので農林水産省にした、こういう理由づけももうなすけないわけではございませんけれども、今日の情勢からしますと、水産という商品的な認識よりも、日本の漁業の将来は漁獲、魚の養殖という考えの方が強いのではないかと、このように思っています。二百海里以前は、魚は何の規制もなく比較的とりやすい、そして

漁業というよりは水産物、水産品という、そういうウエイトが重かったようでありましたけれども、今後はそのような商品的な感覚よりは、魚は育てていかにしてとるかという、そういうような漁業的な観点の方が国民の直感的な感じにも沿うものではないか、こういうふうに思うわけで、農林漁業省の方がよかつたんじゃないかな、こう言う人が非常に多いようでございますが、この点についていろいろと御所見があらうかと思っておりますが、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 漁業という表現がいいか、水産という表現がいいかという点につきましては、ただいま御指摘がありましたように考え方はいろいろあるかと思っております。ただ、従来の設置法等におけるいわゆる漁業水産関係の名称といたしましては、水産庁を初めといたしまして、ほぼ水産という形で研究機関、大学校その他の名前も呼んでおりましたので、この水産という名前用語は、漁業を当然含むより広い概念であるといふふうなわれわれ理解をしております。御指摘のように水産の中心はいわゆる漁獲であり、漁業であることは当然でございますが、漁業活動を含めたいわゆる水産物の生産なり流通なり加工なりというふうなことを考えてみますと、水産という概念は決して単なる商品的な概念ということではなくて、漁業も含む包括的な概念であらうというふうな理解をしております。

○国務大臣(中川一朗君) 補足させていただきますが、実は農業省あるいは林業省、漁業省に対抗すればそういう言葉もあるんですが、最近農林省なりに要求されているのは農業省、林業省、漁業省であつてはならぬ、やはり加工、流通、消費者も考えなくちゃいかぬということからいけば、食糧省にしたらどうかというくらいのもあるところでありまして、漁業とか農業とか林業という小さなものではなくして、やはり食糧を国民に与えるという幅の広い意味では、農産あるいは林産というふうなことで並んでやっぱ水産、こういうのが今日の国民にこたえるびたつとした名前前で

はなからうか、こう思うわけでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○和泉照雄君　じゃ、沖繩にさとうきび原産種農場が今度初めて設置をされることになって法案に出ておるわけでございしますが、これはもう沖繩が復帰されてから数年になるわけでございしますが、沖繩の農産物に占めるサトウキビの生産のウェイトは約七割七分でございします。そしてこのサトウキビ生産に従事する農家の数は約農家の四分の三でございしますが、このような重要な基幹産業であるサトウキビについて、厚原種農場が設置されるのが非常に遅かったような感じがするんですが、ここらあたりの理由ですね、認識が農林省は少し薄かったんじゃないか、こう思わざるを得ないんですが、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(野崎博之君)　先生いまおっしゃいましたように、サトウキビは沖繩の中心作物でございしますし、その生産振興の基本はやはり優良種苗の確保ということでございしますので、われわれといたしましては、復帰前からいろいろそういう御要望も聞いておりましたし、当然設置する必要があるというふうに考えておったわけでございしますが、そういうことで機会あるごとに農場用地の確保というところでいろいろ努力をいたしたわけでございします。四十四年から四十七年にわたりまして、ほとんど毎年といつていいぐらい農場用地の確保ということで調査をいたしまして、四十七年に至りましてやっと一カ村候補地が選ばれたわけでございしますが、たまたまそのとき海洋博等がございまして、非常にまあ土地ブームとか、あるいはその村の中へハイウェイが通ると、そういうようなことがございまして、残念ながらその農場の用地が確保できなかったという事情があったわけでございします。それで、その後県も地元もいろいろ努力をされて、五十二年の二月に沖繩県が用地の選定調査をいたしまして、同年に至りまして国頭郡の東村宮城地区というところでございしますが、ここが地元も非常に望んでいるし適当であ

ると、まあそういうような話を受けまして五十三年度予算に計上いたしたという次第でございします。

○和泉照雄君　次に、今度の改正案によりまして、北海道の営林局の設置、四営林局の支局への変更と、こういうような措置がなされるわけでございしますが、この措置をするについて地元の経済面、また人口の流出による山林の荒廃等に与える影響、あわせて局が支局になることによるメリット、デメリット、こういうことの検討はどのようにされたんでしょ。

○政府委員(藍原義邦君)　先生御存じのように、北海道に営林局が五つございします。そして、その営林局が設置されております都会が札幌、函館、旭川、北見、帯広と、北海道では比較的大きな都会に設置されておるわけでございします。したがって、北海道の営林局の今回の措置によりまして、まず経済的な問題あるいは人口上の問題、こういう問題には基本的にはほとんど影響はないというふうにわれわれはまず判断いたしております。

そこで、北海道の営林局についてはどういう形にするかということでございますが、札幌にございします札幌営林局を北海道営林局といたしまして、まず北海道におきます国有林野事業の経営方針の作成等の事業実行上の基本となる問題につきまして北海道営林局で担当させようというように、さらにには他省庁の諸計画等々の調整が必要でございします業務、あるいは北海道営林局、それから支局の幹部職員の人事に関するところ、さらには監査、研修、広報、こういう事務の一部、こういうものを全道的に対応するという形で北海道営林局で所掌させるといふ形にしておるわけでございします。一方、支局の方でございしますけれども、支局につきましては、その支局の管轄区域については変えることは考えておりませんし、その管内につきまわりの経常業務については幅広い権能が従来どおり与えられるという形で対応し、したがって営林署あるいは営林担当事業所、こういう

うものを指導監督いたしまして従来どおりの業務を執行するということを考えております。また、地元に関係ございします木材関連に対する販売その他、こういう問題につきましても従来どおり地元の繁栄を十分考えながらそれぞれの営林署が担当し、支局においてそれを監督するという形をとっておりますし、また国有林の活用のような問題、これらにつきましても従来どおりの形で対応していこうというふうに考えておりますので、地元に対しては過疎化の問題あるいは行政サービスの問題、こういうものが低下することは私どもはないというふうに考えておりますし、また一方、林業としての中心でございします森林の造成という問題につきましても支障を来さないということで考えておる次第でございします。

○和泉照雄君　今回こういう改革で職員の方々は、先ほどもいろいろ質問がございましたが、若干配置転換等の処置をなされると思うんですが、その職員の方々の配置転換に対する御意見の参酌というのはどのようにお考えになっておるのか、それが一点ですね。

それから二点目は、昭和四十七年の林政審議会の国有林野の改善の答申ということによりまして、林野関係の職員を、約七万名のうち約三万人の人員削減を予定しているようにございしますが、この人員削減の概要と今後の計画について、まあ人員の削減ということになりますと、これは首切りということと理解をするんですが、これは大変なことだと思っておりますが、この点についてお答え願いたいと思っております。

○政府委員(藍原義邦君)　今回、ただいま御審議いただいております法案に基づきまして、北海道の四営林局を営林支局にする場合に、当然人員の異動が少々行われるわけでございしますけれども、現在考えて大体試算いたしてみますと、数十名程度ではなからうかというふうに考えております。こういう職員につきましては、私ども十分その職員の希望等々も誠意を持って聞きまして、対処していきたいというふうに考えております。

それから、次に御質問なさいました林政審答申に基づきます改善計画によって相当人が減るといふ計画を立てたではないかというお話でございしますが、これにつきましては、私どもその林政審答申をいただきましたときにいろいろ試算はしたことはございしますけれども、最終的にどうするところまでは決定いたしておりません。まあ今回の改善計画によりまして、これからのいろいろな改善を図るわけでございしますけれども、当然定員内職員につきましては、ある意味での管理部門の肥大化という問題もございしますので、伐採量なり事業量に見合った定員というものを私どもとしては今後考えなければいけないというふうに考えておりますが、まあこれらにつきましても、現在考えておりますことは、決して生首を切るといふ形ではなくて、ただいま、先般組合との話し合いがございまして、退職勧奨制度というものを設けております。そういう中で、高齢者の方々の御勇退、さらには新規採用の抑制というような形で適正な人員配置になるようなことを考えていきたいというふうに考えております。また、定員外の職員につきましては、御存じのように、昨年末常勤制度化というものを図りまして、基幹作業員につきましては通年雇用を図っていくという形で、通年雇用体制をとりながら今後の労務の安定というものを図っていくというふうに考えておりますが、これも先ほど申し上げましたように、今後の事業量のあり方、さらには生産性の向上、効率化等々いろいろ要因を考えなければいけません。これらの対応につきましても、高齢者の退職の促進ということを中心にして、経営改善の進展の中に合わせながら対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございします。

○和泉照雄君　最後に、私は鹿児島県内の水銀汚染魚の調査結果についての質問を若干いたしたいと思っております。

湾奥部の水銀汚染問題が表面化したのは、御承知のとおり昭和四十八年十一月でございしますが、その後鹿児島県環境局と環境庁の依頼で、小坂東

京工業大学教授ら学者グループが深海潜水艇「はくよう」を使って鹿児島湾奥の海底噴気孔を調査をいたしました。実は、私もこの「はくよう」に乗船をして調査を見守ってきたわけでございますが、去る五月の十日、この調査グループが中間報告を行い、海底の噴気孔は火山性のもので、この火山から大量の水銀が噴出してゐることがわかったと述べ、水銀汚染と密接な関係があると見られる湾奥の酸性水塊についても火山ガスの二酸化炭素が原因と発表し、湾内の水銀汚染源は海底噴気孔との見方が確実となったと報道されておりますが、この説について政府はどのように受けとめているか、調査結果を少し詳しく説明をされ、御見解をお伺いしたいと思います。

○説明員(林亨君) お答え申し上げます。

鹿児島湾の水銀汚染につきましては、ただいま先生申されましたように、四十八年の十一月に鹿児島湾内でタチウオに魚介類の水銀の暫定規制値を非常に超えますものが発見されて以来、いろいろな面からの調査がなされてまいりました。ただいま先生もおっしゃいましたように、五十年の四月の時点で、いろいろと汚染原因につきましてそれまで調べたのでございますが、これといった汚染原因がないということで、桜島に伴います海底火山活動によるものではないかと疑われるというところでございましたが、学術的な根拠はまだ薄いということで、火山学者にも加わっていただきまして、五十年以降、文部省の計らいによりまして、そういった学者グループの参加を得て調査が進められてきたわけでございます。で、先ほど先生がおっしゃいましたように、本年五月十日にその学者グループによりまして中間報告をいたしました。昨年九月に行われました深海潜水艇「はくよう」を使いましての海底噴気の確認と、それから水その他ガスの採取を行いました。またその分析を行いました結果を中間的に取りまとめ発表されたものでございます。これによりまして、先ほど先生がおっしゃいましたとおりでございますが、噴気というのは以前からある程度わかっていたんですが、それが火山から出るものであるかという点については、もぐってみなければわからないということ、幸いに昨年の九月にわずかに一週間ではございましたけれども、七十八メートル地点あるいは二百メートル地点までもぐりまして、それが海底火山の噴気であるという点の確認及び採取いたしましたガス、それから水質、それから底泥、そういったものの分析によりまして、先ほど先生おっしゃいましたように、鹿児島湾内への水銀の主な供給源は海底火山の活動によるものであるということ、火山学者等の学者グループの調査研究から一応の結論が出たというふうに承知いたしております。

なお、今後の問題といたしましては、さらばその水銀が鹿児島湾内の魚にどのようにとたえば蓄積されているか、それから、魚の中に有機水銀がございまして、無機水銀がどのようにして有機化するのかという調査について、今後なお調査検討を進めていかなければならないというふうに私も考えております。

○和泉照雄君 いまおっしゃいました無機水銀がどうして有機に変わるかと。これは水産庁の方にお尋ねをしますが、実は鹿児島県の水産試験場でもやっておる過程でございまして、県議会に報告をされたものでは、この無機水銀をバクテリアが食べて、それから過程において有機化してくるということを発表をなさっておるようでございますが、また地元の新聞等でも大きく取り上げておるんですが、そこらあたりはどういうふうな御認識をしておられますか。

○説明員(山内静夫君) ある種のバクテリアの作用によりまして無機水銀が有機水銀に転換する、こういうことは世界の学者からある程度定説になっておるわけでございます。鹿児島県の水産試験場におきまして、こういう定説に基づきまして実験をやったところ、やはり無機水銀から有機水銀に変わった、こういう報告が出ておるわけでございます。しかし、魚体内におきまして無機水銀がどういふあいにして有機水銀に変わるか

と、こういう問題につきましては、現在そのレポートもなくこれからの研究課題であると、こう考えおるわけでございます。

○和泉照雄君 公害については日本は非常に敏感でございまして、その基準値の撤廃や緩和というのはなかなか困難かと思ひますが、また一部のそういう漁民の方々のために、基準値を緩和するということもかなり危険なことかと思ひますけれども、しかし、西海区の水産研究所の調査報告では、疑わしきは規制するという公害への対応姿勢は正しい、しかし、正しいが原因を規制する手段がないまま利用面のみを規制せざるを得ない現状を早く脱却をしなければならぬと、こういうようなことを述べておられます。まさに現在鹿児島湾の水銀汚染に対する行政側の態度は私はこのとおりではないか。漁民を五年間も置き去りにして、この先原因が不明確なまま、原因の究明には相当な日にちがかかると思ひますが、将来も魚がとれないとなったら、漁民は路頭に迷ふことになるわけでございますが、そこらあたりを、そのバクテリアの作用ということの究明を早くされて、そして天然の水銀汚染というふうな状態に究明をされたとしたら、厚生省としてはどのような措置をおとりになるおつもりなんでしょうか。

○説明員(岡部祥治君) 先生ただいま御指摘になりましたように、無機水銀が有機化しておる、この由来が天然であるかあるいは人工であるかという問題でございまして、しかしながら、現在までの化学的な知見では、このメチル水銀というものの毒性が、天然の由来がバクテリアその他あるいは魚体内でメチル化したというものと、あるいは人工汚染によるメチル水銀というものの毒性が、現在の化学的な知見では差がないと言われておるわけでございます。したがって、先生御指摘のような問題がございまして、これらの由来によりましてメチル水銀あるいは有機水銀の毒性の解明ということが必要ではないかと思っております。したがって、これらの毒性の解明というものがはつきりいたしません限りにおきまして、

現在のところこれだけを特別扱いするというのは若干まだ検討の余地があると考えております。

○和泉照雄君 自然界の中で、バクテリアがそういうふうな無機から有機に変える何らかの作用をする、そういうふうな経路がはつきりしてきて、そうしますと天然汚染ということになると、もう皆さん御承知のとおり、自然界にはセレンという重金属があつて、この拮抗力でその毒性が消されたようなところ、この拮抗力でない、こういうふうにも言われておることでございますので、その辺のところは、早くバクテリアがそういうふうな無機を有機に変えるという自然界の動きをキャッチすることが私は一番大事じゃないかと思ひます。そして、韓国のマダロ漁船の方や、鹿児島県の口之島の漁師の方々が、頭髪に物すごい、阿賀野川の住民の方々が、頭髪の水銀の濃度を持っていらつしやるということがあつても発病してない、こういうふうな天然汚染の不思議さというところを、早く厚生省あたりは力をひとつ入れて解明していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(岡部祥治君) 天然の由来のメチル水銀というものと、人工由来というものの区別というものが科学的に非常に区別がつきにくいという問題がございまして、これをどういふふうな解明するかという問題でございまして、この解明の方法等につきましても、現在関係省庁とも打ち合わせながら考えておるところでございますが、なかなかその解明の方法というものがむずかしくて、現在先生御指摘のような考え方で進んでおるところではございますけれども、もう少し学問的に詰めていただきたいと思います。

○委員長(塚田十一郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、森田重郎君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。

○山中都子君 農林省設置法の一部改正の審議に当たりまして、私は法案関連を含めまして、具体的に五つの問題について政府にたしたいと思ひます。

その第一は、法律案要綱によれば、第五の二に当たりますが、「水産庁の組織の整備」の中の養殖研究所の問題でございます。で、三重県の玉城町に淡水部門、内水面、南勢町には臨海部門の養殖研究所がつくられるということになるわけですが、けれども、完成予定年度はそれぞれどのようになっているか、初めにお示しをいただきたい。

〔委員長退席、理事片岡勝治君着席〕

○政府委員(森整治君) 養殖研究所の施設整備につきましては、内水面部門につきましては、五十一年度から五十三年度の三カ年計画で三重県の玉城町に建設中でございます。海面部門につきましては、同県南勢町に五十三年度からおおむね四年を目途として整備にかかっているわけでございます。五十三年度に施設の用地の買収を行うというところといたしておるわけでございます。

○山中都子君 臨海部門は、そうすると完成予定は何年になるわけですか。

○政府委員(森整治君) 四年でございますから、五十六年度ということになります。

○山中都子君 これはたしか衆議院の内閣委員会でも、水産庁長官が施設整備の予算の獲得についても最善の努力をするというふうになつておるわけですが、五十六年度までに臨海部門を含めて養殖研究所の整備ができるという御答弁でございますけれども、これに関連いたしまして、いままで内水面部門と臨海部門の一体化ということで一つ問題が残っておりますのは、三重県玉城町と南勢町の臨海部門を結ぶ道路の問題ですわね。これをもちろん一体化という観点からも整備をしなければならぬということになっていきますけれども、これも一応両研究所が整備完成できる五十六年度には同様に完成できるという見込みだと理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(森整治君) 両方を結びます道路の整備が問題でございます。農林省の広域営農団地農道と建設省の関係の道路、この二つでつながるということになっておるわけでありまして、この道路の早期完成につきましては、私も関係方面、農林省ももちろん、建設省にもよく連絡をとりまして、一体化につきまして問題のないように努力したいというふうに思っております。

○山中都子君 この点につきまして、まあ農林省で御検討いただいている資料なんかによりますと、こういう表現になっているんですね、それぞれ五十六年度に完成しようという場合には年度事業費が九億円から十二億円かかると、したがって多大な工事量となり機構的には無理があると、こういう判断をされている。また、五十七年度に完了させようとする場合には、やはり基本的には五十六年度完了と大差ない問題が生じて機構的にまあ無理であると。五十八年度になった場合に若干ニュアンスは変わりますけれども、工事の実施は予算措置ができれば不可能ではないと、大体こういうような見解、検討の結果を持っていられつとる。私は耳にしておりますけれども、いまの御答弁によりまして五十六年度完了ということ、まあかなりはつきりした見通しを持っていらっしゃるわけですが、その点については心配はないわけですが、そういう点はいかがでしょうか。

○説明員(山内静夫君) 先ほど長官がお答えいたしましたように、目標といたしましては五十六年度と、こういうことを目標にいたしまして現在鋭意整備中であるわけでございます。しかし、今後の臨海部門等の施設整備に当たりましては、現在の国の財政事情とかあるいは将来の研究のあり方、こういうものを勘案いたしまして予算獲得には万全の努力を払いたい、こういうことが水産庁の考え方でございます。希望条件として、あくまでも五十六年度を目標として何とか予算獲得に努めてまいりたい、こういうことでございます。

○山中都子君 ぜひ農林大臣にお考えいただきたいんですけれども、この点はやはり、いま農林省の方が、何とか努力をして水産庁の方が予算獲得に努めてまいりたいと言われているわけですが、ぜひ国としてこの設置法に基づく養殖研究所の設立の問題を実現せしめるための一つの主要な条件になりますので、農林大臣としても、ぜひその実現のために御努力をなさると思ひますが、所見を伺っておきたいと思ひます。

〔理事片岡勝治君退席、理事原文兵衛君着席〕

○国務大臣(中川一郎君) 最善の努力を払って五十六年にはできるようにいたしたい、そして水産試験に支障ないようになつてほしいと思ひます。

○山中都子君 同じく法案のやはり水産庁の組織の整備に関連いたしますが、有明海漁業調整事務局の廃止とその後の措置の問題に関して次にお伺いたします。

これは有明海のノリの養殖が最近多くなつておりまして、福岡県も漁業振興に力を入れているという、そういう業種でございます。こういうときに有明海漁業調整事務局が廃止されるということ、私は、私どもは問題視をしている一つなことで、私どもは地元の方たちが一番心配されているのは、いまでも不法漁業ですね、こういう形で問題があるのが、調整事務局廃止によって一層この取り締まりが不十分なものになつてノリの養殖の振興に影響を及ぼすという心配をされているわけですが、農林省の資料によりますと、水産庁からいただいた資料ですけれども、立入検査とか、指導、検査についてこの三年間を見させていただきましたと、それぞれ五十一年度は四十件、五十二年度は三十二件、五十三年度は四十四件、五十四年度は五十二件、五十五年度は五十四件、五十六年度は五十六件と、これはやはり余り軽視できない数字だと思つておりますけれども、調整事務局が廃止になった後の措置として、こうした有明海の漁業振興についての従来の行政上の中身をもちろん後退させてはならないし、また漁業振興の立場から一層改善充実させなければいけないと思ひますが、その辺のお考えと、それから対応ですね、具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(森整治君) 確かに有明海における漁業取り締まり問題につきましては、数字的には先ず御指摘のような状況になつておるわけでございます。このために現在職員が五名交代でいろいろ取り締まりを行っている、そのほか福岡県の海上保安部あるいは熊本県の海上保安部あるいは熊本、福岡、佐賀、長崎の各県警本部という連携をとりまして、違反のないように努力をしているわけでございますが、今回の措置は、名前も変わりますが、九州の全体の漁業調整事務所ということに相なるわけでございます、そういう面からいたしますと、御指摘の御心配の点につきましては、まあむしろ現在の取り締まりの基地であります大牟田には、そのまま取り締まり船を配置するということが同時に、ほかの取り締まり船も活用できるという利点はあろうかと思ひます。

それからもう一つ、実際の運用面におきまして、有明海の現在の事務局の職員が四名で交代でやつておるわけでございますが、今後は九州全体の事務所といたしまして、取り締まりの業務を移管し、新設される漁業監督課というものの、専門の漁業監督指導官十一名というところで取り締まりが行われるということ、そういう意味ではメリットが出てまいるといふふうにお聞きしたい、有明海の漁業調整事務局の廃止によりまして、今後移管されます九州の漁業調整事務所、ここで行う取り締まりの業務というところにつきましては、従来以上の成果を期待し得るものと考えておるわけでございます。私どももまたそういうふうな努力いたしてまいりたいというふうに思つております。

○山中都子君 御答弁ありましたように、有明海の漁業調整事務局の廃止が、いささかも行政上の後退をもたらさないようにさらに一層の前進が図られるようにぜひとも進めていただきたいと、重ねて要望しておきます。

第三の問題でございますが、これは同じく設置法の一部改正の法律案要綱によりますと、第二の二に入っておりますが、試験研究機関の移転の問題

すでに、林業試験場へ行く場合ですね、宿舎などからですと、具体的に私、バスダイヤその他取り寄せて調べてまいりましたけれども、学園の竹園というところの竹園発というバスが、林業試験場

す

○山中樗子君 あわせて私、バスダイヤいいただき
ましたので、御紹介もして、ちよつと注意も喚起
したいと思うんですけれども、昼間の場合、いま
私は通勤時の朝と夕方のを申し上げましたけれど
も、たとえば家族の方たちが昼間ですね、牛久駅
なら牛久駅まで出かけようというような場合にど
ういう状況かと申し上げますと、八時台が一本で

いと思いますので、重ねてお尋ねをいたします。

○説明員(石川允君) 先生の御指摘のようなことは事実であることは十分承知いたしておりますが、現在ちょうど移転の最中でございまして、したがって、この移転人員との見合いでこのバスの増廃その他をやっておりますので、さらに正確な人員を把握いたしましたして、調査いたしまして、その上で関係機関と十分調整を行っていききたい。すでに、現在もあらゆる面で関係機関と折衝いたしております。

○説明員(石川允君) 移転が五十四年でございますので、五十四年にはもちろん把握できるはずでございますが、できるだけ早期にということをお願い申し上げます。というのと、ところ……。というの、各移転者の調査が実際まだ完全にできていない部分もございますので、そういうものを把握するのにもう少し時間をかしていただきたいと思っております。

題について次にお伺いいたします。

それにしても食堂がないというのはちょっと考えられませんし、ちよつと外へ行つて食事してきますというわけにはいかない場所でございますから、これはいづれお考へになつていらつしやるんだとは思ひますけれども、この点についてはぜひとも早急に食堂をつくつてほしいという職員の方々の要望はもう当然のことだし、常識的に考へてもこれは最初からつくつておかなければならないことだと思ひますので、これは大蔵省がおやりになつていらつしやるんだとすれば大蔵省からお答へいただくんで結構なんですけれども、いかがでしょうか。

ことを考えていかなければならないと思います。

て、移転する各官庁相互間それぞれ相談いたしました。して検討していきたい、かように考えておる次第でございます。

○山中郁子君　そうしますと、断固として食堂をつくらないというわけですか。これは理解に苦しむのですけれどもね。

○説明員(秋山雅保君) 私ども、実は宿舎をつくるのが目的でございます。その宿舎の一環として食堂をつくるということはもちろんできます。ただ問題は、食堂の運営をどこがやるかということでございます。ですから、そういう問題も含めましてこれから検討をしていきたいと、かように考えております。

○山中柳子君 検討するのね。自炊設備があるということはいいけれども、自炊できる方ばかりいるとは限らないし、いま申し上げましたような状況もありますから、管理はどこなすのかといったって、それは考えれば幾らだっただけが管理するの考えつくことでありますし、今回たくさんのの研究所が移転するわけです、農林省にもお考えを伺っておきたいと思っておりますが、ぜひ食堂をつくると。いろいろな設備が完備されてい

ありましたけれども、そうすると残念ながら画審点睛を欠くのではないかと思いますので、農林省としてもぜひその辺の御努力をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 現在農林省関係の独自の移転職員につきましては、いまでも大蔵省からお話がございますが、自炊施設を使って用を足しておられるほか、筑波の事務所に共同利用の食堂がございます。これは大体キャパシティとしては、何回転もしますと千人以上利用できるといふふうに思います。それより規模はちよつと小さいんですが、林業試験場にも食堂がございます。こういうもののとか、民間の食堂を御利用になっているというのが実態だと思いますが、先生御指摘の職員の方から独身宿舎に食堂を設置してほしいというような要請がございます。これにつきまして

て、私どもも移転職員的生活環境変化に対します一つの対応として考えられることではあるということとで、これはしかし農林省一省だけでできることではございませんので、共通の関心を持つような他の省庁とも寄り寄り協議をしてまいったわけですが、いまま大蔵省からお話ございましたように、独身宿舍に当初ガス設備等がついておらなかったのを、後に改造をしてガス施設をつくり炊飯がで

きるようにしたと、あるいは建設途中のものにつ
きましてそういった施設を設計変更をして特につ
けたというような経緯もございまするし、またこ
れもいまお話がございました食堂の運営方法等、
これは民間の食堂に対します影響とか、そういう
ようなこともいろいろ考えなきゃなりませんし、
まあ利用計画もしっかりしませんが、せっかく店
開きしたけれども運営が成り立たないといった問
題もございます。大変むずかしい問題があります
ので、そういったことについてどうするか、これ
について先ほども関心を持っておる省もございま
すから、十分真剣に相談をして検討をしてまいり
たいと、現在の段階では結論は得ていないとい
うことでございます。

○山中郁子君　もう一つ大蔵省にお伺いしておきますけれども、検討されているというお話ですが、やはり必要な方たちから見れば急ぎの要求ですよね、病氣して寝ていたというときに何にも食べられるのがないと、近所に商店ないわけですから。なるべく早くそれはやっていただかなきゃいけないですけれども、いつごろまでにと、いうふうに考えていらつしやいますか。

○説明員(秋山雅保君) 一般的に職員的生活上の利便の問題でございますので、主として国土庁が中心になるお話かと思えますけれども、国土庁ともよく相談いたしまして決めたいと思います。ただ、私の方から直接いつということはちょっと申し上げかねると思います。

○山中郁子君 じゃ国土庁の方から、もし御答弁

○説明員(石川允君) これもはなはだ申し上げか

ねる点でございますが、やっぱり移転者の問題を正確に把握いたしませんと、どのぐらいの規模のものをどこへどうつくっていくかという問題がございますので、寄り寄り大蔵、農林、通産その他の省庁と話し合っておりますが、それを正確に把握した上でしかるべく方法を考えようということでは話し合っております。できるだけ早期にやりたいと存じます。

○山中郁子君　ぜひ早期に実現できるようにお進めをいただきますと思います。

筑波問題に關しまして、あと一つ医療問題でお尋ねをいたします。

まだ記憶に新しいところですが、筑波で一人独身寮で飛びおり自殺なすったという事件がありましたね。それで新聞報道によりますと、何か十カ所も病院をたらい回しされたと言われております。私は筑波のこの研究学園都市に救急医療体制がないというのは全く理解できないことだと思っておりますけれども、筑波大学病院があるわけでしよう。この救急医療体制は、当然この筑波学園、筑波大学病院を含めて早急な救急医療体制をつくられる必要が、これこそ本当に緊急の間

題だと思ひます。先ほどの独身寮の問題じやありませんけれども、幾ら完備されていても自炊をして一人でそこに閉じこもつて、こういう都会の生活の中からほんとそういうところに行くわけですから、若い方たちがそういうノイローゼ的な状況になるとかということとはもう十分考えられることで、そしてこゝした事故まで出ているわけですから、この点はとにかく救急医療体制を早急に確立しなければならぬと思つておりますが、いかがでしょうか。

○説明員(五十嵐耕一君) お答え申し上げます。
全国とこの地域におきましても、先生の御指摘のような救急医療体制が必要であるということであると思います。ただ、救急医療体制を実施していきます場合には、これは厚生省の方でいま御指導なさっているわけですが、比較的軽度の患者を扱います第一次救急、それから少し高度

な専門医療を担当いたします第二次救急、それから、より高度な救命救急的な第三次救急というもの、の三つのネットワークが必要であるということでございます。それで、私どもの所管しております大学の付属病院といえますものは、教育、研究のほかに高度の診療をやるということが基本でございます。したがって、そういう大学の病院を生かしていく場合には第三次救急が適当であるということで大学を指導しております。したがって、筑波におきましてもそういうネットワークの整備と合わせながら大学が協力していくということで指導しております。

○山中樞子君　そうすると、筑波での救急医療体制というのは具体的にどうなるんですか。どういふふうにいっでできるんですか、ちよつといまの御答弁じゃよくわからなかったんですけれども。

○説明員(五十嵐耕一君)　ただいまちよつと申し上げましたように、救急医療体制全部の整備ということとは大学病院だけの仕事ではないと思っております。その救急医療体制のより高度な部分につきましては大学病院も協力し、分担をしていくというかつこうであるということです。

○山中都子君　そうすると、筑波大学病院で救急医療体制は受け入れる条件をつくると、そのようにやりますと、こういうことですか。このような場合です、自殺者が出て、落ちたときはまだ生きていらしたわけですね。それでもう病院がなくて、十も病院を駆けずり回つてとうとう死亡されたかと、こういう状況が生まれたわけですね、この筑波学園ですね。それは筑波大学病院で救急体制に応じると、こういうことですか。

○説明員(五十嵐耕一君)　ただいまのことはこう

いうことと御理解いただければよろしいと思いますが、大学病院でも当然救急医療をやらなくてはいけないというところはございますが、ただ大学病院だけが救急医療をやるということではないわけです。そういうたらい回しをなくす体制というものもあわせてつくつていかなきゃいけない。それは大学病院だけでできる話ではないということ

でございます。

○山中都子君 私は大学病院の救急医療体制の一般論をいっているんじゃないかと、筑波の問題で何っているんだと端のな回答いただければいいんですが、そうしたら室長から何っていいんですが、筑波学園都市の救急医療体制の対策ですね、計画どうなんでしょうか、いつ解決するのでしょうか。

○説明員(石川九君) 先生、これは厚生省が所管いたしておりますので、私の方が正しくお答えできるかどうかとわかってませんが、現在筑波の六カ町村の中に、救急医療機関といたしまして病院が一、それから医院、診療所は四カ所ござい

ます。これは旧来の六カ町村対象のいわゆる救急医療機関でございますので、新たな機関が人口が張りつくに従って、当然先生御指摘のような医療体制というものをさらに直さなければならぬというところは事実でございます、これをいま早速やらなきゃならぬわけでございしますが、その中心として、いま文部省の方からお話がござい

ました筑波大学というものが一応は組上に乗っておるわけですね。そこで、筑波大学の方でそれを中心にいま検討を加えておられる状態でございます、これ以外にも周辺の医院とかあるいは診療所、こういったものを漸次初期の救急医療体系の中へ組み込んでいきたい。それから、第二次救急体制として筑波大学であるとか、あるいはまた別途考

えなければならぬかもしれないが、そういったものを考えていくというのを異が、いま検討いたしておりまして、第三次、つまりいろんな問題が起きましたときの情報のセンターといたしまして、救急医療情報コントロールセンターというものを、大体県がことしの夏に稼働させる所存のようでございまして、これができ上がりますと、必ずしも十分とは申し上げかねますが、ある程度先生の御指摘のようなことがうまくいくようになるんではなからうかと考えております。

○山中都子君 そうしたら、文部省に最後にもう一度だけ伺っておきますけれども、筑波大学病院

が救急病院としての役割を果たすというように

は検討すると、それは第一次から第三次まで全部とかというんじゃないかと、ほかにもいろいろお考えにならなきゃいけないんじゃないでしょうか、大学病院だけがそれを担うということではないでしょうか、そういうふうに理解してよろしいですか。

○説明員(五十嵐耕一君) 先生の御指摘のとおり、そういうネットワークの整備とあわせながら筑波も引き受けていくということでございます。○山中都子君 次に、直接法案の関連と離れまして、当面する農業行政問題について二点伺いたいと思います。

一つは、タマネギの問題です。非常にいまタマネギが値崩れするというか、暴落しているというところで、生産者の方たちが大変切実な要望を出しておられます。これはいろんな背景があるわけですね、それと、まず農林省として実情をどのように把握されているか、お聞かせいただきたいと思

います。○政府委員(大伏孝治君) 最近におきますタマネギの需給及び価格の動向でございますが、タマネギのことに入りましての価格の動向は、一月から三月の上旬までは堅調に推移してまいりました。三月の中頃から価格が軟化し始めまして、四月、それから五月を前年に比較いたしますと、かなりの低い価格で推移をしてきておるわけでござ

います。四月から本格的に新タマネギが出荷されるのでございまして、このタマネギの作付面積は前年より若干多い状況でございますが、作柄が前年と比べて上回りました。収穫量、出荷量ともやや増加をした、このために価格が低迷を続けておる、同時に輸入タマネギの在庫及び放出ということもその状況の上に加わったというのが現在の状況でございます。ただ最近、先週後半以降

やタマネギの価格が回復してまいってございまして、このままではまいりますと、市場関係者の話等を総合いたしますと、六月中旬以降は価格が回復するのではないかとというふうに考えられておると

ところでございまして。

○山中都子君 余り樂觀できない状況もあると私は思っています。

それで、いま御答弁もありましたんですけれども、卸売価格、中央卸売市場での動きを見ますと、四月中旬には昨年の三割ですね、三割のキロ当たり四十九円まで急落している。五月に入ってもまだ前年比で半値という状況です。御承知のように、千葉県の白子町ですか、あそこはタマネギの主要な産地ですね、これは農林大臣も大いに関係があ

つて、タマネギは北海道が主産地ですからね、お考えいただかなきゃいけないと思うんですけれども、もう本場に野積みです。売れないわけですね、全然。そういう状況のもとで、本場に生産者が苦しんでおられるわけですから、何とか私はここで行政的確な手を打つべきだと思

います。いま御答弁ありましたが、一つの要因のようにおっしゃっていらすが、実情を調べますと、この輸入の急増というのは大変大きな値崩れの要因になっているわけですね。で、一つお伺いたしたいんですけれども、四十九年から五十二年の輸入実績ですね、それぞれどのようにふえてきて、ふえてというのか、どのくらいになっているか、それをちょっと教えてください。

○政府委員(大伏孝治君) タマネギの輸入につきましては、例年主として国内産のタマネギの供給が不足いたします二月から四月の端境期におきまして供給を目的として輸入をされております。これまでの輸入の数量といたしましては、四十九年が六万五千トン余、それから五十年が三万トン、五

十一年が六万二千トン強、それから五十二年が三万九千トン、約四万トン弱というところで、これは暦年でございますが、そういう輸入の状況になっております。

○山中都子君 それで、ことしはすでに輸入された分量がどのくらいになっているかと比較したいわけですが、一月から四月までの輸入実績、五十三年で、暦年の五十三年ですが、これはどのくらいになりますか。

○政府委員(大伏孝治君) ことしの一月から四月までの輸入は約六万四千トンということでございます。

○山中都子君 農林大臣、ぜひお考えいただきたいんですが、一月から四月までの四カ月間で六万四千トン輸入してらるんですね。それで、いまさっきお示しいただいたように、四十九年から四年間の数字を見せたいと、最高が四十九年の六万五千トンですね。その次が五十二年六万二千トン。ほぼこれと同じ量のタマネギを一月から四月までにもう輸入しちゃっているわけですね。

それで、時期的にはこの時期に集中するということをおっしゃっていただけませんが、私はそのほかに全然輸入がないかと言えませんが絶対ないんであって、細かい数字出していただければわかるわけですが、それでやっぱり何らかの実質的な規制措置、制限措置、こんなふうに輸入されたら、それは国内生産者が買いたたかれるのはあたりまえで、本場に涙も出ない状態だと。農林大臣に私がそんなことを言うのはどうかと思

いますけれども、よく御承知だと思いが、北海道の皆さんもおっしゃっているはずで、それで、ぜひともそうした規制の措置を考えていただかなきゃならないと、緊急にと思っておりますが、まずことしの四カ月の六万四千トン、これの主な大手輸入業者がどこであるのか、そしてそれぞれがどのくらい輸入しておるのかということをお教え

ていただきたいと思います。大手輸入業者につきましては農林省から資料をいただきましたので、それがそれぞれどのくらいかということでお答えいただいております。

○政府委員(大伏孝治君) そのお答えの前に、ことしの一月から四月の輸入数量が例年に比べて多いという点につきまして若干御説明をさせていただきます。秋の野菜が相対的に前進出荷されて、三月ないし四月の野菜の端境期には品不足が出るのではないかと、それに伴って価格の高騰が懸念されたということが一

つてございます。それからもう一つ北海道産のタマネギ、これは昨年の秋とれるものでございまして、その収穫状況を見ますと、前年に比較いたしますと、これが減少をしておるといふことから、昨年の十月末時点でのこの春のタマネギの需給状況を推算いたしましたところ、この三月には必要入荷量に対して供給量が約一割程度不足するのではないかと見通しを立てられ、このために、やはり従来から端境期に入れております輸入タマネギを入れる必要があるという見通しを立て、それらの要因が重なりまして結果的に輸入量が増加したということがあるわけでございますが、結果的に見まして、まことに生産農家に申しわけない事態になっておるのでございますが、輸入の場合は、必要だからすぐ入れるというわけにはまいりませんので、あらかじめ先の見通しを立てて、それを業界等に指導して入れるというふうな状況もございまして、その点について御理解をいただきたいと存じます。

それから、直接お尋ねの輸入商社についてでございますが、有力な商社といたしまして資料を御提出申し上げましたけれども、正確にこの商社ごとの取り扱い金額、取り扱い量、これは通関統計のもとになります税関での資料による以外には正確な数字はつかみにくいのでございますが、御承知のように税法関係の守秘義務がございまして、残念ながらわれわれといたしましてもこれを正確に掌握するというのがいたしかねる次第でございます。その点御容赦をいただきたいと思っております。

○山中都子君 そんなはずないでしょう。主な大手として十社挙げられました。伊藤忠、丸紅、三和実業、西日本青果その他十社挙げられたんです。ね。それがそれぞれどのくらい輸入したかわからないんで、そんなはずないじゃないの。わかるからこそこれが主なところですよ。出して出していって、それが主なところですよ。大臣いかがですか。○政府委員(大伏孝治君) 確かに有力な商社とい

うことで、業界の中で一般的に言われておる商社としてこの十社が挙げられるわけでございますが、これは、台湾からのタマネギの輸入につきましましては日本蔬菜輸入組合という輸入組合をつくっております。その構成員約二百社ございまして、その中で有力な取り扱い商社というところで提出をいたしました関係でございます。それ、それぞれの商社が幾ら、どのくらいというのを掌握して提出をしたわけではないということをお断りいたします。

○山中都子君 結局そうしたら、こうした農産物の輸入について、どの商社がどのくらい輸入しているのかというのを農林省の手で全然ないというふうなことはないでしょうか。そうしなきゃ全然把握できないじゃないですか。私はだから、いまだにお調べになってないというんだから、そこら辺はまた調べていただいて、見当で結構ですよ。その厳密でなくても結構ですから資料としてお知らせいただきたいと思いますが、その点は全然農林省はそういうことを知る手だてがないし、知る気もないというのではあり得ないと思っておりますが、農林大臣いかがですか。

○国務大臣(中川一郎君) これは仮に知れましても、どの貿易商社がどのタマネギを何トン輸入しているかというところは、会社のやっぱり営業の秘密に属することであって、政府が国民の前に公開をするというわけにはいかぬことだろうと思っております。したがって、調べられるとしても公開するわけにはいかぬ趣旨の内容であろうと、残念ながらそう思うわけでございます。

○山中都子君 そうしたら、大臣ちょっと伺いますけれども、先ほど私申し上げましてお尋ねをされているんですけれども、こういふふうに入荷がすくなくちゃって、先ほどお答えもありましたように、見通しが間違ったということについては確かに問題があるとおっしゃいました。そういうことについては、じゃ商社が勝手に輸入する分には輸入させておいてよろしいと、それで国内の生産者がどのように買いたたかれようと、それは農林

省としては構わぬのだということじゃないでしょう、そこところはどうかですか。私は実質的な何らかの制限、規制、そして価格の保障ですね、暴落を防ぐと、こういうことをしなければ、まさに国内生産者を保護できないと思っておりますけれども、いかがですか。

○国務大臣(中川一郎君) 残念ながら、原則的には昭和二十六年に自由化したしておりますから、どの業者が何を入れたらいいとこれは規制できないというのが貿易の自由化原則でございます。それから、規制するわけにはまいりませんが、その辺のところはまた指導でもって、これはこういう見通しで品不足になりそうです、あるいは品が余りそうです、ですからこれはひとと余り入れないようにしていただく方がいいですよ、そう協力してくださいというところは業界を通じて指導できるし、またそういうことを通じて生産者に不安のないような行政のできるぎりぎりの、指導とまで言えぬですが、要請といえますが、そういう措置を講じて生産者に迷惑をかけない措置を講ずる、こういうことをやっておるわけでございます。これは若干そういうことで見通しを誤ったために、かなり入り過ぎて迷惑をかけておるということについてはまことに申しわけないことだな、こう思っております。

○山中都子君 きょうは自由化品目の問題の根本的な議論をしている条件も時間もありませんから、いま当面、とにかくタマネギが困っているという状態で、それはもう農林大臣自身がよく御存じのはずです。ですから、一袋二十キロ、これを商社は加工業者に二百円で投げつけているんです。でも太刀打ちできない。それはあらたまたま思っているんです。ですから、いま言われましたけれども、もうちょっとしっかりとした姿勢で、いまの自由化論争は別に置きまして、自由品目であるなしの問題はかなり基本的な問題にも関連しますから、私は緊急にやはり政府として、こういう事態になったら、とにかく国内生産者を保護するためにそういう措置をすぐにとるべきだ、そう

いうことが主要な農林行政の問題だ、柱だと思っておりますけれども、それにしまして、もう少ししっかりした立場で生産者の利益を守る、保護するということに立っていただきたいと思っております。それはもちろん否定なさっていらっしゃるわけではないから、重ねて強く申し上げておきます。

関連をいたしまして、こういう状況になりますと、このタマネギの問題で言うならば、一つは暖冬のために品物がよくなって、一般的にA、Bといて、普通はみんなA製品ができるんだけれども、Bが多くなってきたということがある。生産者の方たちの悩みです。結局これはもう売りに出せないみたいになってきているんだけれども、実際上それが多くてもう売らんわけでも、買いたたかれた場合に、Bの場合には価格補償がないわけですね、これをやはりこういう緊急のそして特別な場合でございまして価格補償の対象にしてほしいと、これまた大変切実な要望なわけです。この点は何らかの柔軟なお考え方でもって対応ができるのかどうか、それをお伺いいたします。

○政府委員(大伏孝治君) 価格補てんの問題につきましては、先生御承知だと存じますけれども、あらかじめ補てん予約契約を行なうとして、そのための資金をあらかじめ造成をいたしまして、その後価格低落という不幸な事態が発生した場合にその造成された資金から補てんを行うという仕組みになっておるわけでございます。その場合の価格補てんの対象になりますのは、市場で通常取引される正常な品質のもの、規格品ということになります。それを得ないわけでございます。規格外のもの、対象にして考えるという区々でございます。それに比べてどのような基準価格を設定するかという技術的な非常にむずかしい問題がございます。先生の、ただいま、ことしそういう問題が発生しているのをどうするかということござい

ざいますが、これは価格補てんの問題として仕組むということについては、ただいま申し上げたような非常にむずかしい問題がございます。やはり災害によります農家経営が受けた損失、影響をいかに緩和するかという点で、災害金融対策等を考へてまいらうと考へざるを得ないのではなからうかと思ひます。

○山中都子君 私直接つかんだところでも、先ほど申し上げました千葉県の白子町、それから愛知県の碧南市なんか集中的にタマネギ生産している地域です。ほかにも全国的にタマネギを生産している地域でもそうなんですけれども、減反政策との関係で転作の対象としてタマネギをすつとしてきたという経過があるんですよ。それだけありますね。ですから、全農なんかでも言っているんですけれども、そういうことで国の減反政策から転作を考へ、そしてひとつタマネギで成功していく、タマネギで転作をしていくと、こういうやり方をしているわけですね。これは国の農政の要請にこたえた形でやってきているわけですよ。それが、ただ今度輸入がそういうことで膨大になってきて、それでもうどうしようもないという事態になってくる、しかしそれは自由化品目だからしょうがないんです、価格補償はこうこうこうなっているからしょうがないんですというところじゃ、余りにも冷たいじゃないかというのを私はいま申し上げておきますので、全農でも、転作によって国内需要は大体賄えると、タマネギの、これからですね、そういう見通しを立てておられます。それは全農がそういう見通しを立てているからといって、もっと十分な慎重な調査も必要だということとは私は否定はしませんけれども、そういうところを基本を置くならば、先ほど申し上げました輸入の問題、それから、いま重ねて要求をいたしました価格補償の対象の問題ですね、また価格補償を拡大していく問題、こういうことについて、ぜひ今日のこの窮状に照らして農林省として

とにかく生産者を救済する、保護するという立場から、積極的な工夫もされ、指導も強めていただきたいということをお願いいたします。

○国務大臣(中川一郎君) タマネギのみならず野菜は、減反政策との関係で過剰生産になりますとたちまち価格の問題で大変なことになります。したがって、減反政策をやるに当たっては、特に需給関係を十分考へて、県なり町村なり市なり、そしてまた国全体としても過剰にならないように計画的な生産が行われるように指導して、国内的な過剰あるいは外国からの輸入による過剰でもって価格が暴落を来さないように、過去に比べても十分指導してまいりました。今後十分指導してまいりたいと思ひます。ただ、輸入問題は無理な輸入がないように、その点はさらに指導してまいりたいと思ひますが、品質の悪いものについての価格補償というのは、これは技術的に非常に困難、制度、仕組みの問題でございまして、検討はいたしてみますけれども、今回これに對してどう処理すると、いま御希望のような返答はできないことは残念でございまして、研究はさせていただきますと存じます。

○山中都子君 価格補償の性格からいって、結局私が申し上げているのは生産者に責がある問題じゃないわけですね。暖冬だとか天候の問題なんかは農産物特許にすぎないけれども、そこを考へてはやはり価格補償という政策の精神からいって、ぜひ御検討いただく中身の問題だと思ひますので、重ねて申し上げておきます。

最後に一つだけ簡単に考へてお約束をいたしたいことがございます。それはかねてから問題になっているんですけれども、お米のイネミズゾウムシ、害虫ですね、これの問題でだんだん被害が広がっていくということで、愛知県の知多半島では一割減収というところまで来て大変困つていらっしゃると思います。で、半田市だけでも約一千万円の減収だということが伝えられておりますけれど

も、ぜひともこれの把握と、それから処理ですね、処理という解決のための国としての、いまから研究するんじゃないかと、いろいろ手当てはしていらっしゃるんだと思ひますけれども、その対策とそれから現在の薬品代の補助をぜひおやして、駆除のために必要なだけの薬の費用を国が持つてほしいというのはいま農家の方たちの切実な要望です。で、調査と、それから対応の早急な検討、それから必要な薬品についての補助、この点についてのお約束をいただきたいと思ひます。

○政府委員(野崎博之君) 御承知のように、愛知県で五十一年度から発生したわけでございまして、本年愛知県に對しましては約一億四千万の金を出しまして防除を進めておるわけでございまして、同時に、この発生地減に隣接をいたします三重、岐阜、静岡の三県につきましまして、本虫の進入を警戒するための調査を実施いたしております。今般これらの三県でやはり被害が相当出たという報告がございまして、三重県については係官も現地に對して調査をいたさせるところでございまして、三県の発生市町村を見ますと計二十九市町村というところでございまして、今後これらの発生市町村につきましましては、蔓延防止を図るため、発生密度の高い地区に對しまして経済的被害をもちたさない、減収をもちたさない、そういう対策をいたしまして防除対策等に積極的に向き合ひとり組みたいというふうな考へております。

○山中都子君 補助金を出されていることを否定しているわけではなくて、農協なんかでもかなり負担になっているという面もありますので、いま御答弁がありましたので、当然積極的に向き合ひたそうした補助金の増額などについても考へたいだくということと理解をしておりますが、それによろしいでしょうか。

○政府委員(野崎博之君) 前向きにそういう方向でひとつ検討をいたしたいと考へております。

○委員長(塚田十一郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤武徳君が委員を辞任され、その補欠として鈴木正一君が選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議でございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林省設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、原君から発言を求められておりますのでこれを許します。原君。

○原文兵衛君 私は、ただいま可決されました農林省設置法の一部を改正する法律案に對し、各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、農林水産行政の重要性にかんがみ、次の事項について配慮すべきである。

一、農林水産省への省名変更及び水産行政機構の整備強化に伴い、二百海里時代に対応した施策を更に強力に推進するため、水産行政の充実強化を図ること。

二、食品全般の価格、流通対策の充実に努めるとともに食糧の総合的な自給力の向上を図るため、農業行政を一層充実強化すること。

一、森林・林業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、森林・林業の当面及び長期の安定振興対策を講ずるとともに国有林野事業の経営については、公益的機能を重視し、活力ある国有林づくりを基本とすること。
一、営林署等の再編整備を図る場合には、地域住民の十分な理解と納得をうるよう努めること。
右決議する。

以上でございます。どうぞ御審議の上御賛成願いたいと思います。
○委員長(塚田十一郎君) ただいま原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。

よって、原君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中川農林大臣。

○国務大臣(中川一朗君) ただいま農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、慎重な御審議の結果御可決いただきまして、まことにありがとうございます。私といたしまして、本委員会における審議内容を十分尊重いたしまして、農林省に与えられた任務の遂行に全力を尽くす所存であります。

また、ただいま御決定になりました附帯決議につきましましては、御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。

○委員長(塚田十一郎君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十二分散会

六月二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案
一、職員団体等に対する法人格の与付に関する法律案

六月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願(第六一九二号)(第六一九三号)(第六二七五号)

第六一九二号 昭和五十三年五月二十二日受理
旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願
請願者 東京都世田谷区祖師谷一ノ二五ノ

一九柳田寛治

紹介議員 向井 長年君

戦時中における在外電気通信従事者に対する処遇に関する終戦処理のうち、在満支の外国特殊法人職員については、恩給法納金に関する国庫納金の適及納付の条件を付されることもなく、先に恩給公務員であること等の特定の条件をもつて、その社員期間につき、既に恩給等の在職年の通算特例の適用の対象となつてゐるが、昭和二十二年五月二十五日の旧国際電気通信株式会社等の会社業務政府引継ぎ以前に、当該会社を退職し、通信部内等に再就職した者に対しては未だなんら措置がなく放置されてゐるので、前記外国特殊法人の電気通信従事者と同等の恩給等通算特例の適用に関する法的措置を講ぜられたい。なお、職員中には、臨事軍費支弁になる陸海軍の有給嘱託が含まれており、その軍属としての身分の確認並びに外国

騒乱地勤務加算について明確に扱われていない実情にあるから、これら会社の社員期間を恩給期間及び退職手当の期間に通算するなどその他軍属の身分確認について所要の法的措置を講ぜられたい。

理由

私もは過ぐる支那事変、大東亞戦争に際し、元通信省職員として勤務中、昭和十四年以降、所属庁の勤奨により会社に派遣され、海南島地区、南方占領地域及び香港地区の電気通信業務に従事したが、終戦により引揚後は解雇予告ともいうべき休職となり、昭和二十二年五月二十五日の会社業務の政府引継ぎまでに退職して、自力をもつて通信部内に復帰または民間の電気通信復興工事会社等に再就職し、あるいは若干の期間において通信部に勤務した期間が恩給公務員としての勤続とみなされないため、恩給期間及び退職手当の期間に通算されず著しく不利な扱いを受けている。

第六一九三号 昭和五十三年五月二十二日受理
旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願
請願者 東京都三鷹市井之頭二ノ二五ノ一

六中村香苗

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第六一九二号と同じである。

第六二七五号 昭和五十三年五月二十四日受理
旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願
請願者 東京都中野区上高田二ノ一六ノ七

佐藤矩方

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第六一九二号と同じである。

第十一号中正誤

ベシ 段行 誤 正
七 一 二 賜 賄
三 三 〇 認可性 認可制
三 一 九 行政管理庁 行政管理庁

第十二号中正誤

ベシ 段行 誤 正
一 三 〇 第五十六条 第百五十六条
三 三 〇 さいして さいして
七 四 〇 保健 保健
三 二 四 半頭 羊頭

第十三号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二 二 終わり サトウキビ さとうきび
七 一 〇 としは としては
三 三 〇 基準規定 基準規程
二 一 〇 比率で 比率が
二 二 〇 十分 十分
二 六 三 三 〇 でございます でございます
三 一 〇 終わり 修理 数理

第十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
五 四 三 いうこと いうことで